

# ヨーロッパ特許条約の草案について

佐 藤 義 彦

はじめに	目次
第一章 現在までの経緯	ヨーロッパ特許付与手続に関する協定
第二章 ヨーロッパ特許付与手続に関する協定	ヨーロッパ特許付与手続に関する協定
第三章 共同体特許に関する協定	ヨーロッパ特許付与手続に関する協定の第二予備草案案（仮訳）
付録一 ヨーロッパ特許付与手続に関する協定の第二予備草案案（仮訳）	ヨーロッパ特許に関する協定の第二予備草案案（仮訳）
付録二 共同市場のためのヨーロッパ特許に関する協定	

よつとするには、法規も手続も異なる各国につきそれぞれの国の言語でそれぞれの法令の書式にしたがつて、出願書類を作成し、出願をして特許をとらなければならない。のみならず、右のようにして取得された各国の特許権は、それぞれ各国の国内法の定めるところにしたがい、異なった内容を有している。このような今日の現状を改善するための注目すべき試みとしては、一つの出願で多数の国に出願したと同じ効果を確保することを目指した一九七〇年六月一九日ワシントンで調印された特許協力条約 Patent Cooperation Treaty; Traité de Coopération en matière de brevets (以下では PCT と略する) が存在するが、本稿では、ヨーロッパ地域内の諸国という狭い範囲ではあるが、一つの出願を審査することにより多数国の特許権を付在、発明者が諸外国においても自分の発明について保護を受け

与し、かつ、E E C 加盟諸国においては、特許権の権利内容をも同一にすることを目的としたヨーロッパ特許条約の草案を紹介することとした。

## 第一章 現在までの経緯

ヨーロッパ諸国間における特許法の統合作業は、大別すれば、ヨーロッパ評議会 *Conseil d'europe*; Council of Europe におけるそれとヨーロッパ経済共同体 *Communauté économique européenne*; Europäische Wirtschaftsgemeinschaft におけるそれとなる。

前者に属するものとしては、一九五三年一二月一二日に締結

され一九五五年六月一日から効力を有している「特許出願の方式要件に関するヨーロッパ協定」<sup>(1)</sup>、一九五四年一二月一九日に締結され一九五五年八月一日から効力を有している「特許の国際的分類に関するヨーロッパ協定」<sup>(2)</sup>、および、一九六三年一月二七日に締結された「特許実体法の若干の要素の統一に関する協定」<sup>(3)</sup>（いわゆる「ストラスブール協定」）が、すでに、成立しているが、本稿で紹介を試みようとする二つの協定案は、いずれも、ヨーロッパ経済共同体が中心となつて作成したものである。

一九五七年三月二十五日、ローマにおいて、ベルギー、西ドイツ、フランス、イタリア、ルクセンブルグ、オランダの六カ国

間で、ヨーロッパ経済共同体条約（いわゆる「ローマ条約」）が締結されたが、その第一〇〇条第一項には、「理事会は、共同市場の設定または活動に直接影響のある各構成国の法律および行政規定を同質化するため、委員会の提案に基づき、指針を発する。」旨が規定されていた。この規定に基づき、一九五九年一月一九日には、ヨーロッパ経済共同体に、特許に関する作業部会「特許グループ」が設けられ、各構成国の特許法規統合作業が開始された。現西ドイツ特許庁長官ヘルテル博士 Kurt Haertel を議長とする「特許グループ」は、数年間にわたる作業を経て、一九六二年一月、「ヨーロッパ特許法に関する協定の予備草案」<sup>(5)</sup>を公表した。<sup>(6)</sup> ブリュッセル草案と言われているのが、これである。

この草案は、(1) 各構成国は共通のヨーロッパ特許法を有すること (2) 一つのヨーロッパ特許庁と一つのヨーロッパ特許裁判所とを設置すること (3) 各構成国には、ヨーロッパ特許法以外に、国内特許法の併存を認めること (4) ヨーロッパ特許法は、工業所有権の保護に関する一八八三年三月二〇日のパリ条約と抵触しないものとし、かつ、同条約第一五条にいわゆる「特別の取極」とすること (5) 特許付与手続は繰延べ審査制を採用することなどをその内容とするものであり、もしもこれが当時実現していたら、各構成国の経済的・政治的統合を一段と促進していただろう。<sup>(8)</sup> と評価されているものであった。

る諸事項については、後日の決定にまつこととし、空白のままにしておかざるをえなかつた。たとえば、(1)ヨーロッパ経済共同体構成国以外の第三国が当該協定に加盟できるか否かの問題(2)第三国の国民がヨーロッパ特許を取得することができるか否かの問題(3)いわゆる経済条項、つまり、特許権者(または実施権者)から特許品を買い受けて販売したり使用したりする場合における特許権侵害の有無の問題および強制実施許諾の問題、などがこれであつた。前二者については、西ドイツの主張する「すべての人のためのヨーロッパ特許 europäisches Patent für jedermann」という考え方と、フランスが主張する「ヨーロッパ人のためのヨーロッパ特許 europäisches Patent für Europäer」という考え方とが鋭く対立<sup>(9)</sup>しつつ、これが、後日、共同体特許法創設の作業を、数年間、中断させた一因である、と説く学者もある。<sup>(10)</sup>

ブリュッセル草案の条約化には、右以外に、あらにいくつかの障害が存在した。ヨーロッパ経済共同体の強化に対するフランス政府の反対、オランダの主張する経済共同体へのイギリスの参加問題、共同体特許がアメリカ産業界に対し共同市場へのより容易な道を開き、それにともない、ヨーロッパにおける技術上の停滞をより一層増大さすのではないかというフランス産業界の不安、経済条項に対する産業界の一般的な反対、および、弁理士層の声なき反対などがある。<sup>(11)</sup>しかし、最も大きな障害は、ヨーロッパ経済共同体へのイギリスの参加問題であつ

た。オランダは共同体特許法設立の作業へのイギリスの参加を強硬に主張し、フランスはまたこれに強硬に反対した。このため、作業は一九六四年に中断せざるをえなくなつたのである。<sup>(12)</sup>ところが、一九六八年一二月になつて、突然、フランス政府から、経済共同体参加国以外のヨーロッパ諸国をも包含したヨーロッパ特許体系創設のための新しい提案がなされ、作業の再開が発議された。フランス政府のこのような心境の変化?の原因については、種々言われているが、その主なものは、次のようなものである。

フランスをはじめとする無審査国にあっては、産業界は、審査国におけるに比し、多くの特許を所有する外国の大企業に対して、非常に不利な立場に立たざるをえないことが考えられる。たとえば、一九六八年のBIRPIの統計によると、フランスに対してもアメリカから一一、三〇〇件の特許出願がなされ、一〇、七〇〇件に特許が付与されている。ところが、審査国である西ドイツに対しても、アメリカから一二、〇〇〇件の特許出願がなされたが、付与された特許の数は、わずかに三、八〇〇件にすぎない。<sup>(13)</sup>

さらに、PCT計画の存在が考慮される。つまり、PCT計画は、国際サーチ機関となることが予定されている大きな審査機関(ワシントン、ミュンヘン、モスクワ、東京)を有している国家の産業界にとつては、一つの国際出願をすることによって、全条約締結国の国内出願をしたと同一の効果を享受できる

のみならず、それを越えて、国際サーチが自国の特許庁によつてなされるという点において非常に有利な地位に立つ。多くの場合、新規性の調査は改めて行なわれることはない想像されるが、それにもかかわらず、国際サーチ済という「お墨つき」が付与されるので、無審査国を含む外国においても、その国際出願は直ちに保護を受けることになる。ところが、フランスのような無審査国からの国際出願については、ハーグ所在の国際特許協会 Institut International des Brevets によってなされた新規性についての報告を、右に掲げたような大きな審査国は、自己の基準によって再審査し、場合によつては、保護を拒否することができると考えられたからである。<sup>(15)</sup>

それはともかく、ヨーロッパ経済共同体閣僚会議は、フランス政府の提案を受けて、一九六九年一月、「特許グループ」に対し、フランス政府から出されたヨーロッパ特許体系に関する提案を検討し、二月中旬までに新しい体系の基本方針を出すよう委嘱した。専門家グループ「共同体特許」と名を改めたかつての「特許グループ」は、二回にわたる会議ののち、閣僚会議に報告書を提出し、閣僚会議は、同年三月三日の決定により、これを承認したのである。

この報告書によれば、ヨーロッパ特許法は、二つの条約の締結によって、実現されるべきだというのであった。一つは、経済共同体構成国以外のヨーロッパ諸国をも包含する条約で、統一的な特許実体法に基づき、ヨーロッパ特許庁によって、ヨー

ロッパ特許（第二章第四節六において述べるように、その実体は各国内特許を一束にしたもの）を付与することを目的としており（以下では「第一協定」という）、他の一つは、それぞれ相異なる国内特許法を統一して单一の特許（共同体特許）体系を創設することをねらいとするもので、経済共同体構成国のみによって締結されることを予定していた（以下では「第二協定」という）。

報告書の承認後、五月二一日には、ブリュッセルで、ヨーロッパ特許付与手続の導入に関する政府会議が開催された。これには、経済共同体を構成する六国以外に、デンマーク、ギリシャ、イギリス、アイルランド、ノルエー、オーストリア、ポルトガル、スエーデン、スイス、スペイン、トルコの一十一国が参加し、経済共同体を構成する六国によって提出された同年五月一三日付の「ヨーロッパ特許付与手続の導入に関する覚書」を、将来の作業に対する基本原則として、承認した。これと同時に、西ドイツ、フランス、イギリス、オランダ、スエーデン、イスの六国からなる小委員会を設け、以後ここにおいて詳細な問題について検討することが定められた。

小委員会は、今までのところ、四つ設けられている。特許法上の諸問題を取り扱う第一小委員会、協定への加盟問題を含む公法上の諸問題を取り扱う第二小委員会、政治上の諸問題を取り扱う第三小委員会、および、財政に関する諸規定を起草するとともに全財政計画を作製する第四委員会がこれである。

第一小委員会は、一九七〇年一月一三日から一六日にかけ、ルクセンブルグにおいて開催された第二回政府会議に対し、ヨーロッパ特許付与手続に関する協定の第一予備草案を提出し、同政府会議は、これを原則的に承認するとともに、同年四月、公開した。「ヨーロッパ特許付与手続に関する協定の第一予備草案」<sup>(4)</sup>がこれである。

他方、「第二協定」つまり、経済共同体内の特許法の統一を目的とする条約、については、経済共同体を構成する六国の専門家グループ「共同体特許」により、引き続いて作業が進められた。同グループは、一九七〇年一月に、経済共同体常任代表者会議に対し、共同体特許に関する協定の第一予備草案を提出し、同代表者会議は、これを承認したのち、右「ヨーロッパ特許付与手続に関する協定の第一予備草案」とともに、同年四月、公開したのである。「共同市場のためのヨーロッパ特許に関する協定の第一予備草案」<sup>(2)</sup>がこれである。

第一協定および第二協定の第一予備草案公表後、はやくも一九七〇年四月には、第一協定に対する第三回政府会議が開催され、関係各界からの意見聴取が行なわれた。もつとも、草案の公表後日も浅いことであり、論点は基本的な問題に限定されたようである。

第三回政府会議の後、各小委員会は、精力的に、活動を再開した。第一小委員会は、第三回政府会議における公聴会後の決定に添うよう第一予備草案を修正するとともに、特許法上の関

係条文のうち第一予備草案で空白になっていた部分を埋める作業を行なった。第二小委員会は機構および国際法的性格を有する諸問題についての条文を起草し、第三小委員会は人格権に関する諸問題の解決に従事した。第四小委員会は財政に関する規定を起草するとともに、そのために必要な調査を行なった。そのほか、第一小委員会のなかに二つの分科委員会が設けられ、施行規則と手数料規則の起草にあたった。

一九七一年四月二〇日から二八日にかけて、ルクセンブルグにおいて、第四回政府会議が開催された。この会議には、従来の一七国のはか、ユーゴスラビアとモナコの代表者が加わり、一九四の代表者で行なわれた。ここでは、各小委員会の成果をまとめた三つの予備草案、つまり、第一協定、その施行規則および手数料規則の各草案、について討議が行なわれ、若干の修正を加えた後、これを採択し、同時に、これらを公表することが決定された。一九七一年七月に、ヨーロッパ共同体公報局から、ドイツ語、英語およびフランス語をいすれも正文として、公刊された「ヨーロッパ特許付与手続に関する協定の第二予備草案」<sup>(4)</sup>、「ヨーロッパ特許付与手続に関する協定施行規則第一予備草案」<sup>(2)</sup>および「手数料規則第一予備草案」<sup>(2)</sup>がこれである。

その後、一九七二年一月二四日から二月四日にかけて、リヒテンシュタインを加えた二〇国で、第五回政府会議が開催され、三にのぼる工業所有権に関する国際諸機関の意見が聴取された後、同年六月一九日から三〇日にかけて、ルクセンブルグにお

いて、第六回政府会議が開催された。この会議には、従来の二〇国のはか、フィンランドを加え、二二国の代表者と、オブザーバーとして、世界知的所有権機関、ヨーロッパ評議会事務総局、ヨーロッパ共同体委員会および国際特許協会が参加し、第四回政府会議において採択された諸協定の草案の一部について改正、補充を加えた後、以下の協定案を採択し、関係各國政府へ送付された。<sup>24)</sup>

(1) ヨーロッパ特許付与手続に関する協定の草案<sup>25)</sup>

## (2) ヨーロッパ特許付与手続に関する協定施行規則草案

## (3) ヨーロッパ特許体系の集中とその導入に関する議定書草案

## (4) ヨーロッパ特許付与請求権に関する決定の承認に関する

## 議定書草案

## (5) ヨーロッパ特許組織の特権と免除に関する議定書草案

## 手数料規則草案

## (7) ヨーロッパ特許庁の職員および使用人に関する規約草案

## 給養規則草案

右のうち(1)ないし(5)は、一九七三年にミュンヘンで開催されることになつてゐる外交官会議において調印されることが予定されており、(6)ないし(8)は、(1)ないし(5)の発効後、ヨーロッパ特許機構管理会議によつて制定されることが予定されている。なお、(3)の議定書は、かなり注目すべきものである。これは、第六回政府会議においてフランス代表から提出されたものであ

るが、それによると、将来の課題として、ハーフ所在の国際特許協会を、現在のスタッフをそのまま引きついでヨーロッパ特許庁の一機関にするとともに、サーサ本部 Generaldirektion Recherche とするなど、ベルリンとローマにその支局を置き、イタリアからのヨーロッパ特許出願についてローマ支局はイタリア語による特許文献により追加的サーサをすること、ならびに、各締結国の国内特許庁は PCT による国際サーサ機関となりもしくは国際予備審査機関となることを放棄すること、をその主たる内容としており、国際特許界におけるドイツ特許庁の指導力を可能なかぎり高く押えるとともに、反面、フランスの発言力ができるだけ大きく残しておこうという配慮がうかがわれる。

他方、第二協定については、一九七一年六月九日から一八日にかけてブリュッセルで開催されたヨーロッパ経済共同体専門家グループ「共同体特許」第六回総会において、同会期中に採択された「共同市場のためのヨーロッパ特許に関する協定の第一予備草案<sup>26)</sup>」を、同時に採択された「共同市場のためのヨーロッパ特許に関する協定施行規則第一予備草案<sup>27)</sup>」および「共同市場のためのヨーロッパ特許に関する協定の手数料規則第一予備草案<sup>28)</sup>」とともに、公表することが決定され、これらの予備草案は、それぞれの報告書とともに、一九七一年一〇月に、ヨーロッパ共同体公報局から、ドイツ語、フランス語、イタリア語およびオランダ語をいざれも正文として、公刊された。

その後も、各条文について詳細な検討が続けられてゐるが、一九七二年一月に最終案が完成する予定になつた。調印は、第一協定の外交官会議による調印の後となることになるが、一九七三年中には、第一協定も調印されねばならない。

本稿では、第一協定については、一九七二年六月三〇日に採択された各国政府へ送付された草案を未だ入手していないので、予備草案を第二章において紹介せざつたが、新たな草案を入手次第、あることは、調印された条約文を入手次第、改めてその紹介をする」とした。

- (1) European convention relating to the formalities required for patent application.
- (2) European convention on the international classification of patents for invention.
- (3) Convention on the unification of certain points of substantive law on patents for invention; Convention sur l'unification de certains éléments du droit des brevets d'invention など、この協定は、未だ、効力づとなつてゐる。
- (4) 一九六〇年六月、「ヨーロッパにおける特許法の統合事業」には、豊崎光衛「工業所有権法の国際性」学習院大学政経学部研究年報七号(昭36)一九頁以下、同「ヨーロッパにおける工業所有権法統合の進展」現代ヨーロッパ法の動向(石崎政一郎先生古稀記念論集)(昭43)一九五頁以下とくわ。
- (5) Vorentwurf eines Abkommens über ein europäisches Patentrecht.
- (6) ヨーロッパ特許条約の草案について GRUR Ausl. 1962 Heft 11/12, S. 561 ff. に掲載かねてゐる。

- (7) プリュッセル草案の大要について Franz Froschmaier, Grundzüge des Konventionsentwurf über ein europäisches Patentrecht, GRUR Ausl. 1962 Heft 9, S. 433 ff.; Eugen Ulmer, Europäisches Patentrecht im Werden, GRUR Ausl. 1962 Heft 11/12, S. 537 ff. 稲葉。ねお國やアラハヤル草案を紹介したものとしては、E. フロッショマイヤー著・大原榮一訳「共同市場における特許協定草案」海外商事法務調査会報四号(昭37)六頁以下、秋山武「E・E・Cの特許体制」特許管理一一卷一〇号(昭37)五七四頁以下、同「EECの特許制度一やの一、やの二、やの三」時の法令四五〇号(昭38)一二四頁以下、四五二号(昭38)三六頁以下、四五三号(昭38)一一三頁以下、シヨーリ・ヒフ・ウロスターク「共同市場における共同特許」パテント一六卷一号(昭38)一二四頁以下、吉藤幸朔「EECの新特許制度草案の概説(1)」A I P P I 八卷三号(昭38)八二頁以下、中柴武雄「EECの新特許制度草案の概説(2)」A I P P I 八卷四号(昭38)一一八頁以下、同「EECの新特許法草案について」発明六〇卷四号(昭38)三五七頁以下、余誌委員会「E・E・C・の特許法草案—特に審査に関する規定について」パテント一六卷臨時増刊号(昭38)三一頁以下、永田大二郎「EEC特許法草案の概要」特許管理一五卷二号(昭40)一一一頁以下、John Robert Duncan 著・森静夫・岡部正夫訳「米国特許審査制度近代化の指針としての欧洲特許条約」パテント一八卷九号(昭40)一四四頁以下(特に二三頁以下)、ポール・マテリー「EECの工業所有権活動と各国の動向」特許管理一六卷四号(昭41)二三一頁以下およびA I P P I 一卷四・五・六合併号(昭41)四六九頁以下、特許庁総務課「特許制度の国際動向」発明六五卷七号(昭43)六九九頁以下、豊崎前掲現代ヨーロッパ法の動向一九八頁以下がある。
- (8) H. G. Eggert, Europapatent wieder im Gespräch, Chemie-Ing.-Techn. 1969 Nr. 22, S. 1237.
- (9) 加入の自由と制限をめぐる論議については、吉藤前掲九九頁以

下、Leonard J. Robbins 著・吉田茂訳「歐州特許草案に対する  
歐州特許専門家の見解」特許管理一三巻七号（昭38）四五二頁以  
下、豊嶋光衛「パリ同盟条約体制の変遷とE E Cの特許条約仮草  
案」特許管理一四巻五号（昭39）三〇〇頁以下、同前掲現代ヨー  
ロッパ法の動向二〇六頁以下、ソウル・ジャッキー著・市東市之  
介訳「共同市場特許の第三国締出しと米国の条約による権利に対  
する影響」パテント二〇巻六号（昭42）四三頁以下参照。

28 Memorandum über die Einführung eines europäischen Patenterteilungsverfahrens. 「スマート・ユーロ」 GRUR Int. 1969 Heft 7, S. 226 ff. を摘要にて示す。

(1) Friedrich-Karl Beier, Stand und Aussichten der europäischen Rechtsvereinheitlichung auf dem Gebiete des gewerblichen Rechtsschutzes, GRUR Int. 1969 Heft 5, S. 146. なほ、ウロバターメハセ、ヤドニトロハヤル草案の公表前にねこて、「加盟・出願権の問題は」おそらく特許実行班（特実）用者注・「特許グループ」を指すが處理しなければならない最も議論の多い点の「一つであるかもしけない。」ことを、指摘してある（前掲二〇頁）。

Beier, a. a. O., S. 146.

instituant un système européen de délivrance de brevets.  
この趣意草案は、ドイツ語、英語、フランス語など、これらも正文  
であるのである。ルクヤン・ハルク所在のヨーロッパ共同体公報  
Amt für amtliche Veröffentlichungen der Europäischen  
Gemeinschaften; Office for official publications of the  
European Communities; Office des publications officielles  
des Communautés Européennes など、その翻訳書 Berichte;  
Reports; Rapports である。公報などたゞか、ドイツ語トキ  
ムニカ GRUR Int. 1970 Heft 4, S. 105 ff. にも掲載やれて  
る。

(13) 一方で五年にも 特許に関する協定の草案が作成された模様であるが、詳細は不明である。

フランスは、一九六九年以來、いわゆる新規性調査制度を採用しているので、厳密な意味においては、もはや「無審査国」とは言えないが、ここでは、一応、このように解しておく。

<sup>23</sup> Kurt Haertel, Die Entwürfe der Übereinkommen über ein europäisches System der Erteilung von Patenten und über ein Patent für den Gemeinsamen Markt, GRUR Int. 1970 Heft 4, S.95 f.

Beier, a. a. O., S. 146 f.; Haertel, a. a. O., S. 96.

<sup>3</sup> N. R., Wiederauflaune der Arbeiten am Patentrecht, GRUR Int. 1969 Heft 7, S. 225.

(2) Haertel, a. a. O., S. 96によれば、このほか、やがて、モ

二 アイスランド キーフロスの二国が関心を有していること表明したことである。

ダ語を、こやれや出文やかねのやあら、ヨーロッパ共同体公報局から、その報知書ひんしょく、公刊われたせか、シヤク語テキストは GRUR Int. 1970 Heft 4, S. 125 ff. と題載われてゐる。非公式の英語訳せ、1 IIC No. 3, 340—372 (1970) となれるでい。

この草案について、佐藤義彦前撮「ヨーロッパ特許機関の統合があるほか、条文の訳出が、「(EPO) 共同市場についてのヨーロッパ特許権に関する協定—第一次草案—」APP—1五巻一冊(昭45)三五九頁以下、布井要太郎訳「共同市場のためのヨーロッパ特許に関する協定の第一予備草案(仮訳)」特許管理11卷八号(昭46)七五一頁以下となつてゐる。

§ Zweiter Vorentwurf eines Übereinkommens über ein europäisches Patenterteilungsverfahren; Second preliminary draft of a convention establishing a European system for the grant of patents; Second avant-projet de convention instituant un système européen de délivrance de brevets.

条文の訳出せ、佐藤義彦訳「ヨーロッパ特許権に関する協定の草案(仮訳)(上)・(下)」APP—1四巻二冊(昭47)10回版と、同上11回版となつてゐる。

§ Erster Vorentwurf einer Ausführungsordnung zum Übereinkommen über ein europäisches Patenterteilungsverfahren; First preliminary draft of the implementing regulations to the convention establishing a European system for the grant of patents; Premier avant-projet de règlement d'exécution de la convention instituant un système européen de délivrance de brevets.

§ Erster Vorentwurf einer Gebührenordnung; First preliminary draft of the rules relating to fees; Premier avant-projet de règlement relatif aux taxes.

§ N. N. Berichte, Abschluß der Luxemburger Regierungskonferenz über die Errichtung einer europäischen Patent-

organisation, GRUR Int. 1972 Heft 7, S. 242 とある。

§ Der Entwurf eines Übereinkommens über ein europäisches Patenterteilungsverfahren.

§ ヨーロッパ特許機構 Europäische Patentorganisation は、第五回政府会議においての創設が決定されたのである。従来おどの案とよぶ、ヨーロッパ特許庁と管理事議とはされ別個独立の機関やおり、ヨーロッパ特許庁だけが法人格を有する、といふことになつていた。最終案は、これら二機関を一つにまとめ、法人格を有する「ヨーロッパ特許機構」とするところに、管理事議とヨーロッパ特許庁とは右ヨーロッパ特許機構の、各機関と改めた。なほ、ヨーロッパ特許庁長官がヨーロッパ特許機構を代表する。

§ Zweiter Vorentwurf eines Übereinkommens über das europäische Patent für den Gemeinsamen Markt; Second avant-projet de convention relativ au brevet européen pour le Marché Commun.

§ Erster Vorentwurf einer Ausführungsordnung zum Übereinkommen über das europäische Patent für den Gemeinsamen Markt; Premier avant-projet de règlement d'exécution de la convention relative au brevet européen pour le Marché Commun.

§ Erster Vorentwurf einer Gebührenordnung zum Übereinkommen über das europäische Patent für den Gemeinsamen Markt; Premier avant-projet de règlement relatif aux taxes pris en exécution de la convention relative au brevet européen pour le Marché Commun.

第一回ヨーロッパ特許付与手続に関する  
説明

ヨーロッパ特許付与手続に関する協定(第一協定)は、協定の締結諸国間において特許付与に関する共通の法体系を創設するためのものであり(第一条)、この目的のため、前文のほか、一〇章(第一章一般規定 第二章特許実体法 第三章ヨーロッパ特許庁 第四章ヨーロッパ特許出願 第五章審査、付与および異議手続 第六章ヨーロッパ特許出願およびヨーロッパ特許の維持 第七章ヨーロッパ特許の無効 第八章ヨーロッパ特許序における手続の一般規定 第九章経過規定 第一〇章終結規定)一九八条からなる詳細な規定を用意している。

当協定の締結諸国は共同で单一の特許庁(「ヨーロッパ特許庁」と称する)を設置し、ヨーロッパ特許序は、この協定の定めるところに従つて、特許(「ヨーロッパ特許」と称する)を付与する(第四条、第二条第一項)。もつとも、各締結国は国内法による特許付与の権利を放棄するものではなく(第二条第二項参照)、ある発明について当協定に基づくヨーロッパ特許の保護を受けるか当該国内法に基づく国内特許の保護を受けるかは、原則として、出願人が自由に決定することができる。同一の発明者がなした同一の発明について、ヨーロッパ特許のか、国内特許による保護をも重複して受けることができるか否かに関しては、各締結国が独自に決定することのできる権利を留保している(第六条)。

## 第一節 ヨーロッパ特許序

ヨーロッパ特許出願を審査し、ヨーロッパ特許を付与する機

関として、予備草案はヨーロッパ特許序の設置を予定している。

ヨーロッパ特許序は、当協定締結国共同の機構であり、行政上および財政上の独立性を有している(第三〇条第一項)。

ヨーロッパ特許序は一人の長官と若干名の副長官および三つの機関とからなっている。

一つは、ヨーロッパ特許出願を審査するとともに異議手続にも管轄を有する審査課、審査部および異議部である。各審査課は、技術系審査員一名からなり、ヨーロッパ特許出願の形式審査を主たる任務とする(第五四条)。各審査部は技術系審査員三名(必要があると認められるときは、法律系審査員一名が補充される)からなり、ヨーロッパ特許出願の実質審査にあたる(第五五条)。各異議部は、技術系審査員三名(必要があると認められるときは、法律系審査員一名が補充される)からなり、付与されたヨーロッパ特許に対する異議手続について管轄を有する(第五五条a)。第一予備草案によれば、異議手続は審査部がこれを行なうことになっていた(第一草案第五五条第一項第二文)が、第二予備草案では独立した部となっている。

二つ目は、審査課、審査部および異議部のした決定に対する抗告について裁判類似の決定を下す抗告院であり、一部は技術に、一部は法律に素養ある三名ないし五名の者で構成される(第五六条)。

三つ目は、法律に素養ある五名の者と技術に素養ある二名の

計七名で構成される大抗告院であり、抗告院またはヨーロッパ特許庁長官から提出された法律問題について決定を下すことにより判例の統一を図ることをその任務としている（第五七条）。なお、ヨーロッパ特許庁内には、右のほか、当協定締結国的一部の諸国のみにより特別に締結された条約（第三章において述べる協定がその一例である）に基づき、その条約を締結した諸国間にのみ共通する特別な機関を設置し、その条約に基づく業務の実行にあたらすことができる（第三一条）（第三章第二節一参照）。

ヨーロッパ特許庁の公用語は、原則として、ドイツ語、英語およびフランス語である（第三四条第一項）。

しかし、当協定の締結国中右三言語のいずれをも公用語としていない国家内に住所を有している者およびこれらの国の国民で外国に住所を有している者は、自國語でヨーロッパ特許出願をし、出願日から三月以内（ただし、優先日から一三月以内）に、右三言語のいずれか一つに翻訳することで足りる（第三四条第二項、施行規則）。

また、これら三言語のいずれをも自國の公用語としていない国家は、出願公開後のヨーロッパ特許出願に対しても与えられる仮保護を、その領域内においては、クレームが自國の公用語に翻訳されたときにかぎりこれを付与する旨留保することができ（第一九条第四項）。

これらの国家を指定国とするヨーロッパ特許が付与される場

合にも、これら諸国は特別規定を設け、ヨーロッパ特許出願人は、審査部がヨーロッパ特許出願人に対して行なうヨーロッパ特許を付与する旨の通知（第九七条）後三月以内に、クレームの自國語への翻訳を提出すべきことおよび翻訳刊行費の全部もしくは一部を負担すべきこと、ならびに、これらが守られないときは自国についてはヨーロッパ特許は当初から発生しなかつたとみなす旨、定めることができる（第九七条a、第一〇〇条）。

ヨーロッパ特許庁をどこに設置するかについては、ルクセンブルグ（ルクセンブルグ）、オランダ（ハーグ）および西ドイツ（ミュンヘン）の三国がその誘致を名乗りでたほか、イギリスは、ヨーロッパ特許庁を一箇所に設置するのではなく、ヨーロッパ特許庁の公用語を考慮して、三箇所に設置するよう提案した。ドイツ語による出願についてはミュンヘンに、英語によるそれについてはロンドンに、フランス語によるそれについてはハーフに、それぞれヨーロッパ特許庁を設置しようというものであった。

第六回政府会議において、結局、西ドイツの推挙していたミュンヘンが、満場一致で、ヨーロッパ特許庁（およびヨーロッパ特許機構）の本拠とすることに定められた。もつとも、形式的には、外交官会議において右の決定を承認することとなるが、これが変更を受ける可能性はなくなったとのことである。

ヨーロッパ特許庁には、本庁のほか、案内または連絡のため、当協定締結国および工業所有権に関する国際組織中にヨーロッ

パ特許庁支局を置くことになる（第三三条第二項）。

第六回政府会議においては、ヨーロッパ特許出願の受理、形式審査および出願公開につき管轄を有するヨーロッパ特許庁支局をハーベに設置することが決定された。

## 第二節 特許能力

ヨーロッパ特許は、独創的活動に基づく新規でかつ産業上応用可能性のある発明に対して付与される（第九条第一項）。右の意味における発明でないものとして、(a)科学上および数学上の理論、(b)自然界中に存在する物質の単なる発見、(c)純粹に審美的な形態創案、(d)取引行為、純粹な知的活動または遊戯のための構想、規則および方法、(e)人体（もしくは動物体）の治療または外科処置方法および診断方法が例示されている（第九条第二項）が、その他、(f)情報の単なる供給および(g)コンピュータ・プログラムが発明とされるべきか否かについては、案が固まっていない。他方、独創的活動に基づく新規でかつ産業上応用可能性のある発明といえども、その公開または利用が公序良俗に反するときならびに動植物の新品種および植物栽培・動物飼育の主として生物学的方法であるときは、微生物の場合を除き、特許されない（第一〇条）。

追加のヨーロッパ特許は、基本となるヨーロッパ特許―基本特許―により保護されている発明の改良、展開または補充をなす発明について、付与される（第二一条）。

## 第三節 特許を受けることのできる者

発明が技術水準に属するときは、新規性がない（第一一条第一項）。技術水準は、ヨーロッパ特許出願日前に記述もしくは口述、実施またはその他の方法で一般に知られるところとなつたすべてのものから構成されるのを原則とする（第一一条第二同一の発明について二以上のヨーロッパ特許出願があつたと

項）が、その他、ヨーロッパ特許出願日後に出願公開された先出願の内容も、先後両出願が同一の国家を指定しているときは、その指定国につき技術水準となる（第一一条第三項、第四項）。なお、発明者の意に反して公知にされた場合ならびに公けの博覧会に展示した場合については救済がはかられている（第一二三条）。

独創性の有無は、当業者が技術水準から容易に明らかとすることができるか否かによって定まる。ヨーロッパ特許出願日後に出願公開された先出願の内容が技術水準を構成するときも、独創性の有無の判断に際してはこれを考慮しない（第一三条）。産業上の応用可能性とは、農業を含む産業のいづれかの分野において、発明の対象が製造または実施可能であることをいう（第一四条）。

きは、最先の出願人のみがその発明についてヨーロッパ特許を受けることができる（第一五条第一項第三文）。

出願人適格を当協定締結国の国民に限定するか、それとも、広く一般に認めるかの問題についてはかつて二つの意見が鋭く対立し、ついにはヨーロッパ特許法の統合作業を一時中断するの止むなきに至らせた一因ともなったことは第一章において述べたとおりである。一方にはだれでもヨーロッパ特許を取得することができると主張する側の旗頭（西ドイツ）があり、他方には当協定締結国の国民と当協定締結国内に住所を有する者のみヨーロッパ特許の取得を認めようと主張する側の旗頭（フランス）が存在したからである。この点に関し草案第五条は、「すべての自然人または法人ならびに法人に関する関係法令によつて法人と同等の地位にあるすべての団体は、ヨーロッパ特許の付与を求めることができる。」と規定して、問題を解決した。第一予備草案第五条においては、当協定非締結国の国民がヨーロッパ特許の出願をすることのあるのは、その者の国内法が、発明の保護に関して、当協定締結国の国民に自国民に対する同一の利益を与えていた場合で、かつ、その者の国内法が特許の付与をその国の領域内にのみ適合するような条件にかかるしめていなかったときにかかるつていた。右の制限はパリ条約第二条の内国民待遇に関する条項と基本的には同一であつたけれども、重要な違いは、パリ条約によれば内国民待遇に関するパリ条約の要件を満たしているか否かの判断は当該国家自らがなし

ているのを改め、ヨーロッパ特許庁によつて行なおうとした点にあつた（覚書II 3 参照）。

出願人適格に関する第一予備草案の規定は、直接的には、パリ条約による優先権について独自の解決をとつて自国民を保護しているアメリカ合衆国を意識したもので、同国人にヨーロッパ特許を取得させないことを意図したものであつたと考えられるが、第一予備草案の公表後開催されたPCTのワシントン会議において、広域特許取得のための出願（たとえばヨーロッパ特許出願）にもPCTによる国際出願への道を開くには、当該広域特許（右の例でいえばヨーロッパ特許）の取得が国際特許出願をすることのある者にはだれにでも許されていなければならぬ旨のPCT第四十五条が挿入されたため、出願人適格に制限を付することが断念されたのである。<sup>(1)</sup>

(1) Heribert Mast, Die neue Fassung des Übereinkommens über ein europäisches Patenterteilungsverfahren, in: Kurt Haertel, Heribert Mast, Romuald Singer und Otto Bösung, Der Stand der Arbeiten am Entwurf eines Übereinkommens über ein europäisches Patenterteilungsverfahren, Ein Zwischenbericht, GRUR Int. 1971 Heft 8/9, S. 347 f.

#### 第四節 ヨーロッパ特許付与手続

ヨーロッパ特許は次の段階を経て付与される。 I ヨーロッパ特許出願 II ヨーロッパ特許出願の形式審査 III 技術水準に関する報告書の作成 IV 出願後一八月後におけるヨーロ

ッパ特許出願および、それまでに技術水準に関する報告書の作成がなされているときはその報告書、の出願公開

### 五 審査

六 ヨーロッパ特許の付与 七 ヨーロッパ特許異議手続

## 一 ヨーロッパ特許出願

ヨーロッパ特許出願は、ヨーロッパ特許付与の申立て、発明の明細書、一または二以上のクレーム、必要な図面およびアブストラクトからなる（第六六条第一項）。第一予備草案中にはアブストラクトは規定されていなかつたけれども、PCTによる国際出願にアブストラクトが必要とされることになったこととも関連して、ヨーロッパ特許出願にもこれを添付することとした。アブストラクトは専ら技術情報の目的のためにのみ使用され、他の目的のために、なかんずく保護範囲の決定のために、使用することはできない（第六六条第四項）。

ヨーロッパ特許付与の申立て中では、その発明について保護を要求する一または二以上の当協定締結国を指定し、かつ、指定手数料を支払わなければならぬ（第六七条）。

指定国のうち少なくとも一国が国内出願につき発明者名の表示を要件として定めているときは、ヨーロッパ特許出願中において発明者名が記載されていなければならない（第六九条a）。発明者名の表示はヨーロッパ特許庁審査課における形式的および明白な瑕疵の審査対象であり（第七七条第二項(g)）、発明者名の表示が必要な期間内に追完されないときは、国内出願について発明者名の表示を要件としている国家の指定は取り下げら

れたものとみなされる（第七八条第六項）。

ヨーロッパ特許出願はヨーロッパ特許庁に対しても、原則とするが、場合によつては、管轄を有する各締結国の国内官庁に対して行なうことができる。右国内官庁に対してなされたヨーロッパ特許出願は同一日にヨーロッパ特許庁に対してなされた出願と同一の効果がある（第六四条）。

ヨーロッパ特許出願に際しても、国内出願に基づく優先権を主張することができる（第七三条）。優先権を主張しようとするときは、出願に際し最初の出願の年月日および国名を、また、最初の出願日後一六月以内に最初の出願の出願符号を示さなければならぬ（第七五条）。

優先権は、最初の出願日を第一一条第二項および第三項に規定する新規性の判断基準日としてのヨーロッパ特許出願日とみなし、かつ、第一五条第一項第三文に規定する先後順の判断に際し最初の出願日をヨーロッパ特許出願日とみなすという効果を有する（第七四条）。

ヨーロッパ特許出願は、その指定国については、適法な国内出願の価値を有する（第七六条）。したがつて、パリ条約による優先権の基礎となる出願となり、わが国へもヨーロッパ特許出願に基づく優先権を主張した特許出願が提出されることとなろう。

提出されたヨーロッパ特許出願はヨーロッパ特許庁審査課に

において形式的および一見して明白な実体的瑕疵についての審査に付される。一見して明白な実体的瑕疵として協定が定めているのは次の諸点である（第七七条）。（1）出願の対象がその本質上第九条の意味における発明でないことが明らかであること、（2）出願の対象である発明が第一〇条により特許能力を有しないことが明らかであること、（3）出願の対象である発明が第一四条の意味における産業上の応用可能性を有しないことが明らかであること、（4）出願の対象である発明に一体性がないことが明らかであること、（5）ヨーロッパ特許出願中において発明が専門家に実施可能な程度に明確かつ完全に開示されていないことが明らかなこと、（6）出願が施行規則中に定められている書式に従つてなされていないこと、（7）明細書、クレームおよび図面の内容が施行規則の定めと一致していないことが明らかであること、（8）追加の特許出願の場合においてその対象が第二一条第一項の意味における改良・展開または補充でないことが明らかであること、（9）第六九条aにより発明者名の表示が要求されている場合においてヨーロッパ特許出願中に発明者名の表示がないこと、（10）ヨーロッパ特許出願に図面を必要とする場合においてその図面がないこと、（11）第六六条第一項(e)に規定するアブストラクトがヨーロッパ特許出願に添付されていないこと。

審査課は、ヨーロッパ特許出願およびそのヨーロッパ特許出願の対象となつている発明が二による審査項目のすべてを満たしていると考えると考えると、出願人に対し、技術水準に関する報告書作成のための手数料を一月以内に納付すべき旨催告する（第七九条第一項）。

右手数料が納付されたときは、審査課は当該ヨーロッパ特許出願につき技術水準に関する報告書の作成をハーグ所在の国際特許協会に要請する（第七九条第三項）。PCTによる国際サチ機関は複数が予定されているようであるが、ヨーロッパ特許法は单一の機関、それも、いざれの政府にも属さない国際機関、による報告書の作成を予定している。

技術水準に関する報告書は、明細書および、図面が添付されているときは、その図面に相当な顧慮を払いつつ、クレームに基づいて作成される（第七九条第四項）。

れないときは発明者名の表示を要求している締結国の指定は取り下げられたものとみなされ、図面の提出がないときは明細書もしくはクレーム中における図面の引用は削除されたものとみなされ、右以外の瑕疵が除去されなかつたときは審査課は出願を却下する（第七八条第二項、第四項、第六項、第七項）。

なお、審査課は、ヨーロッパ特許出願の対象である発明が新規性を有しないことが明らかであると考えるときは、その旨出願人に注意を促すことができる（第七八条第三項）。

### 三 技術水準に関する報告書の作成

技術水準に関する報告書は、先行技術を見出すためのもので、これにより、出願人およびヨーロッパ特許庁の負担を軽減しようとするものである。つまり、出願人の側からすれば、報告書を見て、ヨーロッパ特許出願を維持し手続を続行するか否かを決め、手続を続行するとしても、特許を受けやすいようにクレームなどを補正することができる。他方、ヨーロッパ特許庁の側からみれば、えりすぐつたヨーロッパ特許出願だけを、しかも、先行技術との差異が明らかにされ特許しやすい形で提出されている出願だけを審査すれば足り、全体としての手続の進捗にも貢献するところが大きい。

作成された報告書はヨーロッパ特許庁に送付され（第七九条第四a項）、ヨーロッパ特許庁はこれを出願人に送付する（第八〇条）。

報告書の受領後出願人は、そのヨーロッパ特許出願を分割し（第八一条）、変更することができる（第八二条、第八三条）。ただし、当初の出願内容を拡張することはできない（第八三条a）。

**四 出願公開**

ヨーロッパ特許出願は出願日（優先日）から一八月経過した後、遅滞なく出願公開される。出願人の申立てがあるときは、一八月経過前に出願公開することもできる。

出願公開は、明細書、クレームおよび場合により図面ならびに、すでに技術水準に関する報告書の作成がなされているとき

は、その報告書の内容を、指定国名とともに、印刷公表する（第八五条）。

ヨーロッパ特許出願の出願公開後は、だれでも出願公開された発明の特許能力につき理由を付した書面により抗弁をすることができる（第八七条）。抗弁およびその抗弁に対する出願人の意見は審査部における審査の資料となる。

ヨーロッパ特許出願が出願公開されたときは、出願人に対し、ヨーロッパ特許が付与されたと同一の保護が仮に与えられる（第一九条第一項）。もつとも、各締結国は、自国を指定国とする出願公開後のヨーロッパ特許出願人に対して、ヨーロッパ特許が付与された場合におけると同一の保護を与えるのではなく、侵害が生じた場合に相当な額の補償請求権を付与することによって、仮の保護に代えることもできる（第一九条第二項）。出願公開後のヨーロッパ特許出願に認められる右の効果は出願公開の日に発生するのを原則とする（第一九条第一項）が、ドイツ語、英語およびフランス語のいずれをも公用語としていない国家にあつては、クレームの公用語への翻訳が公表されることはヨーロッパ特許出願の対象を当該国家において実施している者に右翻訳が伝達された日と定められることがある（第一九条第四項）。

## 五 審 査

ヨーロッパ特許出願の出願公開がなされたときは、その旨がヨーロッパ特許公報で公表される（第八五条第五項）。右公表

後六月以内はだれでもヨーロッパ特許出願の審査申立てをすることができる（第八八条第一項）。ヨーロッパ特許出願の審査は、審査申立てがあるときにかぎってなされることとされており（第八八条第一項）、審査申立て期間内に審査申立てがなされなかつたときは、ヨーロッパ特許出願は取り下げられたものとみなされる（第八八条第七項）。

審査申立てがなされたときは、手続は審査部へ移る（第九〇条）。第三者が審査申立てをしたときは、その旨が出願人に通知され、同時に、ヨーロッパ特許庁は出願人に対し一定期間内におヨーロッパ特許出願を維持するか否かについて陳述するよう催告する。右期間内に返答しないときは、ヨーロッパ特許出願は取り下げられたものとみなされる（第九一条第二項、第九二条）。

審査部は、ヨーロッパ特許出願およびその対象となつている発明が当協定の定める要件を満たしていないときは、理由を付してその旨出願人に通知しつつ一定期間内に反論しましたは瑕疵を除去しもしくは出願を変更するよう催告する。出願人が右期間内に催告に応じないときは、出願は取り下げられたものとなされる（第九五条）。

出願人からの反論、瑕疵の除去もしくは出願の変更にもかかわらずなお特許すべきでないと考えるとときは、審査部はヨーロッパ特許出願を却下し、その旨出願人および審査申立てをした第三者に通知する（第九六条）。右の決定に対しても二月以内

に、理由を付した書面により、抗告をすることができる（第一一〇条、第一一一条）。

特許要件を満たしていると考えるとときは、審査部はその旨出願人および審査申立てをした第三者に通知し、かつ、出願人に対し一月の期間内に特許付与および印刷のための手数料を支払うよう催告する。右の期間内に手数料が納付されなかつたときは、ヨーロッパ特許出願は取り下げられたものとみなされる。手数料が納付されたときは、審査部は、指定国につき、ヨーロッパ特許を付与し、出願人および審査申立てをした第三者に通知するとともに、ヨーロッパ特許記録簿に登録しがつヨーロッパ特許公報で公表する（第九七条）。

## 六 ヨーロッパ特許の付与

ヨーロッパ特許付与の公表と同時に、ヨーロッパ特許庁はヨーロッパ特許明細書を刊行する。ヨーロッパ特許明細書にはヨーロッパ特許の明細書、クレームおよび図面があるときはその図面、指定国ならびに異議申立期間が記載される（第九八条）。ヨーロッパ特許権者にはヨーロッパ特許証およびその附属書類としてヨーロッパ特許明細書が交付される。ヨーロッパ特許証は、当該ヨーロッパ特許明細書中において記載されている発明について当該特許証中ににおいて氏名の挙げられている者に対する当該特許明細書中に記載されている指定国につきヨーロッパ特許が付与されていることを証明する（第九九条）。

のではなく、各協定締結国の国内特許を一まとめてしたものと意味する。もつとも、ここで「国内特許」という用語法も必ずしも正確ではないのであって、より正確には、「国内特許と同一の効力を有する国際特許」というべきである。つまり、たとえばヨーロッパ特許庁によってイギリスやデンマークの国内特許が付与されるのではなく、イギリスやデンマークにおいてその国の国内官庁によって付与された国内特許と同一の効力を有するヨーロッパ特許が付与されるのである（第二条、第一八条第一文）。したがって、ヨーロッパ特許の侵害は各指定国の国内法によって判断され（第一八条第二文）、特許料の額も各指定国の定めるところによる（第一三三条参照）こととなる。ただし、ヨーロッパ特許の存続期間および無効原因については特別の定めがなされている。

ヨーロッパ特許の存続期間は出願の日から二〇年であり、追加のヨーロッパ特許の場合は基本特許の出願日から二〇年である（第二〇条a）。ただし、国内特許につき二〇年より短期の存続期間を定めている締結国は、協定の発効後一〇年間は、ヨーロッパ特許の存続期間を二〇年より短期にことができる（第一五九条第一項(b)）。

ヨーロッパ特許が無効とされるのは、(1)ヨーロッパ特許の対象が第二節において説明した特許能力を有しないとき、(2)専門家が実施可能な程度に明確かつ完全に発明が開示されていないとき、(3)ヨーロッパ特許の対象がヨーロッパ特許出願の内容よ

り広いとき、(4)ヨーロッパ特許の保護範囲が異議手続中において拡大されたとき、に限られている（第一三三条）。それゆえ、たとえば医薬品の発明について国内特許による保護を認めていない国家を指定国としてヨーロッパ特許が付与されたときは、右指定国は国内法の規定にしたがつて右ヨーロッパ特許の無効を宣告することはできない。もつとも、協定発効後一〇年間は経過措置として、飲食物および医薬品について付与されたヨーロッパ特許の無効を宣告することができる旨定められている（第一五九条第一項(a)）。

無効の宣告は各指定国の法律に従つてなされ、無効宣告の効果は無効宣告をした指定国の領域内にのみ及ぶ（第一三三条第一項）。

各指定国においてなされる侵害訴訟または無効訴訟に際し国内裁判所の求めがあるときは、ヨーロッパ特許庁は争訟の対象となつているヨーロッパ特許についての技術上の鑑定を行なう義務を負っている（第一五六条）。なお、ヨーロッパ特許の保護範囲はクレームの内容によつて定まることになつていて、明細書および図面もクレームの解釈に利用されるべきものとされている（第二〇〇条）。

## 七 ヨーロッパ特許異議手続

ヨーロッパ特許公報中におけるヨーロッパ特許付与の公表後九月以内はだれでも、ヨーロッパ特許庁に対し、ヨーロッパ特許の付与に異議を申し立てることができる（第一〇一条第一項）。

このように、協定は異議手続を、従来の伝統的な異議手続と異なり、ヨーロッパ特許が付与された後に行なうことを提案している。

このような一見奇妙な体系を採用しようという提案の主たる理由は次のとおりである。先ず、異議手続をヨーロッパ特許付与後に置くことによって、ヨーロッパ特許出願を審査後と特許付与後の二度公開することが避けられるばかりでなく、ヨーロッパ特許出願人は多大の費用をかけて自分の特許出願を、ヨーロッパ特許取得以前に、多くの国の言語に翻訳することから免れることができる。<sup>(1)</sup>さらに、異議申立期間を、ヨーロッパ特許出願人の利益を損うことなく、九月という長期にすることができるとのである。

異議申立ては、指定国のすべてに対するヨーロッパ特許を対象とし、無効宣告の場合におけるように各指定国毎に異議手続がなされるのではない（第一〇一条第一a項）。

異議申立てには理由を付さなければならない（第一〇一条第一項第二文）。異議理由は(1)ヨーロッパ特許の対象が第二節において説明した特許能力を有しないとき、(2)専門家が実施可能な程度に明確かつ完全に発明が開示されていないとき、および(3)ヨーロッパ特許の対象がヨーロッパ特許出願の内容より広いとき、に限定されている（第一〇一条a）。これらはいずれも無効原因ともなることはすでに述べたとおりである（第一三三条第一項参照）。

異議は異議部において審理される（第一〇一条b）。異議部がヨーロッパ特許は付与されるべきでなかつたと考えるときは、異議部はその旨特許所持人に通知し、かつ、一定期間内に反論したは瑕疵を除去しもしくは出願を変更するよう催告する（第一〇二条、第九五条）。ただし、異議手続においては保護範囲を拡大することとなるヨーロッパ特許のクレームの変更是許されず、また、ヨーロッパ特許の変更是、その対象が出願は許されず、ヨーロッパ特許の変更是、その対象が出願内容を拡大することとなるときは許されない（第一〇四条）。異議部は、ヨーロッパ特許に異議理由が存すると考えるとときは、ヨーロッパ特許を撤回する（第一〇五条第一項）。撤回の決定が確定したときは、ヨーロッパ特許は当初から発生しなかつたものとみなされる（第一〇五条a）。

異議の理由がないと考えるときは、異議を却下する（第一〇五条第二項）。異議手続においてヨーロッパ特許に変更がなされた場合において、変更された範囲でヨーロッパ特許が存続すべきときは、異議部は特許所持人に対し、新しい特許明細書の印刷のための手数料を一月以内に納付すべき旨催告する。右期間内に手数料が納付されなかつたときは、ヨーロッパ特許は撤回される。手数料が納付されたときは、異議部はヨーロッパ特許は変更された範囲において存続する旨の決定をする（第一〇五条第三項）。右決定があつたときは、ヨーロッパ特許庁はそのヨーロッパ特許につき新しい特許明細書を刊行する。新しい特許明細書には、通常の記載事項のほか、そのヨーロッパ特許

に對してはもはや異議を提起することはできない旨が記載される（第一〇七条）。

(1) ちなみに、ヨーロッパ特許出願人が協定の全締結国（一七国）を指定しているときは、一一国語への翻訳が必要である。

### 第五節 PCTとの関係

PCTによる国際出願の出願人が当協定の締結国であると同時にPCTの締結国でもある国家の国民であるとき、および、出願人が右国家内にその本店または住所を有しているときは、ヨーロッパ特許庁がPCT第一条第一五号にいう受理官庁となる（第一一九条）。

国際出願人が当協定の締結国を指定している場合においてその指定国につきヨーロッパ特許を希望しているときは、ヨーロッパ特許庁がPCT第二条第一三号にいう指定官庁となる（第二一二一条）。ヨーロッパ特許のみを取得することができる旨定めている国家で特許出願をするときは、国内特許ではなくつねにヨーロッパ特許が問題となるから、PCTによりこれら諸国の特許出願をするときは、つねにヨーロッパ特許庁が指定官庁となる。

国際出願人が当協定の締結国であると同時にPCTの締結国でもある国家の国民であるとき、および、出願人が右国家内にその本店または住所を有しているときは、ヨーロッパ特許機関となる（第一二二条a）。

## 第三章 共同体特許に関する協定

共同市場のためのヨーロッパ特許に関する協定の第二予備草案は、ヨーロッパ経済共同体に加盟しているすべての国家によって締結されることを予定しているもので、この協定締結国を指定国として、ヨーロッパ特許付与手続に関する協定によつて、付与されたヨーロッパ特許はヨーロッパ経済共同体の全主権領域について一個の特許「共同体特許」であり、経済共同体を構成する各国家の国内特許とは独立の取扱いを受ける旨定めたものである。この目的のため、当協定は、前文のほか、二二章（第一章一般規定 第二章特許実体法 第三章特別機構 第四章ヨーロッパ特許出願 第五章共同体特許の維持 第六章共同体特許の消滅と無効 第七章強制実施許諾 第八章一般手続規定 第九章侵害手続およびその他の民事手続 第一〇章経過規定 第二章終結規定）一〇四条からなつていてる詳細な規定を用意している。そのほか、財政規定および経過規定中的一部の規定がなお未定であるため、これらがすべて決定されたときは、約一二〇条を越える大きな条約となることが予想されている。

### 第一節 前文および一般規定

一 前 文  
未だ空白のままになつてゐるが、専門家グループ「共同体特許」の決定によると、(1)この協定は、ヨーロッパ特許付与手続に関する協定第八条にいわゆる特別協定であるとともに、工業

所有権の保護に関するパリ条約（ストックホルム条約）第一五、条にいわゆる「特別の取扱」であることが表明されることになっている。なお、さらに、当協定の締結国はヨーロッパ共同体創設のための条約の規定を当協定によって侵害する意図は有しない旨も、記載されるはずである。

## ニ 共同体特許

この協定締結国を指定国として、ヨーロッパ特許付与手続に關する協定に則り付与されたヨーロッパ特許を、「共同体特許 Gemeinschaftspatent」という（第一条第二項）。共同体特許は、当協定締結諸国の全主権領域に対する関係で効力を有し、かつ、当協定締結諸国の全主権領域に対する関係においてのみ、これを一体として譲渡することができ、右全領域に対する関係においてのみ消滅する（第一条第三項、第一八条）。

それゆえ、たとえば、日本人がある発明につき西ドイツで特許を得ようとするときは、西ドイツ特許法の定める手続に従い西ドイツの特許を取得するか、それとも、第二章で紹介したヨーロッパ特許付与手続に関する協定の定めるところにより西ドイツを指定国としてヨーロッパ特許を取得するかのいずれかの方法を選択することになるが、後者のヨーロッパ特許を選択するときは、そのヨーロッパ特許の権利内容・効力などは、第二章第四節六において述べたところとは異なり、西ドイツ特許法によつて定まるのではないか、当協定の規定するところによつて定まることになるとともに、本例のように西ドイツだけに効力

を有するヨーロッパ特許なるものは元来取得しえないのであつて、ヨーロッパ経済共同体を構成する全諸国の主権領域について効力を有する一つのヨーロッパ特許（共同体特許）だけが取得できることになる。

右に述べたように、当協定の各締結国は国内特許法を持つことは認められており、そのかぎりでは、特許法が並存することになる（第五条）。そして、各締結国は、同一の発明者によってなされた一個の同一の発明に対し、共同体特許による保護と国内特許出願に基づく保護とを、重複して、与えることもできる（第九三条a第二項）。しかし、右発明につき共同体特許が付与された後に国内特許が付与されたときは、右共同体特許に対する異議申立て期間が徒過し（第一協定第一〇一条参照）、または、異議申立てが取り下げられもしくは共同体特許の有効であることが裁判上確定したときに、右国内特許は消滅する（第九三条a第一項）。ある発明につきなされた国内特許出願が、共同体特許の優先日以後に、出願公開された場合において当該国内特許出願が右共同体特許より前の優先日を有するときは、その共同体特許が国内特許であつたとすれば、後願を理由として無効宣告を受けるべき諸国においては、その共同体特許は当該国家において効力を有しない（第九条）。

## 三 新規加盟

ヨーロッパ経済共同体の構成員となるすべての国家は、この協定に加盟することができる（第一〇〇条第一項）。ヨーロッ

パ経済共同体に新たに加盟した国家は、経済共同体への加盟と同時に、当協定へも参加することが望ましいけれども、これらの国家に対して拘束力のある規定を作成することは技術的に困難であるため、民事および商事事件における裁判管轄および判断執行に関する一九六八年九月二七日条約第六三条にならい、「当協定締結国は、ヨーロッパ経済共同体の構成員となるすべての国家は当協定に加盟する義務を負っていることを、確認する。」旨の規定を置いている（第一〇〇条第三項）。この第一〇〇条第三項は、場合によっては、前文に規定することも、検討されている。

## 第二節 機構

### 一 ヨーロッパ特許庁特別機関

ヨーロッパ特許付与手続に関する協定第三一条に基づき、ヨーロッパ特許庁内に、ヨーロッパ特許庁長官の指揮に服し、当協定締結諸国間にのみ共通の特別機関が設置され、当協定が規定する種々の手続の実施にあたることになっている（第二条、第二五条第一項）。

特別機関は、次のものからなる（第四十五条）。

(1) 特許管理部 共同体特許に関するヨーロッパ特許庁の事務のうち他の部局の管轄に属さないすべてのものについて管轄を有する。特許管理部は、法律に素養のある数名の者で構成されるが、抗告院・大抗告院または無効院に属する者が特許管理部にも属することは許されない（第四六条）。

(2) 無効部 共同体特許の無効宣告の申立てについての決定につき管轄を有し、一ないし数部の設置が予定されている。各無効部は、部長として法律に素養のある一名の者と技術に素養のある二名の者で構成される（第四七条）。ただし、事案に個人的な利害を有しているときもしくはかつてその事案につき当事者の一方の代理人として行為したときまたは当該事案につき付与手続もしくは異議手続の終局決定に関与したときは、その事案の審理から除斥されまたは忌避される（第六九条）。

(3) 無効院 無効部および特許管理部のした決定に対する抗告の決定につき管轄を有し、一ないし数院の設置が予定されている。無効部のした決定に対する抗告の場合には、各無効院は、部長となる一名を含む法律に素養ある二名の者と技術に素養ある三名の者で構成される。特許管理部のした決定に対する抗告の場合には、各無効院は、法律に素養のある三名の者で構成される（第四八条第一項、第二項）。ただし、事案に個人的な利害を有しているときもしくはかつてその事案につき当事者の一方の代理人として行為したときまたは当該事案につき付与手続、異議手続もしくは前審の終局決定に関与したときは、その事案の審理から除斥されまたは忌避される（第六九条）。

無効院の構成員は、その決定に際して、いかなる指示にも拘束されることなく、当協定と当協定の施行のための規

定にのみ服すべきことが義務づけられている（第四八条第四項）。

この義務を担保するため、無効院の構成員は、管理会議小委員会により、五年を任期として、任命され、この期間内は、ヨーロッパ共同体裁判所の裁判によるときのほかは、その職務を解かれるのではない（第二六条）ことになっているほか、無効院の構成員が審査課、審査部、特許管理部または無効部に属することも許されていない（第四八条第三項）。

## II ヨーロッパ共同体裁判所

共同体特許に関する訴えについては、ヨーロッパ共同体裁判所 *Gerichtshof der Europäischen Gemeinschaften; Cour de Justice des Communautés européennes* が、終審として、管轄を有する（第四条）。しかし「共同体特許に関する訴え」とは、無効院のした決定に対し当協定の手続・実体法違反を理由とする法律抗告（第六七条）のほか、共同体特許侵害手続において中間裁判の方法によつてするところの当協定および当協定の施行規則の解釈についての裁判（第七七条）をいいう（もともと、侵害手続自体は、第三節四において述べるよう、当協定の各締結国の国内裁判所が管轄を有する）。

その他、当協定から生じる義務について当協定締結国間に争いが生じたときは、先ず管理会議小委員会において和解が試みられるが、六月以内に合意ができるときは、各当事国はヨーロッパ共同体裁判所へ提訴することができることになっている

（第九五条）。

### 第三節 特許実体法

#### 一 共同体特許の効力

共同体特許の効力については、第一〇条において、詳細に規定されている。特許権の効力としては、当協定締結諸国の国内法が現在与えている保護のうちもっとも広範なものである、とのことである。<sup>(1)</sup>

共同体特許権者は、物の発明の場合には、その物を製造し、提供し、拡布または使用すること、ならびに、製造、提供、拡布もしくは使用のためその物を輸入または占有すること、方法の発明の場合には、その方法を提供し、拡布または使用すること、物を生産する方法の発明の場合には、一般の方法の発明の場合におけるほか、その方法によって直接生産された物を提供し、拡布または使用すること、ならびに、提供、拡布もしくは使用のためその物を輸入または占有することを、産業上の目的のために行なうすべての第三者に対し、禁止することができます。その他、共同体特許権者は、もっぱら当該発明の実施のために使用されるに適しているものでその発明の本質的構成要素をなしているものの提供または引渡しを、禁止することができる。

なお、共同体特許権は、右に述べた行為に属する場合であつても、ペリ条約第五条の三に規定されている行為であるときおよび一九四四年一二月七日付の国際民間航空条約第二七条中に

規定されている行為であるときは、これらの行為には及ばない（第一一条第三項）。また、医師の処方に基づき、薬局において個別的なされる薬剤の調合ならびに右方法により調合された薬剤に関する行為にも、共同体特許は効力を及ぼさない（第一条第二項）。

## 二 共同体特許の無効

共同体特許は、その対象がヨーロッパ特許付与手続に関する協定中に規定されている特許能力を有しないとき—共同体特許の対象が発明に属さないとき、公序良俗に反する発明であるとき、動物種もしくは植物種であるとき、その発明に新規性がないとき、発明に独創性がないとき、発明に産業上の応用可能性がないとき—、専門家が実施可能な程度に明確かつ完全に発明が開示されていないとき、特許の対象が出願時におけるヨーロッパ特許出願の内容よりも広いとき、ならびに、共同体特許の保護範囲が、ヨーロッパ特許付与手続に関する協定第一〇四条の規定に反して、異議手続中において拡大されたときは、申立てに基づき、無効の宣告を受ける。右に述べた無効原因が、共同体特許の一部のみに存するときは、当該特許を無効原因に応じて制限することによって、無効宣告を行なう（第五七条）。

無効宣告とともに、共同体特許の効果は当初から発生しなかつたものとみなされる。ただし、無効宣告前に確定しかつ執行された侵害手続の裁判および無効宣告前に締結された当該特許に関する契約のうち無効宣告前に履行されたものについては、

特許無効によつて影響を受けない（第五八条）。

## 三 共同体特許の移転と担保設定

共同体特許は、一体として、かつ、当協定締結諸国の全主権領域についてのみ、これを譲渡することができる。譲渡は、両当事者が署名した書面によつてすることを必要とするが、共同体特許記録簿への登録は譲渡の成立要件ではない。ただし、ヨーロッパ特許庁に対する関係では登録は効力発生要件であり、第三者に対する関係では対抗要件である（第一八条）。

共同体特許に対する担保権（質権）の設定も、両当事者が署名した書面によつて、一体的に、かつ、当協定の全締結国の領域に対する関係においてのみ、これをすることができる。質権の設定は、共同体特許権者が当協定締結国の一国の領域内に住所または本店を有しているときは、その住所または本店が存する地の国家法に従つてなされる。ただし、共同体特許記録簿への登録が効力発生要件である。換価手続は設定に際し適用された国家法および当該国家の裁判所によつて行なわれる（第一九条）。共同体特許に、質権以外の物的権利を設定するときは、質権に関する規定の多くが準用される（第一〇〇条）。

共同体特許の実施許諾は、当協定締結諸国の全主権領域またはその一部について、これをすることができる。実施許諾を共同体特許記録簿に登録したときは、爾後、第三者に対抗することができる（第二三三条）。

## 四 共同体特許の侵害

共同体特許の侵害は、原則として、各締結国の国内法によつて判断される（第一二条第一項）。共同体特許の侵害を理由とする訴えは、その裁判管轄が国内法または国際協定によつて認められている国家の裁判所に提起され（第七一条）、その国の国内特許侵害事件に適用される国内法の手続により審理される（第一二条第三項、第七三条）。

共同体特許の侵害を理由とする訴えが係属している国内裁判所は、共同体特許の有効性について判断することはできない（第七五条第一項）。訴訟係属中に当該共同体特許に異議が申し立てられ、または共同体特許の無効宣告の申立てがあつたときは、裁判所は侵害訴訟手続を中止することができる（第七五条第二項）。

なお、当協定および当協定の施行規則の解釈についてはヨーロッパ共同体裁判所が専属管轄を有しているので、これらの点について問題が生じたときは、侵害手続の係属している国内裁判所はヨーロッパ共同体裁判所の意見を求めることができるのみならず、国内の最終審裁判所に右侵害手続が係属しているときは、ヨーロッパ共同体裁判所の意見を聴取しなければならないことになつてゐる（第七七条）。

(1) Krausse/Kathlun/Lindenmaier, Das Patentgesetz, 5.  
Aufl. 1970, S. 1279.

#### 第四節 経済条項

##### 一 特許権の消尽

特許にかかる物を法律上有効に拡布した後の特許権消滅の問題である。協定は、「特許権者または実施権者が当該特許により保護されている産物を当協定締結国の一国において拡布したときは、共同体特許は、爾後その産物に関し当協定締結諸国の中権領域内において行なわれる行為には、及ばない。」（第一一条第一項、第一三三条第二項）と定め、特許にかかる物品の通商を容易にすることをはかつてゐる。たとえば、特許保護を受けている物品を特許権者または実施権者がフランスで適法に売却した後は、西ドイツへ右物品が輸入されても、特許権者は西ドイツにおける自己の権利を主張できなくなるわけである。

さらに注目すべきは、同一の発明につき複数の当協定締結国において付与された国内特許で同一人もしくは経済上相互に結合している複数の者に属している特許にかかる物品が、特許権者または実施権者により適法に拡布されたときも、当該国家の国内法の規定いかんにかかわらず、その物品に対する国内特許権は他のすべての協定締結国においても消滅することにされている点である（第九九条第三項）。同一発明につきフランスと西ドイツでそれぞれフランス特許と西ドイツ特許とを有している者が、フランスで、その特許にかかる物品を適法に売却した後でも、その物品が西ドイツへ輸入されたときは、西ドイツ特許を理由として右物品の実施を禁止することができるということになると、共同体特許を取得するよりもそれぞれの国において各国内特許を取得するほうが有利になるので、これを防ぐとと

もに、共同市場内での経済流通をより円滑にすることを目指したものである。

もつとも、右の点に関しては、共同市場の現状を考慮して、五年間の経過期間を設定し、経過期間中は、第一一条第一項、第二十三条第一項、第九九条第三項の適用を排除している（第九九条第一項、第二項）。

## 二 強制実施許諾

ブリュッセル草案（第一三六条以下）におけると異なり、当

協定の全締結国の主権領域に及ぶ共同体特許の強制実施許諾につき共同の法を創設することは断念された。国内特許につき強制実施許諾の付与を規定している国家は、共同体特許にも、国内特許に対すると同一の法を適用して、強制実施許諾を付与することができる、とした。もちろん、このようにして付与された強制実施許諾の効力は、当該国家の主権領域内にのみ限定される（第六八条）。

（一九七二・九・二九）

## 付録一

### ヨーロッパ特許付与手続に関する協定の第二予備草案（仮訳）

第一前文	目次
第一章 一般規定	
第一条 ヨーロッパ特許付与手続	第八条 a 国内の実用新案および実用特許
第二条 ヨーロッパ特許	第一章 特許実体法
第三条 地域的制限	第一節 特許能力
第四条 ヨーロッパ特許序	第九条 特許能力ある発明
第五条 ヨーロッパ特許出願の資格	第一〇条 特許能力の例外
第六条 重複保護	第一一条 新規性
第七条 その他の国際条約	一二条 新規性を阻却しない発表
特別協定	三条 独創的活動
	四条 産業上の応用可能性
	二節 特許を求める権利
	五条 ヨーロッパ特許を取得する権利

第一六条	非権利者による特許出願
第一七条	発明者指名請求権
第三節 特許の効力	
第一八条	ヨーロッパ特許から生ずる権利
第一九条	出願公開後のヨーロッパ特許出願から生ずる権利
第二〇条	ヨーロッパ特許の客観的保護範囲
第二〇条a	ヨーロッパ特許の存続期間
第四節 追加特許	
第二一条	追加のヨーロッパ特許
第五節 財産の対象としての特許出願	
第二二条	ヨーロッパ特許庁に係属中のヨーロッパ特許出願の一体性
第二二条a	準拠法
第二三条	ヨーロッパ特許出願の移転
第二四条	ないし第二七条 (削除)
第二八条	契約によるヨーロッパ特許出願の実施許諾
第二八条a	ヨーロッパ特許出願の実施許諾およびその他の権利のヨーロッパ特許記録簿への登録
第二八条b	特別協定締結国に対する特別規定
第二九条	(削除)

第一節 法的地位および一般的機構	
第三〇条	法的地位
第三一条	特別協定による業務の委託
第三二条	法的性格
第三三条	所在地および案内連絡所
三四四条	言語
第三五一条	特権および免除
第一節a	管理会議の権限
第三五一条a	一般規定の発令と改正
第三五一条b	ヨーロッパ特許庁の活動の監視
第三五一条c	その他の決定
第二節 財政規定	
第四一条	経費の支弁
第四二条	ヨーロッパ特許庁固有の資産
第四三条	徴収したヨーロッパ特許手数料に応じてなす支払
第四四条	手数料の算定および支払―特別財政負担
第四五条	前 払
第四六条	不時の出費
第四七条	予 算
第四八条	支 出 の 許 可
第四九条	予 算 年 度
第五〇条	予 算 案

## ヨーロッパ特許条約の草案について

同志社法学 二四巻二号 一五六 (三六四)

第五一条	予算の成立	第七一条	発明の開示
第五二条	仮予算	第七一条 a	クレーム
第五二条 a	予算の執行	第七二条	施行規則中におけるヨーロッパ特許出願の要件
第五二条 b	会計監査	第二一節	優先権
第五二条 c	計算単位	第七三条	優先権
第五二条 d	財政規定	第七四条	優先権の効果
第三節	手続機関の構成	第七五条	優先権の主張
第五三条	手続機関	第七六条	ヨーロッパ特許出願の国内出願としての価値
第五四条	審査課	第七七条	形式的および明白な瑕疵に関するヨーロッパ特許
第五五条	審査部	第七八条	出願の審査決定および却下
第五五条 a	異議部	第七九条	技術水準に関する報告書の要請
第五六条	抗告院	第八〇条	技術水準に関する報告書の送付
第五七条	大抗告院	第八一条	審査申立て以前におけるヨーロッパ特許出願の分
第五八条	院構成員の独立性	第八二条	参考資料の変更
第五九条	ヨーロッパ特許記録簿	第八三条	クレームの変更
第六〇条	ヨーロッパ特許庁の刊行物	第八三条 a	クレーム拡張の禁止
第五節	国内官庁との関係	第八四条	(削除)
第六一条	刊行物の交換	第八五条	ヨーロッパ特許出願の出願公開
第六二条	情報提供の依頼	第八六条	特許出願失効の公表
第六三条	受託裁判事務	第八七条	出願のなされた発明の特許能力に対する抗弁
第四章	ヨーロッパ特許出願	第八八条	付与手続
第一節	出願の提出および要件	第八九条	審査申立て
第六四条	出願の提出	第九〇条	審査部への手続の移行
第六五条	ヨーロッパ特許出願の移送	第九一条	審査申立ての公表
第六六条	出願の要件	第九二条	ヨーロッパ特許出願人の答弁
第六七条	当協定締結国の指定	第九三条	ヨーロッパ特許出願の審査
第六八条	出願日		
第六九条	出願手数料の不納付または翻訳の欠除		
第六九条 a	発明者名の表示		
第七〇条	発明の一体性		

第一節	出願の提出および要件	第八二条	参考資料の変更
第六四条	出願の提出	第八三条	クレームの変更
第六五条	ヨーロッパ特許出願の移送	第八三条 a	クレーム拡張の禁止
第六六条	出願の要件	第八四条	(削除)
第六七条	当協定締結国の指定	第八五条	ヨーロッパ特許出願の出願公開
第六八条	出願日	第八六条	特許出願失効の公表
第六九条	出願手数料の不納付または翻訳の欠除	第八七条	出願のなされた発明の特許能力に対する抗弁
第六九条 a	発明者名の表示	第八八条	付与手続
第七〇条	発明の一体性	第八九条	審査申立て



## ヨーロッパ特許条約の草案について

同志社法学 二四巻二号 一五八 (二六六)

第一三七条	技術水準に関する追加報告書
第一三八条	指定国毎に異なるクレーム
第一三九条	理由の告知
第一四〇条	口頭審理
第一四一条	期間
第一四二条	期間、徒過前の状態への復帰
第一四三条	公示催告
第一四四条	特許出願および特許の形式の承認
第一四五条	一般原則の照会
第一四六条	手続上の瑕疵の訂正
第一四七条	公開、送達および書類閲覧
第一四八条	手続の公開
第一四九条	送達
第一五〇条	書類閲覧
第一五一条	国内出願に関する情報
第一五二条	費用および罰金の強制執行
第一五三条	代理を業とする者
第一五四条	必要的代理
第一五五条	代理権
第一五六条	ヨーロッパ特許局の鑑定
第一五七条	ヨーロッパ特許局の業務範囲の段階的拡張
第一五八条	ヨーロッパ特許局第一予算年度
第一五九条	留保
第一六〇条	経過期間中における審査申立て期間
第一〇章 終結規定	
第一六一条	施行規則

## 前文

### 第一章 一般規定

#### 第一条 ヨーロッパ特許付与手続

この協定は当協定締結諸国間に共通な発明特許の付与に関する法体系を創設するものである。

#### 第二条 ヨーロッパ特許

- (1) この協定に従つて付与された特許は「ヨーロッパ特許」という。

- (2) この協定中に別段の定めがないかぎり、ヨーロッパ特許は、各指定国において、当該指定国において付与された国内特許と同一の効力を有しきつ同一の規定に服する。

### 第三条 地域的制限

ヨーロッパ特許は、当協定締結国の全部またはその一部について、これを求めることができる。

### 第四条 ヨーロッパ特許庁

この協定に基づき当協定締結諸国に共同な单一の特許庁が設置される、右特許庁は「ヨーロッパ特許庁」とい、ヨーロッパ特許の付与を任務とする。

### 第五条 ヨーロッパ特許出願の資格

すべての自然人または法人ならびに法人に関する関係法令によって法人と同等の地位にあるすべての団体は、ヨーロッパ特許の付与を求めることができる。

### 第六条 重複保護

当協定締結国は、一個の同一の発明に対し、ヨーロッパ特許出願もしくはヨーロッパ特許による保護と国内特許出願もしくは国内特許による保護とが並列的に存在することを認めるか否か、かつ、いかなる要件の下でこれを認めるかについて定める権利を留保する、ただし、その発明が同一の発明者によってなされた場合にかぎる。

### 第七条 その他の国際条約

この協定は、当協定締結国が他の国際条約において負担する義務に、影響を及ぼすものではない。

### 第八条 特別協定

当協定締結国中のいかなるグループも、特別協定により、右グ

ループに属する諸国家について付与されたヨーロッパ特許はそ

の全締結国の主権領域について一体である旨、当該特別協定の諸規定に服する旨およびヨーロッパ特許はこれら諸国中の一部のみについて付与することはできない旨、定めることができる。

### 第八条a 国内の実用新案および実用特許

第六条、第六一条第二項、第七六条、第一二四条ないし第一二七条、第一三四条および第一五〇条の規定は、当協定締結国中実用新案または実用特許を法律上認めている諸国において、実用新案権もしくは実用特許権ならびにそれらの出願について、これを準用する。

### 第二章 特許実体法

#### 第一節 特許能力

##### 第九条 特許能力ある発明

(1) ヨーロッパ特許は、独創的活動に基づく新規でかつ産業上応用可能性のある発明に対して、付与される。

(2) 特に以下のものは第一項の意味における発明とみなされない

(a) 科学上および数学上の理論

(b) 自然界中に存在する物質の単なる発見

(c) 純粹に審美的な形態創案

(d) 取引行為、純粹な知的活動または遊戯のための構想、規則および方法

(e) 人体「もしくは動物体」の治療または外科処置方法な

らびに診断方法

(f) 情報の单なる供給  
(g) コンピューター・プログラム」。

第一〇条 特許能力の例外

ヨーロッパ特許は、以下のものについては、付与しない

(a) その公開または利用が公けの秩序または善良の風俗に反することになる発明、右公序良俗違反は、その発明の利用が当協定締結国の全部または一部において法律もしくは行政規定により禁止されているという事実だけから、これを論結することはできない

(b) 植物種または動物種ならびに植物栽培または動物飼育の主として生物学的方法、右規定は微生物学的方法および微生物学的方法を使って得られた産物には適用しない。

第一一条 新規性

(1) 発明は、それが技術水準に属さないときは、新規なものとみなす。

(2) 発明のヨーロッパ特許出願日前に、記述もしくは口述によつて、実施によつてまたはその他の方法で、周知のものとなつたすべてのものが技術水準を構成する。

(3) 第二項中に掲げられている日にもしくはその日後にはじめて出願公開されたヨーロッパ特許先出願の内容も技術水準とみなす。

(4) 第三項の規定は、後の特許出願中において指定されるいる当協定締結国が第八五条により出願公開された先の特許出願中においても指定されているときにかぎり、これを適用する。

第一二条 新規性を阻却しない発表

第一一条の意味における発明の発表がヨーロッパ特許出願前六月以内になされかつその発表が直接的もしくは間接的に以下の事由に基づくときは、その発表はこれを斟酌しない

(a) 出願人またはその前権利者に対する明らかな濫用、までは

(b) 出願人またはその前権利者が、一九二八年一一月二二日にパリで調印され一九四八年五月一〇日に改正された国際展示博覧会に関する協定の意味における公けのまたは公けに承認された博覧会に、その発明を展示了した事実。

第一三条 独創的活動

発明は、専門家にとって技術水準から容易に明らかとなるものでないときは、独創的活動に基づくものとみなす。第一一条第三項の意味における参考資料も技術水準に属するときは、この参考資料は独創的活動の有無の判定にあたり考慮しない。

第一四条 産業上の応用可能性

発明は、その対象が農業を含む産業のいづれかの分野において製造されまたは実施されるものであるときは、産業上の応用可能性があるものとみなす。

第二節 特許を求める権利

## 第五条 ヨーロッパ特許を取得する権利

(1) ヨーロッパ特許を求める権利は発明者またはその所持人に対し、継人に帰属する。発明者が被用者でありかつ労働関係に適用される国内法が特許を求める権利を使用者に与えているときは、ヨーロッパ特許を求める権利は使用者またはその権利承継人に帰属する。複数の者が一個の発明を相互に独立してなしたときは、ヨーロッパ特許を求める権利は、ヨーロッパ特許庁に最初に特許出願をした者に帰属する。

(2) ヨーロッパ特許庁における手続においては、特許出願人は第一項中に定められている権利を主張する権利を有するものと推定する。

## 第六条 非権利者による特許出願

ヨーロッパ特許を求める権利が出願人以外の者でかつ第一五一条第一項中に記載されている者に帰属していることが確定した裁判によって確認されたときは、その者は、ヨーロッパ特許が未だ付与されていないときにかぎり、裁判の確定後三月の期間以内に同一の発明について新しい特許出願をすることができる。新しい出願の対象が旧出願中の記載範囲を越えないかぎりにおいて、新しい特許出願は旧出願の日になされたものとみなされかつ必要ある場合には旧出願の優先権を享受する。旧ヨーロッパ特許出願は、新しい出願がなされたときに、取り下げられたものとみなす。

## 第七条 発明者指名請求権

ヨーロッパ特許条約の草案について

発明者は、ヨーロッパ特許の出願人またはその所持人に対し、ヨーロッパ特許庁において自己を発明者として指名すべき旨請求する権利を有する。

## 第三節 特許の効力

### 第一八条 ヨーロッパ特許から生ずる権利

ヨーロッパ特許は、その所持人に、特許付与の公表の日から各指定国において、各指定国で付与された国内特許により与えられる同一の諸権利を与える。ヨーロッパ特許の侵害は指定国の国内法によって判断される。

### 第十九条 出願公開後のヨーロッパ特許出願から生ずる権利

- (1) ヨーロッパ特許出願は、第八五条による出願公開の日から、出願人に対し、第一八条による保護を仮に与える。
- (2) 当協定の各締結国は、その主権領域につき、ヨーロッパ特許出願は第一八条による保護を与えるものではない旨定めることができる。この場合にはその締結国は、少なくとも、出願人は、当該締結国の国内法によれば国内特許侵害として責任を負うべき諸要件の下で出願対象をその締結国内で実施した者に對し、事情に応じて定められる相当な補償を、ヨーロッパ特許出願の出願公開後の期間について、請求することができる旨、定めなければならない。
- (3) 第一項および第二項の場合には第二〇条第二項を適用する。

(4) 当協定締結国のうち第三条第一項中に掲げられている言語のいざれをも公用語としていない国家は、第一項および第二項による仮の保護は、次のいざれかの日以後に発生する旨、定めることができる。

クレームの公用語の一つへの翻訳が、国内法により定められている諸要件の下で、公衆に入手しうるものとなつた日、または

クレームの公用語の一つへの翻訳が出願の対象を当該締結国において実施している者に伝達された日。

(5) ヨーロッパ特許出願の却下の確定とともにまたはヨーロッパ特許出願の取下げの日から、第一項および第二項中に定められているヨーロッパ特許出願の諸効果は当初から発生しなかつたものとみなす。当協定締結国の指定の取下げの場合において当該指定国におけるヨーロッパ特許出願の効果についても同様である。

## 第二〇条 ヨーロッパ特許の客観的保護範囲

(1) ヨーロッパ特許の客観的保護範囲はクレームの内容によつて定まる。ただし、明細書および図面はクレームの解釈に利用されるべきものとする。

(2) ヨーロッパ特許の付与は、ヨーロッパ特許出願の客観的保護範囲を、遡及して、確定する。

## 第二〇条a ヨーロッパ特許の存続期間

(1) ヨーロッパ特許の存続期間は、出願の日から起算して、

二〇年とする、追加のヨーロッパ特許の存続期間は、基本特許の出願日から起算する。

(2) 第一項の規定は、戦時または類似の緊急状態にある当協定締結国が、国内特許の存続期間につき適用すると同一の条件の下で、ヨーロッパ特許の存続期間を延長するとのできる権利に、影響を与えるものではない。

## 第四節 追加特許

### 第二一条 追加のヨーロッパ特許

(1) 追加のヨーロッパ特許は、ヨーロッパ特許により保護されている発明の改良、展開または補充をなす発明に対し、そのヨーロッパ特許以下では基本特許という一の出願後でかつその基本特許出願の出願公開日前になされた出願に基づき付与される。

(2) 改良、展開または補充は、発明の一体性の欠除を理由とする異議が認められないとすれば、基本特許出願中において請求することのできていたものであることを必要とする。

(3) 追加のヨーロッパ特許は、ヨーロッパ基本特許の所持人に対してのみ、これを付与する。

(4) 追加特許は、基本特許が付与されていない当協定締結国に対しても付与することはできない。

(5) (削除)

(6) 追加のヨーロッパ特許は、指定国の法律が追加特許の付与を認容しているときは、その指定国において追加の国内特許

の効力を有する。その他の指定国においては、独立した特許の効力を有する。

(7) 追加のヨーロッパ特許出願人は、第九七条第一項による通知を受けるまでの間、追加の特許出願を独立のヨーロッパ特許出願に変更することができる。

## 第五節 財産の対象としての特許出願

### 第二二条 ヨーロッパ特許庁に係属中のヨーロッパ特許出願の一体性

ヨーロッパ特許出願は、指定国の一国もしくは数国について移転または権利の対象とができる。ただし、いかなる場合においても、移転はヨーロッパ特許庁における手続中の出願の一体性に影響を与えるものではない。権利所持人が二国以上において存在するときは、これらの者は、ヨーロッパ特許庁における手続については、共同出願人とみなす。

### 第二二条a 準拠法

当協定中または第八条による特別協定中に別段の定めのないかぎり、財産の対象としてのヨーロッパ特許出願は、各指定国においては、当該指定国において国内特許出願に対しても適用される法に従う。

### 第二三条 ヨーロッパ特許出願の移転

(1) 法律行為によるヨーロッパ特許出願の移転は書面によりこれをなすことを要し、かつ、契約両当事者の署名を必要とする。

ヨーロッパ特許条約の草案について

(2) 権利移転の原因となつた移転契約書もしくは公正証書の原本もしくは証明つき謄本または権利移転を確認するに十分な契約書もしくは公正証書の抄本の提出があるときは、権利移転は、当事者の一方の申立てに基づき、ヨーロッパ特許記録簿に登録する。当協定の手数料規則中に定められている手数料が納付されたときに、右申立てがなされたものとみなす。

(3) 第二項中に掲げられている添付書類の写し一部はヨーロッパ特許庁において保存する、ヨーロッパ特許庁は第一四九条中に定められている手数料が納付された後、申立てに基づき、これら添付書類の閲覧を許可する。

(4) 権利移転は、ヨーロッパ特許庁に対しては、ヨーロッパ特許記録簿にその旨の登録がなされたときに有効となる、権利移転は第二項中に掲げられている添付書類から明らかとなる範囲においてのみ効力を有する。

### 第二四条ないし第二七条（削除）

### 第二八条 契約によるヨーロッパ特許出願の実施許諾

ヨーロッパ特許出願は、指定国の領域の全部またはその一部について、実施許諾の対象とすることができます。

### 第二八条a ヨーロッパ特許出願の実施許諾およびその他

#### の権利のヨーロッパ特許記録簿への登録

第二三条第二項および第三項は実施許諾の付与または移転ならびにヨーロッパ特許出願に対する物的権利の設定または移転およびヨーロッパ特許出願の強制執行にこれを適用する。

## 第二八条b 特別協定締結国に対する特別規定

当協定締結国中の一グループが第八条に定められている権能を行使したときは、そのグループはグループに属する当協定締結国が指定されているヨーロッパ特許出願はグループ内の全締結国に対してのみ、かつ、当該特別協定の規定によってのみこれを移転し、抵当権を設定しかつ強制執行処分に付することができる旨定めることができる。

## 第二九条（削除）

### 第三章 ヨーロッパ特許庁

#### 第一節 法的地位および一般的機構

##### 第三〇条 法的地位

(1) ヨーロッパ特許庁は、当協定締結国共同の機構であり、行政上および財政上の独立性を有する。

##### 第三一条 特別協定による業務の委託

第八条の意味における特別協定によつて、ヨーロッパ特許庁に付加的業務を負担させることができる。右付加的業務の実行のため、ヨーロッパ特許庁内に、当該特別協定に加盟している諸国間に共同でかつ管理会議小委員会により監視される特別機関を設置することができる。

##### 第三二条 法的性格

(1) ヨーロッパ特許庁は法人格を有する。  
(2) ヨーロッパ特許庁は当協定の各締結国においてその国内

法規により法人に認められている最も広範な権利能力および行為能力を享有する、ヨーロッパ特許庁は、特に、動産および不動産を取得し処分することならびにその名において訴えまたは訴えられることができる。

(3) ヨーロッパ特許庁長官はヨーロッパ特許庁を裁判上および裁判外において代表する。

##### 第三三条 所在地および案内連絡所

(1) ヨーロッパ特許庁はこれを○○に置く。

(2) 当協定締結国およびハーベ所在の国際特許協会ならびに工業所有権法の領域におけるその他の国際組織には、必要がある場合でかつ当該締結国または当該組織の同意を条件として、管理会議の決定により、案内または連絡のため、ヨーロッパ特許庁支局を置くことができる。

##### 第三四条 言語

(1) 以下に別段の定めがないかぎり、ヨーロッパ特許庁で使用する言語はドイツ語、英語およびフランス語とする。

(2) 第一項中に掲げられている言語以外の言語を公用語として使用している当協定締結国の一国の領域内に本店または住所を有している者、ならびに、これらの国の国民で外国に住所を有している者は、自国語で、ヨーロッパ特許出願をすることができる。ただし、当協定の施行規則中に定められている期間以内に、第一項中に掲げられている言語の一つへの翻訳を、提出しなければならない。

(3) 施行規則中に別段の定めがないかぎり、ヨーロッパ特許の出願語または、第二項の場合にあっては、翻訳語がヨーロッパ特許庁におけるすべての手続において使用されるべきものとする。

一定期間経過前に書面を提出すべきときは、施行規則の定める期間以内に手続語への翻訳が提出されることを条件として、第二項を準用する。

(4) ヨーロッパ特許記録簿への登録は第一項中に掲げられて

いる二言語によって行なう。疑問が生じたときは、出願語または、第二項の場合にあっては、翻訳語による登録を基準とする。

(5) ヨーロッパ特許出願の出願公開は出願語または、第二項の場合にあっては、翻訳語によってこれを行なう、第一項中に掲げられている他の二言語へのクレームの翻訳が添付される。

第八五条第三項の場合には、当初のクレームは出願語または、第二項の場合にあっては、翻訳語のみによってこれを出願公開する。

(6) ヨーロッパ特許の特許明細書は出願語または、第二項の場合にあっては、翻訳語によってこれを刊行する、特許明細書は第一項中に掲げられている他の二言語へのクレームの翻訳を含む。

(7) 次のものは第一項中に掲げられている二言語によって刊行する

(a) ヨーロッパ特許公報

ヨーロッパ特許条約の草案について

(b) ヨーロッパ特許庁報。

### 第三十五条 特権および免除

ヨーロッパ特許庁、その職員および管理会議会員ならびにヨーロッパ特許庁および管理会議に勤務するその他の者で議定書の定めるところの者は、当協定締結諸国の主権領域内において、特別議定書の定めるところにより、その任務の遂行に必要な特権および免除を享有する。

### 第一節 a 管理会議の権限

#### 第三十五条a 一般規定の発令と改正

(1) 管理会議は以下の諸規定を改正する権限を有する

(a) 第五四条および第五五条中に定められている審査課と審査部間の権限の分配を、実務から生ずる必要性に適合させため、改正すること

(b) 当協定中に定められている期限、ただし、第一六〇条の場合を除く第八八条第二項中に定められている期限についてはこのかぎりでない

(c) 当協定の施行規則。

(2) 管理会議は以下の諸規定を制定し改正する権限を有する

(a) ヨーロッパ特許庁の財政規定

(b) 職員の服務規定およびヨーロッパ特許庁のその他の使用者の勤務条件、俸給表ならびに付加的給与の種類および給付手続

(c) 手数料規則

- (d) その他当協定の実施に必要な規定。
- (3) 管理会議は第一五七条および第一六〇条中に定められる決定を行なう。

### 第三五条b ヨーロッパ特許庁の活動の監視

- (1) ヨーロッパ特許庁の活動を監視すべき任務の枠内において、管理会議は以下の義務を負う

- (a) ヨーロッパ特許庁の予算—必要ある場合にはヨーロッパ特許庁長官の具申する補正予算または追加予算—を毎年確定しがつその実行を監視すること
- (b) 会計監査委員の人数を定め、会計監査委員を任命しあつその報酬を確定すること
- (c) 監査委員会の報告書が添付された予算執行に関する前予算年度の計算書および貸借対照表を毎年審査し、かつ、ヨーロッパ特許庁長官の予算執行に関する責任を解除すること
- (d) ヨーロッパ特許庁長官の毎年度活動報告を承認すること。

- (2) 管理会議は第四三条第一項、第四項、第五項、第四四条第二項、第四五条、第四六条第二項、第五二条第二項および第一五八条第三項第二文中に定められている決定をなしがつ第一五八条第二項により当協定締結国から給付されるべき前払金を決定する。
- (3) 管理会議は第三七条中に掲げられている上級職員を任命

し、かつ、長官不在の際長官を代理する一名の副長官を決定する。管理会議は、ヨーロッパ特許庁長官の提案に基づき、第三七条第三項中に掲げられている職員に対し、同人に適用される規則に則り、懲戒処分を行なうことができる。

### 第三五条c その他の決定

- (1) 管理会議は第一六四条第二項による当協定への加盟をいかなる国家に招請すべきかを決定する。

- (2) 管理会議は、ヨーロッパ特許庁長官に対し、国家または国際組織との協定の締結についての交渉を行ないかつ管理会議の同意の下にその協定を締結する権限を与える。

- (3) 管理会議は第七三条第五項、第一一九条第三項、第一二一条a第二項および第一二二条b中に定められている決定を行なう。

- (4) 管理会議は第一六二条第二項中に掲げられている改正會議の準備をし、かつ、これを召集する。

- (5) 管理会議は第三三条第二項中に定められている支局の設置について決定する。

### 第一節b 管理会議の構成

#### 第三五条d 管理会議会員

- (1) 管理会議は各締結国の代表とその代理とからなる。各締結国は一名の代表と一名の代理を管理会議のために任命する権利を有する。

- (2) 管理会議会員は、管理会議規則の定めるところにより、

顧問または専門家の補佐を受けることができる。

### 第三五条e オブザーバーの参列

- (1) ハーフ所在の国際特許協会は、ヨーロッパ特許庁との協力手続を定める協定に則り、管理会議総会に出席する。
- (2) 国際特許手続の実行をその任務とするもののうち管理会議と協定を締結したその他の国際組織は、当該協定の定めるところに従い、管理会議総会に出席する。
- (3) ヨーロッパ特許庁に関係のある業務を行なうその他のすべての国際組織は、共同の利益がある問題についての討議の際、出席すべき旨管理会議から招請されることがある。

### 第三五条f ヨーロッパ特許庁長官の列席

ヨーロッパ特許庁長官は管理会議の評議に列席する。

### 第一節c 管理会議の活動

#### 第三五条g 長官

- (1) 管理会議は、当協定締結国の代表およびその代理のうちから、一名の長官と一名の副長官を選任する。副長官は長官に事故あるときは、当然、長官に代わる。
- (2) 長官および副長官の任期は三年とする。再選を妨げない。
- (3) 第二項第一文の規定にかかわらず、当協定発効後最初に任命される長官の任期は四年とする。

#### 第三五条h 管理会議事務局

- (1) 当協定締結国数が少なくとも八国あるときは、管理会議

ヨーロッパ特許条約の草案について

はその会員中五名の者からなる事務局を設置することができる。

- (2) 管理会議の長官および副長官は、当然、事務局員となる、その他の三名の事務局員は管理会議がこれを選任する。

- (3) 管理会議が選任した事務局員の任期は三年とする。右事務局員の再選は許されない。

- (4) 第三項第一文の規定にかかわらず、当協定発効後最初に設置される事務局の局員中管理会議が選任する一名の事務局員の任期を五年とし、他の一名の事務局員の任期を四年とする。
- (5) 事務局は管理会議が管理会議規則の定める範囲内で委託した任務を履行する。

#### 第三五条i 管理会議総会

#### 第三五条j 管理会議規則

- (1) 管理会議長官は、総会を召集する。
- (2) 管理会議は、毎年一回、通常総会を開催する、長官の発議または当協定締結国の三分の一の申立てがあるときは、総会を開催する。
- (3) 管理会議の審議は、あらかじめ定められた議事日程に基づき、管理会議規則に従つて行なう。
- (4) 仮の議事日程には、管理会議規則に従つて当協定の各締結国がその上程を要請したすべての議題を含むものとする。

#### 第三五条k 言語

管理会議は管理会議規則を制定する。

(1) 管理会議で使用する言語はドイツ語、英語およびフランス語とする。

(2) 管理会議に提出する文書および管理会議の審議についての議事録は、第一項中に掲げられている三言語で作成する。

### 第三十五条I 投票権

- (1) 当協定締結国だけが、管理会議において、投票権を有する。  
(2) 当協定の各締結国は、第三十五条〇の適用がある場合を除き、一票を有する。

### 第三十五条m 管理会議小委員会

(1) 第八条の定める特別協定によつてヨーロッパ特許庁に委託される付加的業務の実行のためヨーロッパ特許庁内に設置される特別機関の活動を監視するため、管理会議小委員会を設ける。

(2) 小委員会の権限、構成および活動は第八条中に掲げられている特別協定の締結国が定める。

### 第三十五条n 投票

- (1) 以下の案件については、出席しかつ投票した当協定締結国の四分の三の多数を必要とする  
(a) 第三十五条a第一項(b)、(c)、第二項および第三項による決定  
(b) ヨーロッパ特許庁の予算および必要ある場合における補正予算または追加予算の決定ならびに第四三条第一項

および第四四条第二項による決定

ヨーロッパ特許庁長官の任命

- (c) 第三十五条cによる決定  
(d) 管理会議規則の制定および改正。  
(e) 管理会議におけるその他の決定には、出席しかつ投票し

- (1) 当協定締結国単純多数を必要とする。  
(2) 管理会議におけるその他の決定には、出席しかつ投票し

- (3) 白票は投票とみなさない。

### 第三十五条〇 投票権の数

(1) 手数料規則の制定および改正ならびに当協定締結諸国との財政上の負担が増加することになる場合におけるヨーロッパ特許庁の予算および補正予算または追加予算の決定については、当協定の各締結国は、各締結国が一票を有する第一回目の投票後、その投票の結果いかんにかかわらず、第二項により定まる投票率によって直ちに第二回目の投票をする旨請求することができる。決定は第二回目の投票の結果によつて定める。

(2) 第二回目の投票において当協定の各締結国が有すべき投票権の数は、以下の方法によつて定める

- (a) 第四四条第三項中に定められている特別財政負担の割当率から各締結国に与えられる百分率の数に当協定締結国の数を乗じて得た数を五で除す  
(b) (a)により計算した数に端数があるときは、これを切り上げる  
(c) 右により得た数に五を加える

〔(d) 一締結国の票数は三〇票を越えないものとする。〕

### 第三十五条 p 管理会議に対する人員と設備の供給

ヨーロッパ特許庁は、管理会議、管理会議小委員会および管理会議の設置するその他の委員会に対し、その任務の実行に必要な人員および設備を供給する。

### 第一節 d 管理—責任

#### 第三十六条 指揮

(1) ヨーロッパ特許庁の管理は、当協定および当協定施行規則に則りならびに、ヨーロッパ特許庁が第八条の意味における特別協定に基づき付加的業務を負担するときはそのかぎりにおいて、その特別協定およびその特別協定の施行規則に則り、ヨーロッパ特許庁長官がこれを行なう。ヨーロッパ特許庁長官は、ヨーロッパ特許庁の活動につき、管理会議に対して責任を負う。

(2) 第一項の目的を達するため、長官は、特に、次の権能を有する

- (a) 長官はヨーロッパ特許庁の活動のために必要なすべての処置をとる
- (b) 長官は当協定改正のための提案ならびに一般的実施細則草案およびヨーロッパ特許庁に関する決定のうち管理会議の管轄に属するものを、管理会議に、提出することができる
- (c) 長官は財政規定に従つて予算案を作成し財政規定に従

つて予算を執行する

(d) 長官は、毎年、決算書、貸借対照表および活動報告を管理会議に提出する

(e) 長官は職員に対し指揮監督を行なう

(f) 長官は第三七条中に掲げられていない職員および使用人を任命しかつその昇進について決定する

(g) 長官は第三七条中に掲げられていない職員および使用人に対する懲戒権を行使するほか、管理会議に対し、第三七条第三項中に掲げられている職員に対する懲戒処置を提案することができる

(h) 長官はその権能をヨーロッパ特許庁の職員または使用者に委任することができる。

(i) (削除)

(3) 長官は複数人の副長官の補佐をうける。長官が不在の場合には、管理会議の定める副長官の一人が長官を代理する。

#### 第三十七条 上級職員の任命

(1) ヨーロッパ特許庁長官は管理会議がその決定によって任命する。

(2) 副長官は、長官の意見を聞いた後、管理会議がその決定によつて任命する。

(3) 抗告院および大抗告院の構成員は、長官の提案に基づき、管理会議が任命する。

#### 第三十八条 職務

(1) ヨーロッパ特許庁の職員およびその他の使用人は、その職務終了後といえども、その性質上職務上の秘密に属する知識を公表しない義務を負う。

(2) ヨーロッパ特許庁の職員およびその他の使用人は、その在職中、自らまたは仲介人を通じて特許出願をすることはできない。

(3) 管理会議は職員の服務規定ならびにヨーロッパ特許庁のその他の使用人に対する勤務条件を定める。

### 第三十九条 ヨーロッパ特許庁とその使用人間の争訟

(1) 國際労働機構行政裁判所は、職員の服務規定中に定められておりまたはその他の使用人に対する勤務条件から生じる範囲内においてかつその条件に従つて、ヨーロッパ特許庁とその使用人間のすべての争訟につき管轄を有する。

(2) 抗告は裁判所規則の定めるところに従つて提出することを要するとともに、当該裁判が終局判決であつて服務規定の定めるすべての抗告を当事者が行なつた後にかぎり、これをすることができる。

### 第四〇条 責任

(1) 契約から生ずるヨーロッパ特許庁の責任は当該契約に適用される法律に従つて定まる。

(2) 契約外の責任に関し、ヨーロッパ特許庁はその使用人が勤務活動中に加えた損害を、ヨーロッパ特許庁の所在する国家の法律に従つて、賠償する。第三三条第二項中に定められてい

る支局に属している使用者が損害を加えたときは、その支局が所在する国家の法を適用する。

(3) ヨーロッパ特許庁に対する使用者の個人的責任は服務規定または勤務条件によつて定まる。

(4) 第一項および第二項による争訟に関しては、ヨーロッパ特許庁の所在地またはその支局所在地において同種の争訟の裁判につき管轄を有する裁判所が管轄を有する。

### 第二節 財政規定

#### 第四一条 経費の支弁

ヨーロッパ特許庁の経費は以下のものによつてまかなう

(a) ヨーロッパ特許庁固有の資産

(b) 各締結国において徴収したヨーロッパ特許手数料の額

に応じて各締結国から支払われる金銭

(c) 必要ある場合に各締結国からなされる特別財政負担金。

### 第四二条 ヨーロッパ特許庁固有の資産

(1) 当協定および当協定施行規則中に定められている手数料ならびにその他いかなる名目かを問わず受領したもののが、ヨーロッパ特許庁固有の資産となる。

(2) 手数料の額およびその徴収方法については、当協定の手数料規則中に定める。

### 第四三条 徴収したヨーロッパ特許手数料に応じてなす

支払

(1) 各締結国は、自國において存続中の各ヨーロッパ特許につき、年次手数料に対して管理会議が定める一定割合の額をヨーロッパ特許庁に支払う。右金額が管理会議の定める統一最低額を下回るときは、当該締結国はヨーロッパ特許庁に対し右統一最低額を支払わなければならない。

(2) 第一項中に掲げられている一定割合は七五パーセントを越えずかつすべての締結国について等しいものとする。

(3) 第八条の権能を使用したグループがある場合においてそのグループについて統一的な年次手数料が定められているときは、第一項による一定割合は右統一的な年次手数料を基準とする、第一項による最低額は右統一的な年次手数料を基準とする。

(4) 各締結国は、管理会議が支払額の確定に必要と認めるすべての情報を、ヨーロッパ特許庁に提供する。

(5) 支払期日は管理会議が定める。

(6) 支払期日までに全額の支払をなさないときは、その締結国は未払額につき支払期日から利息を支払わなければならない。利率は財政規定中において定める。

#### 第四四条 手数料の算定および支払—特別財政負担

(1) 第四二条中に掲げられている手数料の額および第四三条中に掲げられている一定割合は、それに基づく収入がヨーロッパ特許庁の予算と均衡を保つように、算定されるべきものとする。

(2) ヨーロッパ特許庁が第一項によって予算の均衡を保つこ

とができるないときは、各締結国は、管理会議が当該予算年度について定める額の特別財政負担を、ヨーロッパ特許庁に支払う。

##### (3) 第一案

特別財政負担は当協定発効の前年に各締結国に提出された特許出願数と直接的関係にある割当率によって定める。この場合において一国を指定国とする国際出願は同国の出願とみなす。

##### 第二案

特別財政負担は、各締結国につき、当協定発効の前年の特許出願数に基づき、以下の割当率によって定める。

(a) 各締結国に提出された特許出願数の四分の一〔一分の二〕

(b) 各締結国の中より他の締結国に提出された特許出願数中二番目に多い数の四分の三〔三分の一〕。

三〇、〇〇〇以上の特許出願を有する国家が負担する金額については、これをすべて合計した後これら諸国に提出された特許出願の総数に従つて、新たに分割する。本項においてある一国に提出された出願とその国を指定国とする国際出願とは等しいものとする。

(4) 第四三条第五項および第六項を特別財政負担に準用する。

(5) 特別財政負担は財政規定中に定められている率の利息を付して返還する。返還は、予算上返還に十分な資力があるとき

にかぎりその範囲内で、これを行なう、返還のため用意された金銭は、第三項中に定められている割当率に従い、これを各締結国に分配する。

(6) ある予算年度中に支払のなされた特別財政負担は、それ以後の予算年度中に支払のなされた特別財政負担の全部または一部の返還をなす前に、その全額を返還しなければならない。

#### 第四五条 前 払

各締結国は、ヨーロッパ特許庁の申立てがあるときは、管理会議の認める需要の範囲内において、支払と負担の前払を行なう。この前払は、各締結国が当該予算年度に支払をなすこと又要する額に比例して、各締結国に割り当てる。

#### 第四六条 不時の出費

(1) ヨーロッパ特許庁の予算中には不時の出費のための費目を設けることができる。

(2) ヨーロッパ特許庁が前項の出費をなすには、管理会議による事前の決定を必要とする。

#### 第四七条 予 算

(1) ヨーロッパ特許庁のすべての収入と支出は、各予算年度につき予めこれを見積るとともに、予算中にこれを記載する。(2) 予算是収入と支出とが均衡を保つたものでなければならぬ。

#### 第四八条 支出の許可

(1) 予算中に記載されている支出は、財政規定中に別段の定

めがないかぎり、一会計年度中認められる。

(2) 人件費以外の費目中一予算年度の終了時に未支出のものは、次会計年度内にかぎり、財政規定中に定められている条件に従い、これを繰り越すことができる。

(3) 費目は支出の性質と目的とによって章毎に分類し、かつ必要に応じて、財政規定に従い、細分する。

#### 第四九条 予 算 年 度

予算年度は一月一日に始まり一二月三一日に終了する。

#### 第五〇条 予 算 案

ヨーロッパ特許庁長官は、前年の九月三〇日までに、管理会議に対し、予算案を提出する。

#### 第五一条 予 算 の 成 立

予算は管理会議がこれを確定する。

#### 第五二条 仮 予 算

(1) 予算年度開始後未だ管理会議が予算を確定していないときは、各章節につき前予算年度の予算額の一三分の一に至るまでの支出を、財政規定に従い、毎月行なうことができる、ただし、ヨーロッパ特許庁長官は、当予算年度の予算案中に定められている額の一三分の一を越えて、支出することはできない。(2) 管理会議は、第一項の規定を顧慮しつつ、一三分の一を越える支出の許可をすることができる。

(3) 第四一条(b)中に掲げられている支払は、第四二条により前予算年度につき定められた条件に基づき、これを行なう。

(4) 各締結国は、第四四条第三項中に定められている割当率に従い、第一項および第二項の適用を確保するため必要な範囲内で、特別財政負担を毎月仮に支払う。右負担については第四三条第六項を準用する。

### 第五二条 a 予算の執行

(1) ヨーロッパ特許庁長官は、その責任においてかつ割り当てられた範囲内において、予算を執行する。

(2) ヨーロッパ特許庁長官は、財政規定に定められた制限と条件に従い、章と章の間または節と節の間の費目流用を予算の範囲内で行なうことができる。

### 第五二条 b 会計監査

(1) 収支計算ならびにヨーロッパ特許庁の貸借対照表は、完全な独立性が保証されている会計監査委員からなる監査委員会がこれを監査する、会計監査委員のうち一名が委員長となる。

管理委員会は会計監査委員の数を定める。会計監査委員および委員長は五年の任期で管理委員会が任命する。会計監査委員および委員長の報酬は管理委員会が定める。

(2) 監査は証拠書類に基づきかつ、必要ある場合には、適当な場所でこれを行ない、収支が適法でかつ正確であることならばに財政状態が健全であることを確認する。監査委員会は、各予算年度の終了後、その作成につき会計監査委員の過半数の賛成を必要とする報告書を作成する。

(3) ヨーロッパ特許庁長官は、毎年、前予算年度の決算報告

書およびヨーロッパ特許庁の貸借対照表を、監査委員会の報告書を添えて、管理会議に提出する。

(4) 管理会議は予算の執行に関するヨーロッパ特許庁長官の責任を解除する。

### 第五二条 c 計算単位

(1) 予算は財政規定中に定められている計算単位によって作成する。

(2) 当協定の各締結国は第四一条中に定められている支払および負担ならびに第四五条中に定められている前払を、財政規定の定めるところに従い、ヨーロッパ特許庁に対して行なう。

### 第五二条 d 財政規定

財政規定は、以下のことを規定する

(a) 予算の作成および執行ならびに決算および会計監査の方法

(b) ヨーロッパ特許庁に対して当協定の各締結国が行なう第四一条中に定められている支払および負担ならびに第四五条中に定められている前払の方法およびその手続

(c) 支払命令者および出納係員の責任に関する規定およびその管理に関する規定

(d) 第四三条、第四四条および第五二条中に定められている利率。

### 第三節 手続機関の構成

#### 第五三条 手続機関

当協定中に定められている手続の実行のため、ヨーロッパ特許庁内に、次の機関を置く

- (a) 審査課、審査部および異議部（複数）
- (b) 抗告院（複数）
- (c) 大抗告院（単数）。

#### 第五四条 審 査 課

(1) 審査課は、第八八条により審査申立てがなされかつ技術水準に関する報告書がヨーロッパ特許庁に到着するまでの間、ヨーロッパ特許出願の審査に管轄を有する、ただし、当協定の定めるところにより特別にその管轄とされるものについてはこのかぎりでない。

- (2) 各審査課は技術に素養のある一名の審査員からなる。

#### 第五五条 審 査 部

(1) 審査部は、ヨーロッパ特許出願が、第五四条の定めるところにより、審査課の管轄を離れたときから、その出願の審査について管轄を有する。

(2) 各審査部は技術に素養のある三名の審査員からなる。ただし、終局決定を発するまでの審査は、原則として、当該審査部に属する一名の審査員に委任する。口頭審理は当該審査部の権限において行なう。決定の性質上必要があると考へるときは、審査部は法律に素養のある一名の審査員を補充する。可否同数のときは、当該審査部の部長が決定する。

#### 第五五条 a 異 議 部

(1) 異議部は、ヨーロッパ特許に対する異議の決定について、権限を有する。

(2) 各異議部は技術に素養のある三名の審査員からなるが、異議の対象となつてはヨーロッパ特許の付与手続に関与した審査員が二名以上加わることはできない。異議部は、その部に属する一名の審査員に審理を委任することができる。口頭審理は当該異議部の権限において行なう。決定の性質上必要があると考えるときは、異議部は法律に素養のある審査員でかつ異議の対象となつてはヨーロッパ特許の付与手続に関与しなかつた一名の者を補充する。可否同数のときは、当該異議部の部長が決定する。

#### 第五六条 抗 告 院

(1) 抗告院は、審査課、審査部および異議部のした決定に対する抗告の審理について、管轄を有する。

- (2) 抗告院は次の者からなる

一 技術に素養のある三名の者と法律に素養のある二名の者、ただし

(a) 抗告のなされている決定を行なつた審査部または異議部が、第五五条第二項または第五五条a第二項により、四名の審査員からなつていたとき、または  
一 技術に素養のある2名の者と法律に素養のある一名の者ならびに決定には参加せず報告者として補佐する技術

に素養のある一名の者、ただし、審査課または三名の審査員からなる審査部のした決定のうち次のいずれかに關するものについてなされた抗告の場合にかぎる

行のために定められた規定にのみ、服する。

#### 第四節 記録および公開

##### 第五九条 ヨーロッパ特許記録簿

- (a) ヨーロッパ特許出願の却下
- (b) ヨーロッパ特許出願の分割、または
- (c) ヨーロッパ特許の付与

ならびに三名の審査員からなる異議部のなした決定に対する抗告の場合

- 一 その他の場合、法律に素養のある三名の者。

##### 第五七条 大抗告院

- (1) 大抗告院は、以下の事件について、管轄を有する
- (a) 抗告院から提出された法律問題についての決定

(2) 大抗告院は法律に素養のある五名の者と技術に素養のある二名の計七名からなる。

##### 第五八条 院構成員の独立性

- (1) 大抗告院および抗告院の構成員は、五年の任期でこれを任命し、かつ、この期間内はその職務を解くことはできない。
- (2) 院の構成員は審査課、審査部または異議部に属することは許されない。
- (3) 院の構成員は、その決定につき、いかなる指示にも拘束されることはない。院の構成員は、当協定の規定と当協定の施

査員からなる審査部のした決定のうち次のいずれかに關するものについてなされた抗告の場合にかぎる

- (1) ヨーロッパ特許庁には「ヨーロッパ特許記録簿」という名称の特許記録簿を備え、同記録簿中に当協定中においてその登録をすることが定められているすべての事項を記載する。第八条による特許出願の出願公開前には、特許記録簿への登録はなされない。

- (2) だれでもヨーロッパ特許記録簿を閲覧することができます。申立てがあるときは、当協定の手数料規則中に定められている手数料が納付された後、ヨーロッパ特許記録簿の抄本を交付する。

##### 第六〇条 ヨーロッパ特許庁の刊行物

ヨーロッパ特許庁は、第八条、第九八条および第一〇七条中に定められている刊行物のほか、以下のものを定期的に発行する

- (a) ヨーロッパ特許公報 ヨーロッパ特許記録簿への登録事項を複製するほか、当協定中においてその公開をすることが定められているその他の事項を掲載する
- (b) ヨーロッパ特許庁報 ヨーロッパ特許庁長官の一般的告示および報告ならびに当協定およびその適用に関するその他の報告を掲載する。

##### 第五節 国内官庁との関係

## 第六一条 刊行物の交換

(1) ヨーロッパ特許庁は、当協定締結諸国の工業所有権に関する中央官庁に対し、その希望によりかつその者自身による使用のため、第六〇条、第八五条、第九八条および第一〇七条中に定められている刊行物の一部または複数部を、無料で、送付する。

(2) 当協定締結諸国の工業所有権に関する中央官庁は、ヨーロッパ特許庁に対し、その希望によりかつその者自身による使用のため、刊行された国内特許出願および特許明細書ならびに第六〇条(a)および(b)中に掲げられているヨーロッパ特許庁の刊行物と対応する刊行物の一部または複数部を、無料で、送付する。

(3) ヨーロッパ特許庁は、諸国の工業所有権に関する中央官庁およびその他の官庁ならびに国際組織と、刊行物の交換に関する合意をすることができる。

## 第六二条 情報提供の依頼

(1) 当協定または国内法の規定に抵触しないかぎりにおいて、ヨーロッパ特許庁と当協定締結諸国の裁判所または官庁は、申立てに基づき、情報を提供または書類の閲覧を許すことにより、相互に援助する。ヨーロッパ特許庁の書類閲覧については、第一四九条中に定められている手数料を納付することを要しない。

(2) ヨーロッパ特許庁は、当協定締結諸国の裁判所および検

察庁に対し、その申立てに基づき、第一四九条の制限に服することなく、ヨーロッパ特許出願およびヨーロッパ特許の書類閲覧を許可する。

(3) 同一の発明につきその全部または一部がヨーロッパ特許庁と当協定締結諸国の工業所有権に関する中央官庁とに特許出願がなされている場合には、ヨーロッパ特許庁と当該中央官庁とは、審査手続の経過に関し、求めに応じて、相互に報告する。ヨーロッパ特許庁と当該中央官庁とは、特に、新規性調査の結果ならびに審査報告および決定について報告する。この規定は第一二四条の場合にも適用する。

(4) 作業協定において相互に情報の交換が定められているときは、ヨーロッパ特許庁は、第三項中に定められている範囲内において、当協定に属していない諸国の工業所有権に関する官庁に対しても、情報を提供することができる。

## 第六三条 受託裁判事務

当協定締結諸国の裁判所は、ヨーロッパ特許庁のため、共助の求めに応じて、証拠調べまたはその他その裁判所の管轄に属する裁判行為を行なう。

## 第四章 ヨーロッパ特許出願

### 第一節 出願の提出および要件

#### 第六四条 出願の提出

(1) ヨーロッパ特許出願は次の所へ提出することができる

(a) ヨーロッパ特許庁

(b) 当協定締結諸国の工業所有権に関する中央官庁またはその他の管轄を有する官庁、ただし、その国の法律がそれを認めているときにかぎる。右方法によりなされた出願は、同一日にヨーロッパ特許庁に対して出願がなされたと同一の効果を有する。

(2) 第一項の規定は、各締結国の法律規定または行政規定のうち以下に定めるものの適用を排除するものではない

(a) 対象の性質上当該締結国の管轄を有する官庁の事前の許可なしには外国へ伝えることのできない発明に適用される規定、または

(b) すべての特許出願は先ず国内の官庁に提出すべき旨定める規定、または、他の官庁へ直接なされた出願の効力を事前の同意にからせる規定。

#### 第六五条 ヨーロッパ特許出願の移送

(1) 工業所有権に関する国内の中央官庁は、自序または当該国家の管轄を有する他の官庁に対してなされたヨーロッパ特許出願を、当該国家の利益のための発明の秘密保持に関する国内規定の適用と一致しうる最も短い期間内に、ヨーロッパ特許庁に移送しなければならない。

(2) 当協定の各締結国は、その対象が第一項中に掲げられている国内規定の意味において秘密保持を要しないことが明らかなヨーロッパ特許出願を、その出願後最大限六週間以内に、ヨーロッパ特許庁に移送するため適当なすべての処置を講じる。

#### ヨーロッパ特許条約の草案について

秘密保持を要するか否かにつき詳細な検討を必要とするヨーロッパ特許出願は、第三項中に掲げられている期間以内にヨーロッパ特許庁に到着するために必要な期間内に移送されるべきものとする。

(3) 第二項第二文中に定められている期間は次のとおりとする

(a) 優先権が主張されていないヨーロッパ特許出願については出願日から起算して四月

(b) 優先権が主張されているヨーロッパ特許出願については優先日から起算して一四月。

(4) その対象が秘密保持の下に置かれているヨーロッパ特許出願はヨーロッパ特許庁に移送しない。

(5) 特許出願日からまたは、優先権が主張されているときは、優先日から一四月を経過するまでにヨーロッパ特許庁に移送されないヨーロッパ特許出願は、取り下げられたものとみなす。第六六条により既に納付された出願手数料は返還する。

#### 第六六条 出願の要件

(1) ヨーロッパ特許出願には次のものを含まなければならぬ

- い (a) ヨーロッパ特許付与の申立て
- い (b) 発明の明細書
- い (c) 一個または複数個のクレーム
- い (d) 場合により、明細書またはクレーム中に引用されてい

る図面

(e) アブストラクト。

(2) (削除)

(3) ヨーロッパ特許出願には、当協定の手数料規則中に定められている出願手数料を納付しなければならない。手数料は、遅くとも出願日から一月を経過するまでに、納付されるべきものとする。

(4) アブストラクトは専ら技術情報の目的のためにのみ使用され、他の目的のために、なかんずく求められている保護範囲の決定のために、使用することはできない。

### 第六七条 当協定締結国の指定

(1) ヨーロッパ特許付与の申立て中には、その発明について保護を要求する一国または数国の当協定締結国が、指定されるべきものとする。

(2) 当協定締結国の指定には、当協定の手数料規則中に定められている手数料が支払われるべきものとする。出願日後または、一個の優先権が主張されているときは、その優先日後もしくは、複数個の優先権が主張されているときは、最初の優先日後一二月の期間を経過するまでに支払がなされないとときは、指定は取り下げられたものとみなす。

(3) 当協定締結国の指定は、ヨーロッパ特許の付与までは、取り下げることができる。締結国の全部の指定の取下げはヨーロッパ特許出願の取下げとみなす。既に納付した指定手数料は

返還しない。

(4) 当協定締結国のうち第八条の権能を行使したグループがあるときは、そのグループは、指定は共同してのみなされうことおよびそのグループに属する当協定締結国的一部についての指定はこれら締結国全部についての指定とみなす旨、定めることができる。

### 第六八条 出願日

ヨーロッパ特許出願の出願日は次の諸要件が満たされた日とする

- (a) 出願はそれがヨーロッパ特許出願のためのものである旨の表示を含み、かつ、当協定締結国の少なくとも一国を、第六七条第一項により、指定していなければならぬ
- (b) 出願は出願人に相違ないことの確認を許す旨の記載を含んでいなければならない
- (c) 出願は第三四条第一項および第二項中に定められてい る言語の一による明細書およびクレームを含まなければ ならない、当協定の他の要件と一致していないときは同様である。

### 第六九条 出願手数料の不納付または翻訳の欠除

次の場合には、ヨーロッパ特許出願は取り下されたものとみなす

(a) 第六六条第三項中に定められている手数料が、規定の

期間以内に、納付されないとき、または

## 第二節 優先権

(b) 第三四条第二項の場合において、特許出願の翻訳が同

条中に掲げられている期間以内に提出されないとき。

### 第六九条a 発明者名の表示

指定国のうち少なくとも一国が、国内出願につき、国内出願時にもしくはそれ以後の時期に、発明者名を示すべき旨定めているときは、ヨーロッパ特許出願中で、発明者名を表示すべきものとする。

### 第七〇条 発明の一体性

ヨーロッパ特許出願は、单一の発明または单一の一般的発明思想をなして相互に結合している一群の発明のみについて、これをすることができる。

### 第七一条 発明の開示

発明は、専門家が実施可能な程度に明確かつ完全に、ヨーロッパ特許出願中において、開示されるべきものとする。

### 第七一条a クレーム

クレームは要求されている保護の対象を限定すべきものとする。クレームは、明細書に基づき、明確かつ簡潔に記載しなければならない。

### 第七二条 施行規則中におけるヨーロッパ特許出願の要件

ヨーロッパ特許出願は、当協定の施行規則中において定められている諸要件を満たしていなければならない。

## 第七三条 優先権

(1) 工業所有権の保護に関するパリ条約の一締結国においてもしくは一締結国に対して、特許出願、実用新案出願、実用特許出願もしくは発明者証出願を適法になした者またはその権利承継人は、同一発明に対するヨーロッパ特許出願については、最初の出願後一二月の期間中優先権を享有する。

(2) 出願のなされた国家の国内法によりまたは二国間もしくは多国間の条約により適法な国内出願の価値を有するすべての出願は優先権の基礎となる。

(3) 適法な国内出願とは、当該国家において出願のなされた日を確定するに十分なすべての出願をいい、その出願の爾後の結果は重要としない。

(4) 同一国家においてすでになされている第三項の意味における最初の出願と同一内容に関する新出願も、旧出願が新出願の時までに取り下げられ、放棄されもしくは却下されているときでかつ旧出願が公開されておらずまた権利も残存していないときは、優先権期間の起算点となる最初の出願とみなす、ただし、その旧出願が優先権主張の基礎となつてているときはこのかぎりでない。右の場合には、旧出願は爾後優先権主張の基礎とすることはできない。

(5) 最初の出願が工業所有権の保護に関するパリ条約の締結国でない国家においてなされているときは、その国家がヨーロ

ッパ特許庁に対してなされた最初の出願に、パリ条約に定められていると同一の要件の下で同一の効果を伴う優先権を、管理会議の告示に従い、二国間もしくは多国間条約に則り付与しているときにかぎり、前項までの規定を適用する。

#### 第七四条 優先権の効果

優先権は、最初の出願日を第一一条第二項および第三項ならびに第一五条第一項の意味におけるヨーロッパ特許出願日とみなすという効果を有する。

#### 第七五条 優先権の主張

(1) 旧出願の優先権を主張しようとする者は、ヨーロッパ特許出願に際し、ヨーロッパ特許庁に対し、最初の出願の日および国名を示し、かつ、最初の出願の出願符号を述べなければならぬ。ヨーロッパ特許出願に際し最初の出願の日および国名が示されず、または、最初の出願の出願符号が優先日後一ヶ月を経過するまでに提出されないときは、その出願に対する優先権請求は消滅する。

(2) ヨーロッパ特許庁は、優先権宣言をする者に対し、ヨーロッパ特許出願後四月以上の範囲内でヨーロッパ特許庁が定める期間以内に明細書、クレームおよび図面を含む最初の出願の謄本一通を提出すべき旨、請求することができる。この謄本には最初の出願がなされた官庁により正確である旨の証明がなされていなければならない。さらに、提出日に関する右官庁の証明が添付されるべきものとする。謄本および証明が必要な期間

内に提出されないとときは、その出願に対する優先権請求は消滅する。

(3) ヨーロッパ特許出願については複数の優先権を主張することができる、それらの優先権が異なった国家において生じているときも同様である。

(4) 一個または複数個の優先権が一個のヨーロッパ特許出願について主張されているときは、その優先権は、ヨーロッパ特許出願の要素のうち優先権が主張されている特許出願中に含まれているものについてのみ、これを包含する。

(5) 第一項中において規定されている項目は、ヨーロッパ特許記録簿に登録され、ヨーロッパ特許公報中で公表され、かつ、第八五条による出願公開とヨーロッパ特許明細書中に記載されるべきものとする。

(6) 優先権が主張されている発明の特定の要素が最初の出願において提出されたクレーム中に含まれていない場合において最初の出願の出願参考資料の全体から右要素が容易に明らかとなるときは、優先権を与える。

#### 第七六条 ヨーロッパ特許出願の国内出願としての価値

(1) ヨーロッパ特許出願は、第六七条により指定された当協定締結国にあっては、適法な国内出願の価値を有する。

(1)(a) 国内特許出願の優先日にもしくは優先日後に出願公開されたヨーロッパ特許出願で国内特許出願の優先日前に優先日

を有する出願は、出願公開されたヨーロッパ特許出願中において指定されている諸国においては、その国内特許出願もしくは

その出願に基づき付与された特許との関係において、先願の国内特許出願としての取扱いを受ける。

(2) 国内特許の付与手続は第一二四条ないし第一二六条中に定められている諸要件の下においてのみ、ヨーロッパ特許出願に基づき、これを開始することができる。

## 第五章 審査、付与および異議手続

### 第一節 審査申立てまでの手続

#### 第七七条 形式的および明白な瑕疵に関するヨーロッパ特許出願の審査

(1) 審査課は、第六八条および第六九条の規定に照らして、ヨーロッパ特許出願を審査する。

(2) ヨーロッパ特許出願日が確定し、かつ、第六九条により出願が取り下げられたものとみなされないときは、審査課は、以下の諸点について、審査する

- (a) 出願の対象がその本質上第九条の意味における発明でないことが明らかであること
- (b) 発明が第一〇条によつて特許能力を有しないことが明らかなこと
- (c) 発明が第一四条の意味における産業上の応用可能性を有しないことが明らかであること

ヨーロッパ特許条約の草案について

(d) 出願が第七〇条および第七一条と合致していないこと

が明らかであること

(e) 出願が当協定の施行規則中に定められている書式に従つていないことならびに明細書、クレームおよび図面の

内容が施行規則中の当該規定と合致していないことが明らかなこと

(f) 追加特許出願の場合においてその対象が第二一条第一項の意味における改良、展開または補充を構成しないこと

(g) 第六九条aによる発明者名の表示がなされていないこと

(h) 出願が第六六条第一項(d)の要件を満たしていないこと

(i) 出願が第六六条第一項(e)の要件を満たしていないこと

(j) 出願が第六六条第一項(f)の要件を満たしていないこと

#### 第七八条 出願の審査決定および却下

##### (1) (削除)

- (2) 第七七条第二項(a)ないし(f)および(i)中に定められている審査の結果、そのヨーロッパ特許出願またはそのヨーロッパ特許出願の対象となつてゐる発明は、審査において顧慮されるべき諸要件を満たしていないことが明らかとなつたときは、審査課はその旨出願人に通知し、かつ、審査課の定める期間以内に意見を述べまたは明らかとなつた瑕疵を除去すべきことを出願人に催告する。明細書、クレームおよび図面は、明らかとなつ

た瑕疵を審査課の所見に従い除去するに必要なかぎりで、これを変更することができる。

(3) 審査課がその発明は新規でないことが明らかであると確認するときは、審査課はその旨出願人に注意を促すことができる。

(4) 第二項中に掲げられている期間経過後に、その発明またはそのヨーロッパ特許出願が第二項中に掲げられている諸要件を満たしていないことが明らかとなつたときは、審査課はその出願を却下する。

#### (5) (削除)

(6) 第七七条第二項(g)中に定められている審査の結果、発明者名の表示がなされていないことが明らかとなつたときは、審査課は出願人に発明者名を表示すべき旨催告する。発明者名が優先日後一六月以内に表示されないときは、国内出願について発明者名の表示を規定している当協定締結国の指定は、これを取り下したものとみなす。

#### (7)(a) 第七七条第二項(h)中に定められている審査の結果、図面が出願日後に提出されたことが明らかとなつたときは、図面の提出日を出願日とする。

(b) 第七七条第二項(h)中に定められている審査の結果、図面が提出されていないことが明らかとなつたときは、審査課は、出願人に對し、一月以内に図面を提出すべき旨催告する。必要な期間内に出願人が図面を提出したとき

は、図面の提出日を出願日とみなす、図面の提出がなされないときは、明細書もしくはクレーム中における図面の引用は削除されたものとみなす。

### 第七九条 技術水準に関する報告書の要請

(1) 審査の結果そのヨーロッパ特許出願およびそのヨーロッパ特許出願の対象となつてている発明が審査において顧慮されるべき諸要件を満たしていることが明らかとなつたときは、審査課は、出願人に対し、技術水準に関する報告書の要請のため、当協定の手数料規則中に定められている手数料を、一月の期間以内に、納付すべき旨催告する。

(2) 手数料が必要な期間内に納付されないときは、ヨーロッパ特許出願は取り下げられたものとみなす。

(3) 手数料の納付後または、手数料が納付済のときは、審査の終結後、審査課は、ヨーロッパ特許出願の参考資料を送付して、技術水準に関する報告書を、ハーグ所在の国際特許協会に、要請する。ハーグ所在の国際特許協会はアブストラクトの最終的内容をも確定する。

(4) 技術水準に関する報告書は、明細書および、図面が添付されているときは、その図面に相当な顧慮を払いつつ、クレームに基づいて作成される。

(4)(a) 技術水準に関する報告書およびアブストラクトの最終的内容は、当協定の施行規則中に定められている期間以内に、同規則中に定められている形式で、ヨーロッパ特許庁に引き渡

される。

(5) 出願に一体性が無い場合において技術水準に関する追加の報告書が必要であるときは、審査課は、出願人に対し、その選択に従い一月の期間以内に出願を一個の発明に限定するかそれとも当協定の手数料規則中に定められている追加手数料を納付すべき旨、催告する。

(6) 出願人がその出願を一個の発明に限定せずまたは第五項中に定められている手数料を必要な期間内に納付しないときは、ヨーロッパ特許出願のうち技術水準に関する報告書の作成されない部分は、取り下げられたものとみなす。

(7) 第五項により支払のなされた手数料は、第九三条による審査の過程において出願人が返還の請求を行ないかつ審査部が第五項中に掲げられている催告は不当なものであつたことを確認するときは、これを返還する。

### 第八〇条 技術水準に関する報告書の送付

技術水準に関する報告書の受領後、ヨーロッパ特許庁はその報告書を出願人に送付する。

### 第八一条 審査申立て以前におけるヨーロッパ特許

#### 出願の分割

(1) 次の場合には出願人は、審査申立てをするまでの間、そのヨーロッパ特許出願を制限し、かつ、その制限の結果もとの出願から分離した発明につき分割出願をすることにより、そのヨーロッパ特許出願を分割することができる。

#### 第八二条 参考資料の変更

(1) 第六六条第三項中に定められている出願手数料は、分割出願については、その分割出願後一月の期間以内に納付すべきものとする。

(a) 第七八条第二項または第七九条第五項による催告に応じるとき  
(b) 技術水準に関する報告書を受領したとき。  
(2) 制限は、第八三条第一項によるクレームの変更によって、または、場合により明細書もしくは図面の一部の放棄宣言によって、これをしなければならない。放棄宣言は、放棄のなされた出願部分に関してなされる分割出願が参考されるべき旨の章句を包含することができる。

(3) 変更された出願の対象が当初の出願中において明らかにされていた範囲を越えないかぎりにおいて、変更された出願が、当初の出願に代わり、保護請求についての基準となる。

(4) 分割出願は当初の出願日になされたものとみなし、場合により、当初の出願の優先権を享受する、ただし、分割出願の対象が当初の出願中において明らかにされていた範囲を越えないかぎりでかつ分割出願が第一項中に定められている制限後二月の期間以内になされたときにかぎる。

(5) 第六六条第三項中に定められている出願手数料は、分割出願については、その分割出願後一月の期間以内に納付すべきものとする。

面の変更をすることはできない。

(2) 第一項の規定は第七八条第二項および第七九条第五項の適用を妨げるものではない。

### 第八三条 クレームの変更

(1) 技術水準に関する報告書の受領後でかつ第八八条による審査申立て前において、出願人はその出願にかかる当初のクレームの一個もしくは複数個を放棄しましたは新しいもしくは変更したクレームを提出することができる。

(2) 出願人が第一項中に定められている権限を行使するときは、新しいもしくは変更したクレームの対象が出願中に記載されている範囲を越えないかぎりにおいて、新しいもしくは変更したクレームが、当初のクレームに代わり、保護請求の基準となる。

### 第八三条a クレーム拡張の禁止

ヨーロッパ特許出願の対象は当初の出願内容よりも拡大することはできない。

### 第八四条 (削除)

### 第八五条 ヨーロッパ特許出願の出願公開

(1) ヨーロッパ特許出願は、出願日後または、一個の優先権が主張されているときは、その優先日からもしくは、複数個の優先権が主張されているときは、最初の優先日から一八月経過した後、遅滞なく出願公開される。ただし、出願人の申立てがあるときは、右期間経過前にそのヨーロッパ特許出願を出願公

開することができる。出願公開には明細書、クレームおよび場合により図面ならびに、出願公開のための技術的準備完了前に入手可能なときは、添付書類として技術水準に関する報告書を包含する。技術水準に関する報告書が特許出願とともに出願公開されなかつたときは、これを別に公開する。

(2) 出願公開中には第六七条により指定された当協定締結国が記載される。

(3) 出願公開のための技術的準備完了前に第八一条によりヨーロッパ特許出願が分割されまたは第八三条によりクレームが変更されたときは、出願公開には新しいもしくは変更されたクレームのほか当初のクレームが記載される。

(4) ヨーロッパ特許出願が、出願公開のための技術的準備完了前に、確定的に却下されもしくは取り下げられたときは、出願公開は行なわない。

(5) ヨーロッパ特許出願の出願公開がなされた旨および場合によつて技術水準に関する報告書が独立して爾後に公開された旨の記載が、ヨーロッパ特許記録簿に登録され、かつ、ヨーロッパ特許公報中で公表される。

### 第八六条 特許出願失効の公表

第八五条により出願公開されたヨーロッパ特許出願が却下されもしくは取り下げられたときまたは取り下げられたものとみなされるときは、その旨の記載がヨーロッパ特許記録簿に登録

され、かつ、ヨーロッパ特許公報中で公表される。

### 第八七条 出願のなされた発明の特許能力に対する抗弁

- (1) ヨーロッパ特許出願の出願公開後はだれでも出願のなされた発明の特許能力に対する抗弁を述べることができる。抗弁は書面によりかつ理由を付してなされるべきものとする。
- (2) 第一項中に定められている抗弁は出願人に通知される、出願人は抗弁に対して意見を述べることができる。

### 第二節 付与手続

#### 第八八条 審査申立て

- (1) ヨーロッパ特許庁は、申立てに基づき、ヨーロッパ特許出願およびその対象をなす発明が当協定の定める諸要件を満たしているか否かについて、審査する。

- (2) 第八五条第五項によりヨーロッパ特許公報中で技術水準に関する報告書の公開が公表された日から六月を経過するまでは、出願人またはすべての第三者は審査申立てをすることができる。当協定の手数料規則中に定められている審査手数料が納付されたときに審査申立てがなされたものとみなす。

- (3) 出願人は、技術水準に関する報告書の受領後に審査申立てをするときは、その申立て中において報告書および出願人に通知された抗弁に対する意見を述べ、かつ、必要ある場合には、明細書、クレームおよび図面を変更することができる。
- (4) 追加のヨーロッパ特許出願について審査申立てがなされたときは、審査課は出願人に対し、催告の送達後二月を経過するときは、審査課は出願人に対し、催告の送達後二月を経過する前に審査申

るまでに、基本特許の出願について、第一項による審査申立てをなすべき旨催告する。右申立てがなされないときは、追加のヨーロッパ特許出願は独立のヨーロッパ特許出願とみなす。

- (5) 審査申立ては取り下げることができない。
- (6) 第二項により審査申立てがなされたときは、爾後になされた審査申立てはなされなかつたものとみなす。納付された手数料は返還する。

- (7) 第二項中に掲げられている期間を経過するまでに審査申立てがなされないときは、ヨーロッパ特許出願は取り下げられたものとみなす。

#### 第九〇条 審査部への手続の移行

ヨーロッパ特許出願の審査申立てがなされたときは、手続は審査部へ移行する、ただし、技術水準に関する報告書の受領前に行なわれることはない。

#### 第九一条 審査申立ての公表

- (1) ヨーロッパ特許出願に審査申立てがあつた旨の記載がヨーロッパ特許記録簿に登録され、かつ、ヨーロッパ特許公報中で公表される。

- (2) 審査申立てが出願人以外の者によつてなされたときは、出願人にその申立てが通知される。

#### 第九二条 ヨーロッパ特許出願人の答弁

- (1) 出願人が技術水準に関する報告書を受領する前に審査申

立てをしたときまたは出願人以外の者が審査申立てをしたときは、ヨーロッパ特許庁は、出願人に対し、一定期間以内に出願を維持するか否かについて陳述し、かつ、同一期間以内に技術水準に関する報告書および出願人に通知済の抗弁について意見を述べ場合によっては明細書、クレームおよび図面を変更すべき旨催告する。

(2) 第一項により定められた期間以内に出願人が出願を維持する旨通知しないときは、出願は取り下げられたものとみなす。

### 第九三条 ヨーロッパ特許出願の審査

審査部は、出願人が技術水準に関する報告書および出願人に通知済の抗弁について意見を述べたとき、または、第九二条第一項により右陳述のため定められた期間が徒過された場合において審査申立てを受領したときは、ヨーロッパ特許出願の審査を開始する。審査部における手続については出願人のみが関与する。

### 第九四条 審査申立て後におけるヨーロッパ特許出願の分割

(1) 複数個の発明を包含するヨーロッパ特許出願は、審査申立て後次の場合に、少なくとも一個の発明を包含する複数の特許出願に、分割することができる

(a) 出願人が分割を請求するとき、ただし、特許出願の審査開始後は、審査部が適当と認めるときにかぎり、出願の分割をすることができる

### 第九五条 a 出願の変更

(1) 審査申立て後でかつ技術水準に関する報告書の受領後ま

(b) そのヨーロッパ特許出願が第七〇条の規定に合致しない場合において審査部の催告に基づくときは。

(2) 第八一条第三項ないし第五項を適用する。

### 第九五条 審査結果の通知

(1) 審査の結果ヨーロッパ特許出願およびそのヨーロッパ特許出願の対象となっている発明が当協定の定める諸要件を満たしていないことが明らかとなつたときは、審査部はその旨出願人に通知し、かつ、出願人に対し審査部の定める期間以内に意見を述べもしくは明らかにされた瑕疵を除去し場合によっては明細書、クレームおよび図面を変更して提出するよう催告する。

(1)(a) 出願人が第一項により意見を述べまたは変更をしたときは、審査部は、その意見および変更に留意しつつ、さらに決定により出願人に対し審査部の定める期間以内にあらためて意見を述べ、かつ、変更をするよう催告することができる。

(1)(b) 審査部の定めた期間以内に出願人が第一項および第一項a中に定められている催告に応じないときは、出願は取り下げられたものとみなす。

(2) 第一項および第一項aによる決定には理由を付し、かつ、ヨーロッパ特許の付与に障害となるすべての理由を表示すべきものとする。

たは受領と同時に出願人は明細書、クレームおよび図面を変更することができる、ただし、出願人に對して第九七条第一項中に定められている通知がなされていないときにかぎる。

(2) 付与手続の正常な進行にとつて必要であると考えるときは、審査部は出願人に對し一定の期間を定めその期間経過後

は、審査部の同意があるときにかぎり、明細書、クレームおよび図面の変更をすることができる旨定めることができる。

(3) 本条の規定は第八八条第三項、第九二条第一項、第九五一条第一項および第一項aの適用を妨げるものではない。

### 第九六条 ヨーロッパ特許出願の却下

(1) 審査部は、ヨーロッパ特許出願およびそのヨーロッパ特許出願の対象となつてゐる発明が当協定の定める諸要件を満たしていないと考えるときは、そのヨーロッパ特許出願を却下する。

(2) (削除)

(3) 決定は出願人および、第三者が審査申立てをしたときは、その第三者に通知する。

(4) (削除)

### 第九七条 ヨーロッパ特許の付与

(1) 審査部は、ヨーロッパ特許出願およびそのヨーロッパ特許出願の対象となつてゐる発明が当協定の定める諸要件を満たしていると考えるとときは、出願人および、第三者が審査申立てをした場合にあつては、その審査申立てをした第三者に対し、

ヨーロッパ特許の付与を考慮していいる旨の文言で、通知する。

それとともに、出願人は一月の期間以内に当協定の手数料規則中に定められている付与および印刷のための手数料を納付すべき旨催告を受ける。

(2) 付与および印刷のための手数料が必要な期間内に納付されないとときは、ヨーロッパ特許出願は取り下げられたものとみなす。

(3) 付与および印刷のための手数料ならびに第一二九条および第一三〇条により既に履行期の到来した手数料が納付されたときは、審査部は、第六七条により指定のなされた当協定締結国につき、ヨーロッパ特許を付与する。この決定は出願人および、第三者が審査申立てをした場合にあつては、その審査申立てをした第三者に通知される。

(4) ヨーロッパ特許付与の記載がヨーロッパ特許記録簿へ登録され、かつ、ヨーロッパ特許公報中で公表される、ただし、第一項中に定められている通知後三月内になされることはない。

### 第九七条a ヨーロッパ特許の翻訳

(1) 各締結国は、審査部が自國を指定国としてヨーロッパ特許を付与することとした文言が自國の公用語の一つで書かれていないときは、出願人は、第九七条第一項中に定められていてある通知後三月の期間以内に、工業所有権に関する自國の中央官厅に対し、自國の公用語の一つへの右文言の翻訳を提出しなければならない旨、定めることができる。

(2) 第九七条第一項中に定められている通知と同時に、審査部は、出願人に對し、第一項による規定を保有している締結国名を指示する。

### 第九八条 ヨーロッパ特許の公開

(1) ヨーロッパ特許庁は、ヨーロッパ特許の付与の公表とともに、そのヨーロッパ特許につき明細書、クレームおよび、図面があるときは、その図面を包含するヨーロッパ特許明細書を刊行する。

(2) 特許明細書中にはそのヨーロッパ特許の指定国が表示される。

(3) 特許明細書中には第一〇一条により異議をすることでのきる最終期日が記載される。

### 第九九条 ヨーロッパ特許証

(1) 特許明細書が刊行された後、直ちに、ヨーロッパ特許庁は、特許所持人に対し、ヨーロッパ特許証を交付する、ヨーロッパ特許証には添付書類として特許明細書を添付する。

(2) 特許証は、ヨーロッパ特許が、当該特許明細書中において記載されている発明について、当該特許証中において氏名の挙げられている者に対し、当該特許明細書中に記載されている当協定締結国につき、付与されていることを證明する。

### 第一〇〇条 翻訳刊行費一制裁

(1) 第九七条<sup>a</sup>第一項により規定を定めた当協定の各締結国は、特許所持人が自国の定めた期間以内にヨーロッパ特許の翻

訳刊行費の全部または一部を納付しなければならない旨、定めることもできる。

(2) 当協定の各締結国は、第九七条<sup>a</sup>第一項または前項に基づき定めた規定が守られない場合には、ヨーロッパ特許の効力は、自国については、当初から発生しなかつたものとみなす旨、定めることができる。

### 第三節 異議手続

#### 第一〇一条 異議

(1) 第九七条第四項による公表の日から九月の期間以内はだれでも、ヨーロッパ特許庁に対し、ヨーロッパ特許の付与に異議を提起することができる。異議は理由を付してなされるべきものとする。異議は、当協定の手数料規則中に定められている手数料が納付されたときに、なされたものとみなす。異議のための手数料は、異議が審査申立てをなした第三者によってなされるときは、納付を要しない。

(1) (a) 異議は、異議の目的となつてゐるヨーロッパ特許がその効力を有するすべての締結国について、そのヨーロッパ特許を拘束する。右締結国においてヨーロッパ特許の所持人が同一人でないときは、これらすべての所持人は、異議手続において、共有者とみなす。

(2) 第一項により異議を提起した第三者は、特許所持人とともに、異議手続に関与する。

(3) 異議部は、特許所持人に対し、異議の提起があつたこと

を通知し、かつ、異議部の定める期間以内に、異議について意見を述べるよう催告する。特許所持人の陳述はその他の当事者に通知する。

特許所持人の陳述はその他の当事者に通知される。

### 第一〇三条 当事者の陳述

異議は、以下の理由があるときにかぎり、提起することができる

#### 第一〇一条a 異議理由

- (a) ヨーロッパ特許の対象が第九条ないし第一四条による特許能力を有しないとき
- (b) 専門家が実施可能な程度に明確かつ完全に発明が開示されていないとき
- (c) ヨーロッパ特許の対象がヨーロッパ特許出願の内容より広いとき。

#### 第一〇一条b 異議審査

(1) 異議が受理されるものであるときは、異議部は、第一〇一条a中に定められている異議理由の範囲内において、職権により、事実を探究する、審査は当事者の供述にも当事者の主張にも拘束されることはない。

(2) 異議部は、当事者が新たに提出した事実および証拠のうち異議理由中もしくは異議に対する答弁中に含まれていなかつたものを、考慮する必要はない。

#### 第一〇二条 異議手続における審査結果の通知

異議の審査後異議部がヨーロッパ特許は付与されるべきでなかつたと考へるときは、第九五条を準用する。審査決定および

特許所持人の陳述が本質的でかつ新しい供述を含むときは、異議部が特別な理由によりそれを適当と認めるときは、異議部は、その他の当事者に対し、異議部の定める期間以内に、特許所持人の陳述について意見を述べるよう催告する。

#### 第一〇四条 クレーム変更の制限

- (1) 異議手続においては、保護範囲を拡大することとなるヨーロッパ特許のクレームの変更は許されない。
- (2) ヨーロッパ特許の変更は、その対象が出願内容を拡大することになるときは、これを許さない。

#### 第一〇五条 異議決定

- (1) 異議部は、第一〇一条a中に掲げられている異議理由が特許の維持と相容れないと考えるときは、ヨーロッパ特許を撤回する。
- (2) 異議部は、第一〇一条a中に掲げられている異議理由が特許の維持と相容れないときは、異議を却下する。
- (3) 異議部は、第一〇一条a中に掲げられている異議理由は、特許所持人により異議手続中においてなされた変更を考慮すれば、特許の維持と相容れないものではないと考へるときは、ヨーロッパ特許は変更された範囲において維持されるべきであると考える旨両当事者に通知し、かつ、特許所持人に対し、新し

い特許明細書の印刷のため当協定の手数料規則中に定められている手数料を、一月の期間以内に、納付するよう催告する。手数料が必要な期間内に納付されないと、ヨーロッパ特許は撤回される。新しい特許明細書の印刷のための手数料が納付されたときは、異議部はヨーロッパ特許は変更された範囲において維持されるべき旨決定する。第二〇〇条第二項を準用する。

- (4) (削除)
- (5) (削除)

### 第一〇五条a 決定の効力

ヨーロッパ特許の全部または一部を撤回する旨の決定が確定したときから、第一八条中に定められている特許の効力は、撤回のなされた範囲において、当初から発生しなかつたものとみなす。

### 第一〇六条 (削除)

#### 第一〇七条 新しい特許明細書の公開

- (1) ヨーロッパ特許が第一〇五条第三項により変更を受けたときは、ヨーロッパ特許庁は、異議決定の公表と同時に、そのヨーロッパ特許につき新しい特許明細書を刊行する、新しい特許明細書には変更された明細書、クレームおよび、図面があるときは、その図面を含む。
- (2) 第九八条第二項を適用する。
- (3) 新しい特許明細書中には、その特許に対してもはや異議を提起することはできない旨が、記載される。

- (4) 第一〇〇条を準用する。

### 第四節 抗 告

#### 第一〇八条 抗告の対象となりうる決定

- (1) 審査課、審査部および異議部の決定に対しては、抗告をすることができる。
- (2) 当事者の一方に対して手続を終了させない決定は、その終局決定とともにのみ、取り消すことができる。
- (3) 手続費用の分担は独立した抗告の対象とすることができる。

- (4) 手続費用額の確定に関する決定は、その額が施行規則中に定められている額を越えるときにかぎり、抗告によつて取り消すことができる。
- (5) 手續費用の分担は独立した抗告の対象とすることができる。

### 第一〇九条 抗告の効果

抗告は停止的効力を有する。

#### 第一一〇条 抗告権者および手続当事者

- 申出どおりの決定を得られなかつた手続関与者はだれでも、その決定に対し、抗告をすることができる。その他の手続関与者は、その手続への関与を放棄した者を除き、抗告手続に関与する。
- (1) 抗告は、決定の送達後二月の期間以内に、ヨーロッパ特許庁に対し、書面によりかつ理由を付して、なされるべきものとする。当協定の手数料規則中に定められている抗告手数料が納付

されたときに、抗告がなされたものとみなす。抗告の理由を詳細に述べる補充書面は、抗告後一月の期間以内に、提出することができる。

### 第一二二条 事前の訂正

(1) 抗告がなされた決定をなした部課は、その抗告が許されるべきものであり、かつ、理由があると考えるときは、自己のなした決定を除去しなければならない。

(2) 提出後二月の期間以内に抗告が容れられないときは、その抗告は理非についての意見を付さずに、遅滞なく、抗告院に移送されるべきものとする。

(3) その他の手続関与者が抗告人に反対しているときは、第一項の規定は適用しない。この場合には、抗告は、その提出後遅滞なく、抗告院に移送されるべきものとする。

### 第一二三条 抗告の審査

(1) 抗告が許されるときは、抗告院は職権により事実を審査する、この審査は両当事者の主張にも申立てにも拘束されることはない。

(2) 抗告院は、新しく両当事者によって提出された事実および立証手段のうち抗告理由中または抗告に対する答弁中に含まれていなかつたものは、これを顧慮する必要がない。

(3) 抗告院は、技術水準に関する補充的な情報の付与を、審査課に依頼することができる。

### 第一二四条 (削除)

ヨーロッパ特許条約の草案について

## 第一五条 抗告決定

(1) 抗告が第一〇八条、第一一〇条および第一二一条ならびに当協定の施行規則の規定に従っていないときは、抗告院はその抗告を許されないものとして却ける。

(2) 第一二三条第一項中に定められている審査の結果抗告は認められないと抗告院が考えるときは、抗告院はその抗告を理由がないものとして却下する。

(3) 抗告の全部または一部が認められうるときは、抗告院は抗告がなされた決定の全部または一部を廃棄する。抗告院は第九七条第一項もしくは第一〇五条第三項中に定められている通知に至るまでの手続自体を続行したまゝヨーロッパ特許の付与、維持もしくは撤回について決定したまゝ、手続の状態からみて必要と考えるときは、抗告がなされた決定を行なった部課に、一層の審理を行なわせるため、当該事案を差し戻すことができる。

(4) 抗告院が抗告のなされた決定を行なった部課に一層の審理を行なわせるため事案を差し戻すときは、差戻しを受けた部課は、当該事案の爾後の審理には、抗告院の決定を基礎としなければならない。抗告により取り消された決定が審査課によつてなされていたときは、審査部も同様に抗告院の決定に拘束される。

### 第一二六条 特定の法律問題に関する大抗告院の決定 または意見

(1) 統一的な法の適用を確保するためにまたは基本的な意義を有する法律問題が生じたときは

(a) 手続の係属している抗告院は、右目的のため大抗告院

の決定が必要なかぎりにおいて、大抗告院に照会し

(b) ヨーロッパ特許庁長官は

「手続の係属しているときのほかいつでも大抗告院に意見の陳述を求め」

右問題につき二つの抗告院が相互に異なつた決定をした場合には、大抗告院に法律問題を照会することができる。

(2) 第一項(a)中に定められている大抗告院の決定は、当該係属中の抗告につき、抗告院を拘束する。

## 第五節 国際特許協力条約による国際出願

### 第一一七条 国際特許協力条約の適用

(1) 一九七〇年六月一九日付国際特許協力条約——以下では「協力条約」という——は本節の規定に従つて適用されるべきものとする。

(2) 協力条約による国際出願のヨーロッパ特許庁における手続については、協力条約の規定と抵触しないかぎりにおいて、協力条約の諸規定および、補充的に、当協定の諸規定を適用する。特に、当協定第八八条第二項中に掲げられている審査申立て期間は、国際出願については、協力条約第二二条または第三九条中に掲げられている期間より早く経過することはない。

(3) 当協定中において協力条約が引用されているときは、その引用は協力条約の手続規定にも及ぶ。

### 第一一八条 (削除)

### 第一一九条 受理官庁としてのヨーロッパ特許庁

(1) ヨーロッパ特許庁は、出願人が当協定締結国であり、かつ、協力条約が効力を生じている国家の国民であるときは、協力条約第二条第一五号の意味における受理官庁となることができる、出願人が右国家内にその本店または住所を有しているときはも同様である。

(2) ヨーロッパ特許庁は、出願人が当協定非締結国の国民である場合であつても当該国家が協力条約の締結国であり、かつ、管理会議との間の契約によつて、ヨーロッパ特許庁が協力条約の規定により当該国家の国内官庁に代わる受理官庁として業務を行なつているときは、受理官庁となることができる、出願人が右国家内にその本店または住所を有しているときも同様である。

(3) ヨーロッパ特許庁は、出願人が工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国であり、かつ、国際特許協力同盟総会の定めるところにより、ヨーロッパ特許庁を管轄を有する受理官庁としている国家の国民であるときは、管理会議の事前の同意を条件として、受理官庁となることができる、出願人が右国家内にその本店または住所を有しているときも同様である。

### 第一一〇条 国際出願の提出および移送

(1) 出願人がその国際出願につきヨーロッパ特許庁を受理官庁として選択するときは、出願人はその国際出願を直接ヨーロッパ特許庁に提出しなければならない。ただし、第六四条第二項を適用する。

(2) 国際出願が工業所有権に管轄を有する国内の中央官庁の仲介を経てヨーロッパ特許庁に提出される場合には、当協定締結国は、ヨーロッパ特許庁が協力条約による伝達義務を定められた期間内に履行しうるに必要な時期に、その出願をヨーロッパ特許庁に移送することを確保するに適當なすべての処置をとる。

(3) 国際出願については、当協定の手数料規則中に定められている仲介手数料を納付しなければならない。仲介手数料は出願と同時に納付されるべきものとする。

## 第一二一条 指定官庁としてのヨーロッパ特許庁

(1) ヨーロッパ特許庁は、国際出願人が当協定締結国を指定している場合においてその指定国につきヨーロッパ特許を希望する旨国際出願中において受理官庁に通知したときは、その指定国につき協力条約第二条第一三号の意味における指定官庁となる。当協定締結国のうち自国の指定はヨーロッパ特許の出願としての効力を有する旨定めている国家を出願人が国際出願中において指定したときも同様である。

(2) 当協定締結国中第八条の権能行使したグループがあるときは、そのグループは、指定は共同してのみなされうこと、

および、そのグループに属する当協定締結国の一の指定は、出願人がそのグループの指定国につきヨーロッパ特許を要求する旨通知する場合には、これらグループに属する当協定締結国の全部の指定とみなす旨、定めることができる。出願人が右グループに属する一締結国を指定した場合において同国の指定はヨーロッパ特許の出願としての効力を有する旨同国法が定めているときも同様である。

(3) ヨーロッパ特許庁が協力条約第二五条第二項(a)による指定官庁としてなすべき決定については、審査部の管轄とする。

## 第一二一条a 国際予備審査機関としてのヨーロッパ特許庁

(1) ヨーロッパ特許庁は、協力条約第二章が効力を有している当協定締結国の国民である出願人について、同章の意味における国際予備審査機関として業務を行なう、ただし、管理会議と知的所有権に関する国際組織国際事務局との間に締結される合意を条件とする、出願人が右国家内にその本店または住所を有しているときも同様である。

(2) ヨーロッパ特許庁は、協力条約の加盟国でなくもしくは同条約加盟国であつても同条約第二章が効力を有していない国家であつて、管理会議と知的所有権に関する国際組織国際事務局との間に締結された合意に基づき、国際特許協力同盟総会によりヨーロッパ特許庁を同国に対する国際予備審査機関とする旨定められた国家の国民である出願人についても、管理会議の

事前の同意を条件として、国際予備審査機関として業務を行なう、出願人が右国家内にその本店または住所を有しているときも同様である。

(3) 協力条約第三四条第三項(a)に基づきヨーロッパ特許庁によって定められた国際予備審査追加手数料に対し出願人がなす異議についての決定は、抗告院の管轄とする。

#### 第一二一条b 選択官庁としてのヨーロッパ特許庁

ヨーロッパ特許庁は、出願人が第一二一条第一項または第二項中に掲げられている指定国の一国を選択した場合でかつ協力条約第二章が効力を有している国家の国民である場合には、協力条約第二条第一四号の意味における選択官庁として業務を行なう。本条の規定は、出願人が協力条約の加盟国でなくしくは加盟国であっても同条約第二章が効力を有していない国家の国民である場合において同国家内にその本店もしくは住所を有している場合にも、管理会議の事前の同意を条件として、これを適用する、ただし、その出願人が、協力条約第三一条第二項(b)に基づく決議によって、国際特許協力同盟総会から国際予備審査申立てをすることが許されている場合にかぎる。

#### 第一二二条 国際サーチ・レポート

第一三七条の規定を留保して、協力条約第一八条による国際サーチ・レポートは第七九条第一項による技術水準に関する報告書に代わる。

#### 第一二三条 国際出願の公表

(1) 第一二一条第一項によりヨーロッパ特許庁が指定官庁となつてなされる国際出願は、協力条約第二一条により国際事務局によつてなされるその国際公開後、以下の諸規定に定めるところを除き、出願人に対し、第一九条による仮の保護を与える。

(2) 国際事務局によつてなされる国際出願の国際公開が第三四条第一項中に掲げられている言語の一つでなされたときは、第一項による仮の保護は、第三四条第一項中に掲げられているその他の二つの言語へのクレームの翻訳が刊行された日から発生する。

(3) 国際事務局によつてなされる国際出願の国際公開が第三四条第一項中に掲げられている言語でなされなかつたときは、第一項による仮の保護は、第三四条第一項中に掲げられている言語の一つへの国際出願の翻訳と他の二つの言語へのクレームの翻訳が刊行された日から発生する。

(4) 国際事務局による国際出願の国際公開のうち第二項によるクレームの翻訳の刊行または第三項による翻訳の刊行を伴うものは、第八五条によるヨーロッパ特許出願の出願公開に代わる。

#### 第六節 ヨーロッパ特許出願の国内特許出願への転換

##### 第一二四条 国内手続開始の申立て

(1) 次の場合には、ヨーロッパ特許出願人またはヨーロッパ特許所持人の申立てにより、指定国の工業所有権に関する中央官庁は国内特許付与手続を開始する

(a) ヨーロッパ特許出願が第六五条第五項または第一五七条第三項により取り下げられたものとみなされたとき  
(b) その他、当協定によりヨーロッパ特許出願が却下され、取り下げられもしくは取り下げられたものとみなされま

たはヨーロッパ特許が撤回された場合のうち国内法によつて定められているとき。

(2) 申立ては、ヨーロッパ特許出願が却下され、取り下げら

れもしくは取り下げられたものとみなされまたはヨーロッパ特許が撤回された日から三月の期間以内に、なされなければならぬ。第七六条第一項中に掲げられている効果は、右期間以内に申立てがなされなかつたときは、消滅する。

### 第一二五条 申立てとその移送

(1) 第一二四条による申立ては、第一二七条の場合を除き、ヨーロッパ特許庁に対し行ない、かつ、国内特許付与手続の開始を希望する締結国名を指示しなければならない。申立ては、当協定の手数料規則中に定められている手数料が納付されたときに、なされたものとみなす。  
(2) ヨーロッパ特許庁は、申立て中に示されている指定国の工業所有権に関する中央官庁に対し、そのヨーロッパ特許出願もしくはそのヨーロッパ特許に関する一件書類の謄本を添付して、その申立てを移送する。

### 第一二六条 移送の形式

(1) 第一二五条第二項により移送されるヨーロッパ特許出願

に対しても、当協定もしくは当協定の施行規則中に定められてゐるとは異なる要件または当協定もしくは当協定の施行規則中に定められている以外の要件を、国内法によつて定めることはできない。

(2) 出願の移送を受けた工業所有権に関する中央官庁は、二月以上の期間内に、出願人に對し、以下のことを、要求することができる。

(a) 国内出願手数料の支払

(b) 当初の特許出願および、ヨーロッパ特許付与手続中にいて変更がなされたときは、その変更された特許出願のうち出願人が国内手続において提出しようとするものの当該締結国の公用語の一つへの翻訳。

### 第一二七条 特別な場合における国内手続の開始

第六五条第五項中に定められている期間の経過後工業所有権に関する国内の中央官庁がヨーロッパ特許出願をヨーロッパ特許庁に移送しなかつたときは、第一二四条による申立ては国内の中央官庁に対し行なう。国内の中央官庁は、國家の安全に関する規定の適用を留保しつゝ、右申立てを、ヨーロッパ特許出願の謄本一通を添付して、出願人が申立て中において指示している締結国の中の中央官庁に、直接移送する。

### 第一二八条 (削除)

## 第六章 ヨーロッパ特許出願およびヨーロッパ特許の維持

### 第一節 ヨーロッパ特許出願の維持

## 第一二九条 ヨーロッパ特許出願の年次手数料

(1) ヨーロッパ特許出願に対しても、当協定の手数料規則中に定められている年次手数料を、ヨーロッパ特許庁に、納付すべきものとする。年次手数料は出願の日から起算して三年次およびそれ以降について支払わなければならない。

(2) 第一項による義務は、ヨーロッパ特許が付与された日を含む出願年次の経過とともに、終了する。

(3) 追加のヨーロッパ特許出願に対しても、年次手数料を納付することを要しない。独立の特許出願となつた追加のヨーロッパ特許出願または第八八条第四項により独立の特許出願とみなされる追加のヨーロッパ特許出願に対しても、当初から独立の特許出願に対すると同様に、遡及的につつ将来について、年次手数料を納付すべきものとする。

## 第一三〇条 支払期日

(1) 翌年次の年次手数料は、ヨーロッパ特許出願がなされた日を含む暦月の最終日に、毎年、履行期が到来する。

(2) 年次手数料の支払が第一項中に示されている日までにされないときは、年次手数料は、なおその支払期日後六月の期間以内は、有効にこれを納付することができる、ただし、当協定の手数料規則中に定められている割増手数料を同時に納付しなければならない。

(3) 年次手数料が第二項中に掲げられている期間を経過するまでに納付されないときは、ヨーロッパ特許出願は取り下げら

れたものとみなす。

## 第一三一条 支払の証明

ヨーロッパ特許庁の管轄を有する機関だけが、第一二九条および第一三〇条第二項中に定められている手数料は、必要な期間内に、支払われたことにつき決定し、かつ、その決定に対する抗告につき決定を行なう権能を有する。

## 第二節 ヨーロッパ特許の維持

### 第一三二条 ヨーロッパ特許の年次手数料

ヨーロッパ特許に対しても、当協定締結国の国内法によつてまたは第八条により締結された協定によつて管轄を有する部課が、第一二九条第二項中において示されている年次に接続する年次についてのみ、年次手数料を徴収することができる。

## 第七章 ヨーロッパ特許の無効

### 第一三三条 無効原因

(1) 第一二三四条の場合を除き、各締結国は、次の理由があるときにかぎり、自國の法律に基づきヨーロッパ特許の無効を宣告することができる、ただし、無効宣告の効果は当該国家の主権領域内にのみ及ぶ

- (a) ヨーロッパ特許の対象が第九条ないし第一四条による特許能力を有しないとき  
(b) 専門家が実施可能な程度に明確かつ完全に発明が開示されていないとき  
(c) ヨーロッパ特許の対象がヨーロッパ特許出願の内容よ

り広いとき

- (d) ヨーロッパ特許の保護範囲が、第一〇四条の規定に反して、異議手続中において拡大されたとき。
- (2) 無効原因がヨーロッパ特許の一部のみに関するときは、当該特許を無効原因に応じて制限することによって、無効の宣告を行なう。国内法に規定があるときは、右制限は、クレーム、明細書または図面の変更をすることによって、これを行なうことができる。

### 第一三四条 国内の先願権

当協定の一締結国において国内特許もしくは国内特許出願が、ヨーロッパ特許の優先日にまたは優先日後に、公開された場合において当該国内特許もしくは国内特許出願がそのヨーロッパ特許出願より前の優先日を有するときは、そのヨーロッパ特許は、当該締結国内においては、国内の先願権の関係につき国内特許として取り扱う。

### 第八章 ヨーロッパ特許庁における手続の一般規定

#### 第一節 一般手続規定

##### 第一三五条 除斥および忌避

- (1) 抗告院および大抗告院の構成員は、事案に個人的な利害を有しているとき、かつてその事案につき当事者の一方の代理人として行為したときまたは抗告の対象となつている決定に関与したときは、その事案の審理に関与することができない。
- (2) 抗告院または大抗告院の構成員は、第一項中に掲げられ

ヨーロッパ特許条約の草案について

ている理由またはその他の理由のため事案の審理に関与することができないと考へるときは、その旨院に通知する。

- (3) 第一項中に掲げられている理由があるときは不公正な決定をするおそれがあるときは、当事者は抗告院または大抗告院の構成員を忌避することができる。忌避は、院構成員の国籍を理由としてまたは申立人と同一の国籍を有する者が院構成員中に存しないことを理由として、申し立てることはできない。
- (4) 第二項および第三項の場合にはその院が決定する。第二項の場合には当該院構成員の関与なしに決定を行なう。

#### 第一三六条 証拠調べ

第一項による証拠調べを委嘱することができる。

- (1) 審査部、異議部または抗告院の手続において、当事者は以下の立証手段を使用することができる
- (a) 当事者の出廷
- (b) 情報提供の依頼および文書の提出
- (c) 証人の尋問
- (d) 専門家による鑑定
- (e) 現場検証。
- (2) 審査部、異議部および抗告院は、その構成員の一人に、第一項による証拠調べを委嘱することができる。
- (3) 抗告院および抗告院から証拠調べを委嘱された院構成員は、必要があると考へるときは、証人および専門家を宣誓させることができる。
- (4) 合法な召喚にかかわらず出頭しない証人に對し、抗告院

は○○以下の罰金を課することができます。正当な理由なく陳述または宣誓を拒む証人に対しても、同一の罰金を課することができます。正当な免責事由のあることを証人が述べるときは、罰金を課さないことができる。」

(5) 当協定の各締結国は、ヨーロッパ特許庁において証人または専門家がなした偽証を、自国の民事事件に管轄を有する裁判所においてなされた同一の犯罪として取り扱う。当協定の各締結国は、ヨーロッパ特許庁長官からの通告に基づき、偽証をなした証人または専門家を、自国の管轄を有する裁判所において訴追する。)

(6) 当事者、証人および専門家はその住所地の裁判所において尋問を受けることができる。証人および専門家は、審査課、審査部または異議部から尋問が求められているときといえども、その住所地の裁判所において宣誓の後尋問を受けることができる。

### 第一三七条 技術水準に関する追加報告書

(1) ヨーロッパ特許庁は、必要があるときはいつでも、ハーベ所在の国際特許協会に対し、技術水準に関する追加報告書を求めることができる。

(2) 次の場合には、第一項による報告書のための費用は出願人の負担とする

(a) 出願人の行為によって、特にクレームの変更によって、報告書が必要となつたとき

(b) 報告書が第一二二条による国際サーチ・レポートを補充するため求められたとき。

(3) 第二項の場合にはヨーロッパ特許庁は、出願人に對し、一月の期間以内に当協定の手数料規則中に定められている追加手数料を納付するよう催告する。必要な期間内に手数料が納付されないとときは、ヨーロッパ特許出願は取り下げられたものとみなす。

(4) 本条の規定は第七九条第五項および第六項の規定の適用を妨げない。

### 第一三八条 指定国毎に異なるクレーム

ヨーロッパ特許出願、または、ヨーロッパ特許の指定国となつてゐる一国もしくは数国につき先願のヨーロッパ特許出願の内容が、第一一条第三項および第四項によつて技術水準に属している旨ヨーロッパ特許庁が確認するときは、その出願人または特許所持人はこれらの諸国につき異なつたクレームを提出することができる。

### 第一三九条 理由の告知

ヨーロッパ特許庁のする決定は、両当事者がそれについて意見を述べることのできた理由にのみ、基づくことができる。

### 第一四〇条 口頭審理

(1) ヨーロッパ特許庁が必要と考へるときは職権により、当事者の一方の申立てがあるときはその申立てにより、口頭審理を行なう。

(2) 審査課が必要と考えるときは審査課がヨーロッパ特許出願の全部もしくは一部を却下しよると考えるとときにかぎり、出願人の申立てに基づき、審査課において口頭審理を行なう。

#### 第一四一条 期 間

当協定中においてヨーロッパ特許庁により定められることとなつてゐる期間は、二月を下りかつ四月を越えることはできない。特別な理由がある場合には、右期間は、その期間経過前の申立てに基づき、これを延長することができる。

#### 第一四二条 期間徒過前の状態への復帰

(1) ヨーロッパ特許庁に対する関係において課された期間を、不可抗力のために、徒過した出願人は、その徒過の直接的な結果として当協定の定めるところによりヨーロッパ特許出願もしくは申立てが却下され、ヨーロッパ特許出願が取り下げられたものとみなされることは、その他の権利もしくは法的手段を喪失することとなるときは、申立てに基づき、期間徒過前の状態に復帰する。

(2) 第一項による申立ては、障害の消滅後二月の期間以内に、なされなければならない。期間に遅れた行為も右期間内に完了しなければならない。右申立ては、徒過した期間経過後一年の期間以内にかぎり、これをすることができる。年次手数料の不払の場合には、第一三〇条第二項中に定められている期間は一年の期間から控除される。

(3) 第一項による申立てには、その理由となる事実を疏明する理由を付さなければならぬ。

(4) 期間に遅れた行為について決定する権限を有している部課が第一項による申立てについて決定する。右申立てを拒絶する決定には、理由を付さなければならぬ。

(5) 本条の規定は第六六条第三項、第七三条第一項、第七五条第一項、第八一条第四項、第五項、第八八条第二項および第九四条第二項の期間には適用しない。

(6) 出願公開されたヨーロッパ特許出願の対象となつている発明を、そのヨーロッパ特許出願却下確定の時もしくはそのヨーロッパ特許出願が取り下げられたものとみなされる日と期間徒過前の状態への復帰の公示の時との間に、当協定の締結国の一国において、善意で、実施しましたは実施のため有効でかつ現実の準備を始めた者は、自己の企業においてまたは自己の企業の必要のため、無償で、その実施を継続することができる。

#### 第一四三条 公 示 催 告

(1) 出願人が死亡した場合においてその相続人がわからぬときは、ヨーロッパ特許庁は、死亡の日から六月経過後公示催告の方法によつて、相当な期間内にヨーロッパ特許出願につき相続権を主張するよう相続人に催告する。

(2) 必要な期間内に相続権を主張するものがないときまたは必要な期間内に相続権を主張した者が相当な期間内にその相続権を立証しないときは、ヨーロッパ特許出願は取り下げられた

ものとみなす。

#### 第一四四条 特許出願および特許の形式の承認

ヨーロッパ特許庁は、出願人もしくは特許所持人が提出したは同意した文言に基づいてのみ、ヨーロッパ特許出願もしくはヨーロッパ特許を審査し、ヨーロッパ特許出願もしくはヨーロッパ特許に関する決定を行なう。

#### 第一四五条 一般原則の照会

当協定中に手続に関する規定が欠けているときは、ヨーロッ

パ特許庁は当協定締結諸国において手続に関して一般的に認め

られている原則を顧慮する、右原則が存在しないときは、ヨーロッ

パ特許庁は当協定締結国の一国または数国の法を照会する。

#### 第一四六条 手続上の瑕疵の訂正

ヨーロッパ特許庁に係属している手続中においてヨーロッパ特許庁がした瑕疵は、ヨーロッパ特許長官の定める規則に従つて、訂正される、ただし、その訂正が出願人、特許所持人または第三者に不利益を与えないときにかぎる。

#### 第二節 公開、送達および書類閲覧

##### 第一四七条 手続の公開

(1) 審査課および審査部における口頭審理は公開しない。

(2) 決定の言渡しを含む口頭審理はヨーロッパ特許出願公開後抗告院および大抗告院においてならびに異議部において公開で行なう、ただし、特に手続当事者の一方に手続の公開が重大で、かつ、不当な不利益を与えることになる場合において当該

審級が反対の定めをしたときは、このかぎりでない。

#### 第一四八条 送 達

ヨーロッパ特許庁は、すべての決定および呼出状、ならびに、期間を開始させまたはその送達が当協定中に定められておりもしくはその送達をヨーロッパ特許長官が定めたすべての告示および通知を、職権によって、送達する。特別な事情があるとときは、工業所有権に関する各締結国の中官庁の仲介を経て、送達を行なうことができる。

#### 第一四九条 書類閲覧

(1) 第八五条によつていまだ出願公開されていないヨーロッパ特許出願に関する書類は、出願人の同意があるときにかぎり、閲覧することができる。

(2) ヨーロッパ特許出願人がその特許出願を自己に対しても主張した旨立証する者はだれでも、その特許出願の出願公開前に、第一項中に定められている同意なしに書類の閲覧を請求することができる。

(3) 分割出願が出願公開されたときはだれでも、当初の出願の出願公開前に、第一項中に定められている同意なしに当初の出願書類の閲覧を請求することができる。

(4) 第八五条によりなされた出願公開後はだれでも、その申立てにより、ヨーロッパ特許の付与手続および異議手続に直接関係する部分の書類を閲覧することができる。

(5) 書類の閲覧は、当協定の手数料規則中に定められている

手数料が納付された後、原本または謄本についてこれを行なう。

(6) 第一項の規定は、ヨーロッパ特許庁が、第三者に対し、

以下の参考資料を示しまたはこれを公開することを妨げるものではない

(a) ヨーロッパ特許出願番号

(b) ヨーロッパ特許出願日

(c) 出願人名

(d) 発明の名称

(e) 第六七条により指定された国名。

第一五〇条 国内出願に関する情報

(1) 出願人は、審査部または抗告院の請求があるときは、その定める期間内に、当該ヨーロッパ特許出願の対象となつてい

る発明の全部または一部につき国内特許出願をした国名ならびにその出願符号を通知しなければならない。

(2) 出願人が第一項による請求に応じないときは、ヨーロッパ特許出願を却下する。

### 第三節 費用およびその強制執行

#### 第一五一条 異議手続費用

(1) 異議手続の各当事者は自己に生じた費用を各自負担する。ただし、異議部または抗告院が、公平に合致する範囲において、口頭審理もしくは証拠調べにより生じた費用の分担に関し、異なる定めをするときは、このかぎりでない。

(2) 費用の分担は異議決定中において行なう。費用の分担に

ついては、権利の合目的的な防御のため必要とした費用—当事者の代理人の報酬を含む——についてだけ、考慮することができる。

(3) 審査課は分担に関する決定に従い償還されるべき費用の額を、申立てに基づき、確定する。右申立てには、費用の計算書と証拠書類とを添付すべきものとする。費用の分担を命じる決定が確定したときにかぎり、申立てをすることができる。費用の確定には費用を疏明するだけで十分である。

#### 第一五二条 費用および罰金の強制執行

(1) 手続費用の総額を定めまたは罰金を課するヨーロッパ特許庁の決定は執行力を有する、右規定は国家に対しては適用しない。

(2) 強制執行は強制執行のなされる場所をその主権領域とする当協定締結国の民事手続法の規定に従つて行なう。執行文は、債務名義の真正であることだけを審査した後、各締結国政府が指定しヨーロッパ特許庁に通報した国内官庁によって付与される。

(3) 利害関係人の申立てにより要件が充足されるときは、その利害関係人は、国内法によって管轄を有する官庁に直接事案を提出することにより、強制執行を行なうことができる。

### 第四節 代理

#### 第一五三条 代理を業とする者

(1) 自然人および法人のヨーロッパ特許庁における手続の代

理は、第五項の場合のほか、ヨーロッパ特許庁内に備えられて  
いるリスト中に登録されている自然人によってのみ、これをする  
ことができる。

(2) 当協定締結諸国の一国の領域内に営業所を有し、かつ、  
当該国家の工業所有権に関する中央官庁が発行する証明書に基  
づき当該官庁における特許事件につき業として代理をする資格  
を有するすべての者は、右リストに登録を受けることができる  
。登録は、資格の範囲を明らかにする証明書を添えた申立て  
に基づいて、なされる。

(3)

代理資格が一定の職業上の資格要件を必要としない当協  
定締結諸国の一の工業所有権に関する中央官庁において特許事件に  
つき代理をする者が右リストへの登録を申請するときは、その  
官庁において少なくとも五年間継続的に代理をしていることを  
必要とする。ただし、当協定締結諸国の一の工業所有権に関  
する中央官庁において特許事件につき自然人または法人を業と  
して代理する資格のあることがその国の規定により公けに確認  
されるときは、その者については、第一文に定める五年間の代  
理をしたことは必要としない。第二項の証明書は登録申請人が  
本項の要件の一を満たしていることを明らかにしなければなら  
ない。

(4) 第一項によりリストに登録された代理人は、第二項によ  
る証明書に基づき当該国家において特許事件につき行なうこと  
のできる代理の範囲内においてのみ、ヨーロッパ特許庁におい

て代理することができます。

(5) 当協定締結諸国の一国において資格と営業所とを有する  
弁護士は、当該国家において特許事件につき行なうことのでき  
る代理の範囲内において、ヨーロッパ特許庁で代理をすること  
ができる。

#### 第一五四条 必要的代理

(1) 第二項の場合を除き、いかなる者も、ヨーロッパ特許庁  
において、代理人を選任する義務を負わない。

(2) 当協定締結諸国の一国の領域内にその本店も住所も有し  
ない自然人および法人は、ヨーロッパ特許庁におけるすべての  
手続について、代理人を必要とする。

(3) 第二項中に掲げられている者は、施行規則に定める場合  
のほか、代理人によってのみヨーロッパ特許庁に対して有効に  
行為することができる。ただし、代理人によらずしてなされた  
ヨーロッパ特許出願は、代理人の任命が出願日後二月の期間以  
内にヨーロッパ特許庁に通知されるとときは、有効である。

#### 第一五五条 授 権

(1) ヨーロッパ特許庁における代理人は授権証書を提出しな  
ければならない。

(2) 複数の代理人が任命されているときは、それらの代理人  
は、授権中における定めのいかんを問わず、共同してまたは各  
自が独立して行為することができる。

(3) 授権中に反対の定めがないかぎり、授権は、ヨーロッパ

特許庁に対する関係では、授權者の死亡によつて消滅しない。

(4) 代理権を失つた代理人も、その消滅がヨーロッパ特許庁に通知されるまでは、なお代理人とみなす。

## 第五節 ヨーロッパ特許庁の鑑定

### 第一五六条 ヨーロッパ特許庁の鑑定

侵害訴訟または無効訴訟に管轄を有する国内裁判所の求めがあるときは、ヨーロッパ特許庁は、相当な手数料の納付と引換えに、争訟の対象となつてゐるヨーロッパ特許についての技術的鑑定を行なう義務を負う。

## 第九章 経過規定

### 第一五七条 ヨーロッパ特許庁の業務範囲の段階的拡張

(1) ヨーロッパ特許出願は、ヨーロッパ特許庁長官の提案に基づき管理会議の定めた日から、ヨーロッパ特許庁に提出することができる。第八八条によるヨーロッパ特許出願の審査は、当初特定の領域にのみ限定し、漸次他の領域に広げてゆくことができる。

(2) 管理会議は、ヨーロッパ特許庁長官の提案に基づき、第一項による制限を受けたヨーロッパ特許出願に再度制限を付することができる。ただし、いかなる場合であつても、ヨーロッパ特許出願が第六八条の要件を満たしているか否かについて審査しなければならない。

(3) ヨーロッパ特許出願が、第一項第二文または第二項によ

る手続の制限のため、引き続き審理することができないときは、

### ヨーロッパ特許条約の草案について

ヨーロッパ特許庁はその旨出願人に通知し、かつ、出願人に第一二四条による国内手続開始の申立てをすることができる旨指示する。右通知とともにヨーロッパ特許出願は取り下げられたものとみなす。出願人は通知のなかでその旨注意を受ける。

### 第一五八条 ヨーロッパ特許庁第一予算年度

(1) ヨーロッパ特許庁の第一予算年度は当協定発効の日から同年一二月三一日までとする。第一予算年度の開始が七月一日以降であるときは、第一予算年度は翌年の一二月三一日までとする。

(2) 第一予算年度の予算是当協定発効後できるだけ早く作成されなければならない。第四四条中に定められている第一予算年度のための当協定締結国の負担が払い込まれるまでの間、各締結国は、管理会議の請求があるときは、無利息で前払を行なう、この前払は第一予算年度の負担から控除する。前払の額は、第四四条第三項による割当率に従つて定める。

(3) 第三八条による職員の服務規定およびヨーロッパ特許庁のその他の使用人に対する勤務条件を定めるまでの間、管理会議およびヨーロッパ特許庁長官は、その権限の範囲内において、必要な人員を任命し、かつ、その目的のため期限つきの契約を締結する。管理会議は人員の任命のため一般原則を作ることができる。

### 第一五九条 留保

(1) 各締結国は、署名の際または批准もしくは加盟文書の寄

託の際、当協定発効後一〇年の経過期間中、以下のことを定める権利を留保することができる

(a) 第一三三条の規定にかかわらず、飲食物および医薬品について付与されたヨーロッパ特許ならびに農耕もしくは園芸方法について付与されたヨーロッパ特許で第一〇

条(b)の適用がないものは効力を有しないこと、または、  
国内特許に適用される規定に従い無効の宣告を受けること

国内特許に適用される規定に従い無効の宣告を受けること

(b) 第二〇条aの規定にかかわらず、国内特許に適用される規定に従い、ヨーロッパ特許は一〇年より短期の存続期間を有すること。

本条の規定に基づき留保をした各締結国は、事情が許すかぎり速やかに、留保を撤回する。留保の撤回は〇〇にあてた通知によって行なう、撤回は、通知の到達日後一月で効力を生じる。

(3) すべての留保は、第一項による経過期間の経過とともに、効力を失う。

### 第一六〇条 経過期間中における審査申立て期間

(1) 管理会議がその終期を定める経過期間の間、第八八条第二項中に掲げられている審査申立て期間は、ヨーロッパ特許公報中において第八五条第五項により技術水準に関する報告書の出願公開が記載された日から、〇〇年とする。右期間は、管理会議の決定により、短縮することができる。

(2) 第一項による管理会議の決定はヨーロッパ特許庁報中で公表される。

(3) 第一項による管理会議の決定は、その決定の公表後なされたヨーロッパ特許出願に対しても、適用される。

### 第一〇章 終 結 規 定

#### 第一六一条 施 行 規 則

(1) 当協定の施行規則は当協定と一体をなす。  
(2) 当協定の規定と施行規則の規定との間に不一致があるときは、当協定の規定が優先する。

#### 第一六二条 改 正

(1) 当協定は締結国会議において改正することができる。  
(2) 締結国会議は管理会議が召集する。当協定締結国の四分の三の出席をもつて締結国会議の定足数とする。当協定改正条文の採択には、締結国会議に出席し、かつ、投票する当協定締結国の四分の三の同意を必要とする。白票は投票とみなさない。  
(3) 当協定の改正条文は、締結国会議の定める数の締結国が批准書もしくは加盟書を寄託した後、同会議の定めた日から、発効する。

(4) 当協定の改正条文発効の日までに改正条文を批准せざまではそれに加盟しない国家は、その日以後、当協定の構成員でなくなる。

#### 第一六三条 署名——批准

(1) 当協定は、ヨーロッパ特許付与手続体系創設のための政

府間会議に参加した国家または右会議の開催について通知を受けそれに参加する権利を与えたすべての国家に対し、〇〇日まで、署名のため開放される。

(2) 当協定は署名国の批准を必要とする、批准書は〇〇国政府に寄託する。

#### 第一六四条 加 盟

(1) 当協定は、署名期間の経過後、第一六三条第一項中に掲げられている諸国の加盟のため、開放される。

(2) 当協定の発効後、ヨーロッパの他の国家は、管理会議の招請に基づき、当協定に加盟することができる。

(3) 当協定の締結国であつた国家で第一六二条第四項によつて構成員でなくなつた国家は、加盟することにより、新たに当協定の構成員となることができる。

(4) 加盟書は〇〇国政府に寄託する。

#### 第一六五条 発 効

(1) 当協定は、六国を下らずかつ一九七〇年中になされた特許出願総数の合計が少なくとも一八〇、〇〇〇となる場合における最後の国家の批准書または加盟書が寄託された後、三月で発効する。

(2) 第一項中に掲げられている国家は、管理会議における代表者を任命する、当協定発効後遅くとも二月後、第一六三条第二項中に掲げられている国家の政府の召集に基づき、特にヨーロッパ特許庁長官任命のため、管理会議を開催する。

(3) 当協定発効後のすべての批准および加盟は、批准書または加盟書の寄託後三月日の初日から、効力を生じる。

#### 第一六六条 適用領域

(1) 各締結国は、批准書もしくは加盟書中においてまたはその後いつでも〇〇国政府にあてた通告によって、当協定は同国が外交関係に責任を負つている一または複数の地域についても適用されるべき旨、宣言することができる。

(2) 第一項により批准書もしくは加盟書中においてなされた宣言は、批准もしくは加盟と同時に、効力を生じる、第一項による通告は〇〇国政府がこれを受領した後六月で効力を生じる。

(3) 各締結国はいつでも、第一項による通告によって当協定適用領域となつた主権領域の全部または一部について、当協定は爾後適用されない旨宣言することができる。この宣言は〇〇国政府が通告を受領した日から一年でその効力を生じる、ただし、宣言をした国家が、第一六二条第四項により、それ以前に当協定の構成員でなくなつているときを除く。

#### 第一六七条 当協定締結国間の争訟

(1) 当協定の解釈または適用につき当協定締結国間に争訟が生じ話し合いによつて解決がつかないときは、利害を有する一締結国求めに応じて、管理会議が関係諸国間の合意に達するよう努力する。

(2) 管理会議へ争訟が係属した日から六月の期間以内に右合意が得られないときは、各当事国は、国際司法裁判所規則に従

つて、争訟を同裁判所へ提訴することができる。

### 第一六八条 留保の制限

当協定の署名、批准または加盟に際しては、当協定の第一五九条中に定められている以外の留保をすることはできない。

### 第一六九条 当協定の存続期間

当協定の存続期間は無期限とする。

### 第一七〇条 脱退

各締結国はいつでも当協定から脱退することができる。脱退は〇〇国政府に通告するものとする。脱退は通告受領の日から一年でその効力を生じる、ただし、通告をした国家が第一六二条第四項によりそれ以前に当協定の構成員でなくなっているときを除く。

### 第一七一条 既得権の保持

(1) 第一六二条第四項または第一七〇条により当協定の構成員でなくなったことによって、当協定に基づきそれ以前に取得された既得権に、影響を及ぼすことはない。

(2) 指定国が当協定の構成員でなくなつた日に係属中のヨーロッパ特許出願は、その日後有効な当協定が当該指定国にも適用されるものとして、その指定国につきヨーロッパ特許庁が審理を継続する。

(3) 第二項の規定は、同項中に掲げられている日に異議手続が係属中でありまたは異議期間が満了していないヨーロッパ特許にも適用する。

(4) 本条の規定は、当協定の構成員でなくなつた国家が、ヨーロッパ特許に対し、その国家が構成員であった当時効力を有していた条文を適用することのできる権利に、いかなる影響をも与えるものではない。

### 第一七二条 言語

(1) 当協定はドイツ語、英語およびフランス語により、いずれも同等の効力を有する一通の原本によって、これを作成し、〇〇国政府の記録に寄託する。

(2) 管理会議の許可があるときは、当協定を締結国の他の公用語で公開することができる。解釈について争いが生じたときは、第一項中に掲げられている文言によつて決定する。

### 第一七三条 証明つき謄本の交付―通知

(1) 〇〇国政府は、当協定の証明つき謄本を作成し、署名国または加盟国政府に交付する。

(2) 〇〇国政府は、第一項中に掲げられている政府に対し、以下の点について通知する。

- (a) 署名
  - (b) 批准書または加盟書の提出
  - (c) 第一五九条による留保および留保の撤回
  - (d) 第一六六条による宣言または通告
  - (e) 当協定の発効日
  - (f) 第一七〇条による脱退および脱退が効力を生じる日。
- 〇〇国政府は国際連合事務局に当協定を登録する。

以上の証拠として、以下の全権委員は、良好妥当であると認められた全権委任状を提出した後、当協定に署名した。

〇〇において 〇〇年〇〇月〇〇日

## 付録二

### 共同市場のためのヨーロッパ特許に関する協定の第二予備草案（仮訳）

#### 目次

#### 第一章 一般規定

##### 第一条 共同体特許

##### 第二条 ヨーロッパ特許庁の特別機関

##### 第三条 管理会議小委員会

##### 第四条 ヨーロッパ共同体裁判所の管轄

##### 第五条 国内特許法との併存

##### 第六条 (削除)

#### 第二章 特許実体法

##### 第一節 特許を求める権利

##### 第七条 非権利者に対する特許付与

##### 第二節 特許の効力

##### 第八条 共同体特許の空間的保護範囲

##### 第九条 国内の先願権

##### 第一〇条 共同体特許の効力

##### 第一一条 共同体特許権の制限

##### 第一二条 特許侵害の場合における国内法の補充的適用

##### 第一三条 国内法に基づくその他の請求権

##### 第一四条 出願公開後のヨーロッパ特許出願から生じる権利

#### ヨーロッパ特許条約の草案について

##### 第五条 個人的占有権および先使用権

##### 第六条 (削除)

##### 第七条 共同体特許の追加特許

##### 第八条 財産の対象としての特許

##### 第九条 共同体特許への担保設定

##### 第十条 共同体特許に対するその他の物的権利

##### 第十二条 共同体特許に対する強制執行

##### 第十三条 財産の対象としての特許出願

##### 第十四条 共同体特許の契約上の実施許諾

##### 第十五条 法律行為に対する国内法の補充的適用

#### 第三章 特別機関

##### 第一節 ヨーロッパ特許庁の特別機関

##### 第二十五条 ヨーロッパ特許庁内への特別機関の設置

##### 第二十五条 a 言語

##### 第二六条 無効院構成員の任命

##### 第二節 財政規定

##### 第二十七条 ヨーロッパ共同体の財政法上の地位

##### 第二八条ないし第三八条（未作製）

## ヨーロッパ特許条約の草案について

同志社法学 二四卷二号 二〇八（三一六）

### 第三節 管理会議小委員会の管轄

第三十九条 一般規定の発令と改正

第四〇条 ヨーロッパ特許庁特別機関の活動の監視

第四一条 その他の決定

### 第三節 a 管理会議小委員会の構成

第四二条 小委員会会員

第四三条 ヨーロッパ特許庁長官の列席

### 第三節 b 管理会議小委員会の活動

第四四条 議長

第四四条 a 管理会議小委員会事務局

第四四条 b 管理会議小委員会総会

第四四条 c 内規

第四四条 d 言語

第四四条 e 投票権

第四四条 f 投票

第四四条 g 投票権の数

第四節 特別機関の構成

第四五条 特別機関の設置

第四六条 特許管理部

第四七条 無効部

第四八条 無効院

第五節 記録および公開

第四九条 共同体特許記録簿

第五〇条 共同体特許公報

第四章 ヨーロッパ特許出願

第五一条 指定の共同

第五十二条 年次手数料

第五十三条 支払期日

第五十四条 支払の證明

### 第五章 共同体特許の維持

第六章 管理会議の構成

第七章 管理会議の活動

第八章 特別機関の設置

### 第六章 共同体特許の消滅と無効

#### 第一節 消滅

第五十五条 共同体特許の放棄

第五十六条 共同体特許の消滅

#### 第二節 無効

第五十七条 無効原因

第五十八条 無効の効果

第五十九条 原因および効果

第六十条 無効部における手続

第六十一条 申立権者

第六十二条 异議手続中における無効宣告申立ての禁止

第六十三条 申立て

第六十四条 申立て相手方の答弁

第六十五条 申立ての審査

第六十六条 (削除)

第六十七条 第三款

第六十八条 第三款

第六十九条 第三款

第七十条 第三款

第七十一条 第三款

第七十二条 第三款

第七十三条 第三款

第七十四条 第三款

第七十五条 第三款

第七十六条 第三款

第七十七条 第三款

第七十八条 第三款

第七十九条 第三款

第八十条 第三款

#### 第三節 強制実施許諾

第六十一条 共同体裁判所における手続

第六十二条 強制実施許諾

第六十三条 強制実施許諾

第六十四条 強制実施許諾

第六十五条 強制実施許諾

第六十六条 強制実施許諾

第六十七条 強制実施許諾

第六十八条 強制実施許諾

第六十九条 強制実施許諾

第七十条 強制実施許諾

第七十一条 強制実施許諾

第七十二条 強制実施許諾

第七十三条 強制実施許諾

第七十四条 強制実施許諾

第七十五条 強制実施許諾

第七十六条 強制実施許諾

第七十七条 強制実施許諾

第七十八条 強制実施許諾

第七十九条 強制実施許諾

第八十条 強制実施許諾

第八十二条 強制実施許諾

第八十三条 強制実施許諾

第八十四条 強制実施許諾

第八十五条 強制実施許諾

・

第七一条 e 特別機関に対するその他の一般手続規定	第九五条 当協定締結国間の争訟
第九章 侵害手続およびその他の民事手続	第九六条 当協定の適用領域
第七二条 侵害訴訟に対する国内裁判所の管轄	第九七条 批准
第七三条 侵害手続	第九八条 発効
第七四条 特許付与前の侵害手続	第九九条 一部規定の爾後的発効
第七五六条 特許付与後の侵害手続	第一〇〇条 加盟
第七六条 特許侵害の可罰性	第一〇一条 通告
第七七条 a ヨーロッパ共同体裁判所による中間裁判	第一〇二条 議定書
第七八条 (削除)	第一〇三条 当協定の存続期間
第一〇章 経過規定	第一〇四条 改正
第一節 一般経過規定	第一〇五条 当協定の原本
第七九条 管理会議小委員会第一回総会	
第八〇条 第一予算年度	
第一節 共同体特許と国内特許による重複保護	
第八一条 経過期間中における重複保護の要件	
第八二条 併存する特許に対する物的権利の移転と設定	
第八三条 併存する特許に対する契約上の実施許諾	
第八四条 共同体特許出願前の権利変動	
第八五条 併存する特許に対する強制実施許諾	
第八六条 第三者による特許の実施に関する国内規定	
第八七条 併存する特許の侵害訴訟	
第八八条 特許が併存する場合における特許権者の確認または移転の裁判	
第八九条 併存する特許出願	
第九〇条ないし第九二条 (未定)	
第一章 終結規定	
第九三条 国内の実用新案および実用特許	
第九三条 a 重複保護の禁止	
第九四条 国内法との調整	
第九四条 a 施行規則	

ヨーロッパ特許条約の草案について

## 前文

### 第一章 一般規定 第一條 共同体特許

(1) この協定は、当協定締結諸国の全主権領域に適用される共通の法であり、かつ、右締結諸国につき、ヨーロッパ特許付与手続に関する協定に従つて付与されたヨーロッパ特許について定める発明特許の法を創設するものである。

(2) 当協定締結諸国に対して付与されたヨーロッパ特許は、「共同体特許」という。

(3) 共同体特許は单一で、かつ、自律的なものとする。单一性は、共同体特許が当協定締結諸国の全主権領域に対する関係でのみ存在し、かつ、当協定締結諸国の全主権領域に対する関

係でのみ譲渡または消滅することが可能であるという方法によつて実現する。自律性は、共同体特許は当協定の規定にのみ服する、という方法で保証する。

### 第二条 ヨーロッパ特許庁の特別機関

ヨーロッパ特許庁内に、ヨーロッパ特許付与手続に関する協定第三一条に基づき、当協定締結諸国間に共通の特別機関を設置し、当協定の規定する手続の実施にあたる。

### 第三条 管理会議小委員会

ヨーロッパ特許庁管理会議内に、ヨーロッパ特許付与手続に関する協定第三一条に基づき、当協定の定める任務を履行するため小委員会を設置する。

### 第四条 ヨーロッパ共同体裁判所の管轄

当協定がヨーロッパ共同体裁判所の管轄と定めている場合には、共同体特許に関する訴えについての裁判は、ヨーロッパ共同体裁判所が、最終審として、管轄を有する。一九五七年四月一七日付ヨーロッパ経済共同体裁判所規則に関する議定書を適用する。

### 第五条 国内特許法との併存

当協定は、共同体特許に関する法とともに、国内特許法をも維持することのできる当協定締結諸国の権利に影響を及ぼすものではない。

### 第六条 (削除)

## 第二章 特許実体法

### 第一節 特許を求める権利

#### 第七条 非権利者に対する特許付与

(1) ヨーロッパ特許が、ヨーロッパ特許付与手続に関する協定第一五条第一項の意味における権利者でない者に、付与されたときは、権利者は、共同体特許を求める権利の存在確認と共同体特許の移転を、請求することができる。

(2) 第一項による請求権は、ヨーロッパ特許付与の公告後二年以内に訴えにより主張されないとときは、消滅する。ただし、特許所持人が特許付与またはその後における特許取得の際善意でなかつたときは、このかぎりでない。

(3) ヨーロッパ特許付与手続に関する協定第一六条に基づく訴えが取り下げられ、または、確定した裁判によって却下されたときは、第一項の権利は消滅する。

(4) 共同体特許が権利者に移転されることにより、第三者に供与されていた実施許諾およびその他の権利は消滅する。第三者者が発明を、右権利に基づき、当協定締結諸国領域において、業として、善意ですに利用しているとき、または、そのためには必要な準備をしていたときは、その第三者は、権利者に、相当な対価と引き換えに、実施許諾の付与を要求することができます。

#### 第二節 特許の効力

#### 第八条 共同体特許の空間的保護範囲

共同体特許は、当協定が第九六条により適用される地域に対

し、その効力を有する。

## 第九条 国内の先願権

(1) 当協定締結国において、国内特許または国内特許出願が、共同体特許の優先日にまたは優先日後に、出願公開され、かつ、その国内特許または国内特許出願が共同体特許より前の優先日

を有する場合において、その共同体特許が国内特許であるとすれば当該協定締結国において無効と宣告されることになるときは、その共同体特許は、当該協定締結国では、効力を有しない。

(2) 共同体特許の侵害訴訟手続において、被告が、共同体特許の効力は、第一項により、協定締結国における国内特許の付与に依存していることを疎明したときは、関係裁判所は、共同体特許が国内特許出願と同一の対象に関するものであり、かつ、侵害が当該協定締結国の主権領域において行なわれたものである場合にかぎり、申立てに基づき、裁判を延期する。

## 第一〇条 共同体特許の効力

(1) 共同体特許は、すべての第三者に対し、次の行為を禁止する効力を有する。

(a) 発明の対象が産物であるときは、その産物を製造し、提供し、拡布しもしくは使用しましたは右目的のために輸入しもしくは占有すること

(b) 発明の対象が方法であるときは、

(aa) その方法を提供し、拡布しましたは使用すること

(bb) その方法によって直接製造された産物を提供し、拡

布しもしくは使用しましたは右目的のために輸入しもしくは占有すること、ただし、その産物が、ヨーロッパ特許付与手続に関する協定第一〇条により、保護の排除されている植物および動物に関するときは、このかぎりでない。

(2) 共同体特許は、さらに、次の場合に該当するときは、当該発明を実施する権利を有する者以外のすべての第三者に対し、特許発明を実施する手段のうちその発明の本質的構成要素に関するものを提供しましたは引き渡すことを禁止する効果を有する

(a) その手段がもっぱら当該発明の実施のために使用されるに適するものであるとき、または

(b) その第三者が、その手段が当該発明の実施のために使用されるに適するものであり、かつ、当該発明の実施のために使用されるものであることを知っているときまたは過失により知らなかつたとき。

右行為を、産業上の目的以外の目的のために行なう者は、本項の意味において、発明を実施する権限を有する者とみなさない。

(3) 共同体特許の効力は、産業上の目的のために行なわれる行為についてのみ及ぶ。私的領域における私的目的のための行為ならびに実験目的のために行なわれ、かつ、特許発明の対象に関する行為は、産業上の目的のために行なわれる行為とみなさない。

## 第一一一条 共同体特許権の制限

(1) 特許権者が当該特許により保護されている産物を当協定締結国の一国において拡布したときは、共同体特許は、爾後その産物に関し当協定締結諸国の主権領域内において行なわれる行為には、及ばない。

(2) 共同体特許権は、薬局において医師の処方に基づき個別的なされる薬剤の調合、ならびに、右方法により調合された薬剤に関する行為には、及ばない。

(3) 共同体特許権は、次の行為には及ばない

(a) 工業所有権の保護に関するパリ条約同盟国の中のうち当協定締結国でない国家の船舶が、一時的にまたは偶発的に、

当協定締結国領海に入つた場合において、当該船舶の船体、機械、船具、装置およびその他の従物に関する特許発明の対象を、もっぱら、その船舶の必要のために使用すること

(b) 工業所有権の保護に関するパリ条約同盟国の中のうち当協定締結国でない国家の航空機または車両が、一時的にまたは偶発的に、当協定締結国領海に入つた場合に

(c) 一九四四年一二月七日付国際民間航空条約第二七条中に規定されている行為、ただし、その行為が当協定締結

国でなく、かつ、同条の適用される国家の航空機に関する場合にかぎる。

## 第一二条 特許侵害の場合における国内法の補充的適用

(1) 共同体特許の侵害は、当協定中に別段の定めのないかぎり、当協定締結国領海の国内法の規定による。特に、共同不法行為および過失の要件については国内法の規定による。

(2) 共同体特許の侵害を理由とする当協定締結国裁判所における訴訟については、当該締結国領海の國際私法の規定により他の締結国領海の国内法を適用すべきものとされるときのほか、当該締結国領海の国内法を適用する。

(3) 適用される手続法は第七三条によって定める。

## 第一三条 国内法に基づくその他の請求権

第一〇条および第二二条の規定は、その他の法原因、特に不法行為法および不正競業法、から生ずる請求権を、国内法の規定に基づき主張することができる共同体特許権者の権利に、影響を与えるものではない。

## 第一四条 出願公開後のヨーロッパ特許出願から生じる権利

当協定締結諸国領海内において行なわれる行為においては、当協定締結国を指定しているヨーロッパ特許出願は、その出願の対象を当協定締結国領海内で実施している者に、事情に応じる相当な補償を請求することができる権利を、出願公開の日から、出願人に与える。第九条ないし第一三条を適用する。

## 第五条 個人的占有権および先使用権

当協定締結国の一国においてある発明に対して国内特許が付与されればその発明につき先使用権または個別占有権を有すべきであった者は、その発明を対象とする共同体特許に対しても、当該国家において、右と同一の権利を有する。

### 第三節 追加特許

#### 第六条（削除）

#### 第七条 共同体特許の追加特許

(1) 追加のヨーロッパ特許は、当協定締結諸国の主権領域においては、第一条の適用される単一の追加特許とする。

(2) 共同体特許の追加特許は、基本特許とともに、消滅する。

ただし、基本特許が無効宣告または放棄によつて消滅したときは、追加特許は独立の特許となる。この特許は、基本特許の出願日から起算して、遅くとも10年の満了とともに消滅する。追加特許が二以上あるときは、最初に付与された追加特許だけが独立の特許となる、他の追加特許はその追加特許とみなす。

### 第四節 財産の対象としての特許

#### 第八条 共同体特許の移転

(1) 共同体特許は、全部的に、かつ、その共同体特許が効力を有する全主権領域についてのみ、これを権利移転の対象とすることはできる。この規定は、右領域の全体につき共有の形式による権利移転を、排除するものではない。

(2) 法律行為による共同体特許の移転は書面によりこれをな

すことを要し、かつ、契約両当事者の署名を必要とする。

(3) 権利移転の原因となつた移転契約書もしくは公正証書の原本もしくは証明つき謄本または権利移転を確認するに十分な契約書もしくは公正証書の抄本の提出があるときは、権利移転は、当事者の一方の申立てに基づき、共同体特許記録簿に登録する。当協定の手数料規則中に定められている手数料が納付されたときに、右申立てがなされたものとみなす。

(4) 第三項中に掲げられている添付書類の写し一部はヨーロッパ特許庁において保管される、ヨーロッパ特許庁は、第七一条d中に定められている手数料が納付された後、申立てに基づき、これら添付書類の閲覧を許可する。

(5) 権利移転は、共同体特許記録簿に登録されたときに、ヨーロッパ特許庁に対し効力を生じ、第三者に対する抗辯ができる、権利移転は、第三項中に掲げられている添付書類から明らかとなる範囲においてのみ、効力を有し、かつ、対抗力を有する。ただし、未登録の権利移転は、移転後その共同体特許またはその共同体特許に対する権利を取得した第三者でその権利の共同体特許記録簿への登録申立ての日に善意でなかつた者に対しても、対抗力を有する。

#### 第九条 共同体特許への担保設定

(1) 共同体特許は、全部的に、かつ、その共同体特許が効力を有する全主権領域についてのみ、これに担保を設定することができる。

(2) 共同体特許に対する契約による質権は、共同体特許権者の住所または本店が存する地の当協定締結国における国内特許への担保設定に関する法に従つて、設定される。特許権者が当協定締結諸国の領域内に住所も本店も有しないときは、第七一条eにより任命された代理人の事務所が存する地の当協定締結国に法を適用する。前段までの規定によれば数国に当協定締結国に法により質権が設定されるべきときは、これらの法のいずれによるかは両当事者の定めるところによる。

(3) 共同体特許に対する質権が共同体特許記録簿に登録されたときは、爾後の質権は、登録済み質権につき適用される当協定締結国に従つてのみ、これを設定することができる。質権登録の日に設定済みで未登録の他の質権は、登録済み質権に関する法に従つて設定されたものとみなす。

(4) 第一八条第二項ないし第四項を準用する。

(5) 共同体特許に対する質権は、共同体特許記録簿に登録されたときから、効力を生じる。

(6) 共同体特許に対する質権は、当協定中に別段の定めのないかぎり、当該質権の設定に際し適用されまたは適用されたとみなされる当協定締結国に従う。質権の換価処分については、右締結国裁判所またはその他の官庁の管轄とする。

## 第二〇条 共同体特許に対するその他の物的権利

第一八条、第一九条第二項、第三項および第六項を、質権を除く共同体特許に対する契約に基づく物的権利ならびに、可能

なかぎり、共同体特許に対する法定の物的権利に、適用する。

## 第二一条 共同体特許に対する強制執行

(1) 共同体特許は、全部的に、かつ、その共同体特許が効力を有する全主権領域についてのみ、これを差し押え、かつ、その他の強制執行処分に付することができる。

(2) 共同体特許に対する強制執行処分は、共同体特許権者の住所または本店が存する地の当協定締結国において管轄を有する官庁により、当該国家の法に従つて、これを行なう。特許権者が当協定締結諸国の領域内に住所も本店も有しないときは、第七一条eにより任命された代理人の事務所が存する地の当協定締結国に法を適用し、かつ、当該国家の官庁が管轄を有する。代理人が任命されていないときは、ヨーロッパ特許庁が所在する地の当協定締結国に法を適用し、かつ、当該国家の官庁が管轄を有する。

(3) 第二項により数国に当協定締結国に官庁が管轄を有するときは、最初の差押えがなされた地の当協定締結国に官庁がもっぱら管轄を有する。他の締結国においてなされた差押えは、申立てに基づき、専属管轄を有する官庁が反復することを要し、かつ、最初の差押えの時になされたものとみなす。当協定締結諸国の管轄を有する官庁は、ヨーロッパ特許庁に対し、差押えに関する文書の正本を送達する。

(4) 共同体特許の差押えは、ヨーロッパ特許庁およびその他第三者に対しては、共同体特許記録簿に登録されたときか

ら、効力を生ずる。ただし、未登録の差押えは、差押え後その

共同体特許またはその共同体特許に対する権利を取得した第三者で登録申立ての日に善意でなかつた者に対しては、効力を有する。

(5) 登録は、管轄を有する国内官庁の通知に基づき、手数料なしで、これを行なう。

(6) 差押えの登録後は、共同体特許の移転または共同体特許に対するその他の権利の付与の共同体特許記録簿への登録は、差押えの登録をした差押え債権者が右登録に同意する旨の宣言を右登録申立てに添付するときにかぎり、これを行なう。

(7) 共同体特許に関する仮差押えまたはその他の民事法上の保全処分に、前項までの規定を準用する。

(8) 共同体特許権者の財産につき破産が開始したときは、第一項、第二項、第三項、第五項および第六項を準用する。ただし、本項の意味においては、共同体特許権者である破産者の事業の本拠を第二項による本店とみなす。共同体特許権者である債務者の財産から二人以上の債権者が共同の満足を得るための破産以外のすべての裁判手続に、本項の規定を適用する。

### 第二二条 財産の対象としての特許出願

(1) 第一八条ないし第二一条、第二三条および第二四条を、当協定締結国を指定国とするヨーロッパ特許出願に準用する。右条文の適用に際しては、共同体特許記録簿に代えて、ヨーロッパ特許付与手続に関する協定中に定められているヨーロッパ

特許記録簿をあてる。

(2) 第一項中に掲げられているヨーロッパ特許出願につき第三者が取得した権利は、その出願に基づき付与された共同体特許につき、同一の効力を有する。

### 第二三条 共同体特許の契約上の実施許諾

(1) 共同体特許は、共同体特許が効力を有する領域の全部または一部について、実施許諾の対象とすることができます。

(2) 第一条第一項は、実施権者が適法に拡布した産物について、これを適用する。

(3) 第一八条第三項ないし第五項は、共同体特許に対する実施許諾の付与または移転に、これを準用する。

### 第二四条 法律行為に対する国内法の補充的適用

(1) 共同体特許に関する法律行為につき当協定が直接規定していないときは、当協定の指定する国内法を適用する。右の指定がないときは、両当事者の合意した法または、単独法律行為であるときは、その法律行為をした者が指示する法を適用する。適用すべき法が合意されずもしくは指示されなかつたときは右合意もしくは指示が提訴された裁判所の法によれば有効になされないときは、提訴された裁判所の国家において適用される國際私法の定めるところにより、適用すべき法を定める。

(2) 國際私法が物の所在地法を指定しているときは、共同体特許権者の住所または本店が存する地の当協定締結国の法を適用する。共同体特許権者が当協定締結諸国内に住所も本店も有

しないときは、第七一条eにより任命された代理人の事務所が存する地の当協定締結国の法を適用する。代理人が任命されないときは、ヨーロッパ特許庁が所在する地の当協定締結国の法を適用する。

### 第三章 特別機構

#### 第一節 ヨーロッパ特許庁の特別機関

##### 第二十五条 ヨーロッパ特許庁内への特別機関の設置

- (1) 当協定の実施のため第二条により設置される特別機関は、ヨーロッパ特許庁長官の指揮に服する。
- (2) 当協定の実施のための活動を行なうに際しては、ヨーロッパ特許庁は管理会議小委員会により監視を受ける。ヨーロッパ特許庁長官は、右活動につき、管理会議小委員会に対して責任を負う。

##### 第二十五条a 言語

##### (1) ヨーロッパ特許付与手続に関する協定第三四条を、第二

項の定めるところにより、当協定中に規定されている手続および刊行物に適用する。この場合において、右第三四条中の「当協定締結国」は当協定の締結国と理解すべきものとする。

##### (2) 前項の第三四条中の次の規定をそれぞれの場合に準用する

る。

##### (a) 第一項および第三項をヨーロッパ特許庁特別機関における手続に準用する。

##### (b) 第四項を共同体特許記録簿への登録に準用する

(c) 第六項を共同体特許特許明細書の変更文言に準用する

(d) 第七項を共同体特許公報に準用する。

### 第二六条 無効院構成員の任命

- (1) 管理会議小委員会は、無効院首席は、その院構成員の提案に基づき、ヨーロッパ特許庁長官の意見を審査した後任命し、その他の無効院構成員は、ヨーロッパ特許庁長官の提案に基づき、任命する。
- (2) 無効院構成員は、五年の任期でこれを任命し、かつ、この期間内はその職務を解くことはできない。

- (3) 職務の実行についての要件を満たさなくなりまたは重大な過誤を犯した無効院構成員は、ヨーロッパ特許庁長官の申立てに基づき、ヨーロッパ共同体裁判所がその職務を解きまたはその者の恩給請求権もしくはそれに代えて給与される特典の失権宣告をすることができる。

### 第二節 財政規定

#### 〔第二七条 ヨーロッパ共同体の財政法上の地位

- (1) ヨーロッパ共同体は、ヨーロッパ特許付与手続に関する協定および当協定に基づき当協定の締結諸国が支払うべき額を、当協定締結諸国に代わり、その予算中からヨーロッパ特許庁に支払う。
- (2) ヨーロッパ特許付与手続に関する協定および当協定に基づき当協定締結諸国に支払われるべき額を、当協定の締結諸国に代わりヨーロッパ共同体が、固有の所得として、ヨーロッパ

特許庁から、その支払いを受ける。

(3) 第一項および第二項中に掲げられている支出および収入は、ヨーロッパ共同体の予算中において、計上する。」

## 第二八条ないし第三八条（未作製）

### 第三節 管理会議小委員会の管轄

#### 第三九条 一般規定の発令と改正

管理会議小委員会は以下の権限を有する

- (a) 当協定の施行規則を改正すること
- (b) 当協定の実施のために必要な手数料規則およびその他

の規定を制定し改正すること。

#### 第四〇条 ヨーロッパ特許庁特別機関の活動の監視

(1) 当協定によって設置されたヨーロッパ特許庁特別機関の活動を監視すべき任務の範囲内において、管理会議小委員会は以下の職務を負う

- (a) ヨーロッパ特許庁予算の各節中における当協定実施のための収入および支出の項目を毎年確定し、かつ、ヨーロッパ特許庁長官がその項目につき修正もしくは補正をするときは、これを承認すること、ならびにその実施を監視すること
- (b) 当協定の実施のための費用に関するときは、ヨーロッパ特許付与手続に関する協定第五二条第二項中に定められている許可を与えること
- (c) 当協定の実施に関するヨーロッパ特許庁の経理を毎年

審査しこれを承認すること

(d) 当協定の実施に関するヨーロッパ特許庁長官の毎年度活動報告を承認すること。

(2) 管理会議小委員会は、第二六条に定めるところにより、無効院の構成員を任命する。

#### 第四一条 その他の決定

以下のことは管理会議小委員会の職務とする

- (a) 第一〇四条中に掲げられている改正会議の準備をすること
- (b) 第一〇〇条第四項中に掲げられている協定を起草すること。

### 第三節 a 管理会議小委員会の構成

#### 第四二条 小委員会会員

(1) 管理会議小委員会は当協定締結国の代表およびヨーロッパ共同体委員会の代表ならびにそれらの代理からなる。当協定の各締結国およびヨーロッパ共同体委員会は、小委員会のため一名の代表と一名の代理を任命する権利を有する。当協定締結国は管理会議および小委員会においては同一の者によつて代表される。

(2) 管理会議小委員会会員は、内規の定めるところにより、顧問または専門家の補佐を受けることができる。

#### 第四三条 ヨーロッパ特許庁長官の列席

ヨーロッパ特許庁長官は、管理会議小委員会の評議に、列席

する。

### 第三節 b 管理会議小委員会の活動

#### 第四四条 議長

(1) 管理会議小委員会は、当協定締結国の代表およびその代理のうちから、一名の議長と一名の副議長を選任する。副議長は、議長に事故あるときは、当然、議長に代わる。

(2) 議長および副議長の任期は三年とする。再選を妨げない。

(3) 第二項第一文の規定にかかわらず、当協定発効後最初に任命される議長の任期は四年とする。

#### 第四四条 a 管理会議小委員会事務局

(1) 当協定締結国数が少なくとも八国あるときは、管理会議小委員会はその会員中五名の者からなる事務局を設置することができる。

(2) 管理会議小委員会の議長および副議長は、当然、事務局員となる、その他の三名の事務局員は管理会議小委員会がこれを選任する。

(3) 管理会議小委員会が選任した事務局員の任期は三年とする。右事務局員の再選は許されない。

(4) 第三項第一文の規定にかかわらず、当協定発効後最初に設置される事務局の局員中管理会議小委員会が選任する一名の事務局員の任期を五年とし、他の一名の事務局員の任期を四年とする。

(5) 事務局は管理会議小委員会がその内規の定める範囲内で委託した任務を履行する。

#### 第四四条 b 管理会議小委員会総会

(1) 管理会議小委員会議長は総会を召集する。

(2) 管理会議は、毎年一回、通常総会を開催する、議長の発議または当協定締結国の三分の一の申立てがあるときは、総会を開催する。

(3) 管理会議小委員会の審議は、あらかじめ定められた議事日程に基づき、その内規に従って行なう。

(4) 仮の議事日程には、内規に従って管理会議小委員会の各会員がその上程を要請したすべての議題を含むものとする。

#### 第四四条 c 内規

管理会議小委員会は内規を制定する。

#### 第四四条 d 言語

(1) 管理会議小委員会で使用する言語は○○語とする。

(2) 管理会議小委員会に提出する文書および管理会議小委員会の審議についての議事録は、第一項中に掲げられている言語で作成する。

#### 第四四条 e 投票権

(1) 当協定締結国だけが、管理会議小委員会において、投票権を有する。

(2) 当協定の各締結国は、第四四条gの適用がある場合を除き、一票を有する。

## 第四四条f 投 票

### 第四節 特別機関の構成

#### 第四五条 特別機関の設置

(1) 以下の案件については、出席しかつ投票した当協定締結国の四分の三の多数を必要とする。

(a) 第三九条による決定

(b) 第四〇条第一項(a)による収入および支出項目の確定ならびに修正および補正の承認

(c) 第四〇条第一項(b)による許可

(d) 管理会議小委員会内規の制定および改正。

(2) 管理会議小委員会におけるその他の決定には、出席しかつ投票した当協定締結国の単純多数を必要とする。

(3) 白票は投票とみなさない。

#### 第四四条g 投票権の数

(1) 手数料規則の制定および改正ならびに当協定締結諸国との財政上の負担が増加することになる場合における第四〇条第一項(a)による収入と支出の項目の確定および同条による修正と補正の承認については、当協定の各締結国は、各締結国が一票を有する第一回目の投票後、その投票の結果いかんにかかわらず、第二項により定まる投票率によって直ちに第二回目の投票をすべき旨請求することができる。決定は第二回目の投票の結果によって定める。

(2) 第二回目の投票において当協定の各締結国が有すべき投票権の数は、以下の方針によつて定める

.....

関を設置する

ヨーロッパ特許庁内に、第二条の意味における以下の特別機

- (a) 単数の特許管理部  
(b) 単数または複数の無効部  
(c) 単数または複数の無効院。

#### 第四六条 特許管理部

(1) 特許管理部は、共同体特許に関するヨーロッパ特許庁の事務のうち、ヨーロッパ特許庁の他の部局の管轄に属さないすべてのものにつき、管轄を有する。

(2) 特許管理部は、法律に素養のある者で構成する。

(3) 特許管理部の決定は、一人の部員により、部の名において、行なう。

(4) 特許管理部員は、抗告院、大抗告院または無効院に属することは許されない。

#### 第四七条 無 効 部

(1) 無効部は、共同体特許の無効宣告の申立てについての決定に管轄を有する。

(2) 決定にあたつては、無効部は部長となる法律に素養ある一名の部員と技術に素養ある二名の部員で構成する。

#### 第四八条 無 効 院

(1) 無効院は、無効部および特許管理部のした決定に対する

抗告の決定について管轄を有する。

(2) 無効部のした決定に対する抗告の決定にあたっては、無効院は部長となる一名を含む法律に素養ある二名の構成員と技術に素養ある三名の構成員で構成する。特許管理部のした決定に対する抗告の決定にあたっては、無効院は法律に素養ある三名の構成員で構成する。

(3) 無効院の構成員は審査課、審査部、特許管理部または無効部に属することは許されない。

(4) 無効院の構成員は、その決定につき、いかなる指示にも拘束されることはない。無効院の構成員は、当協定の規定と当協定の施行のために定められた規定にのみ、服する。

## 第五節 記録および公開

### 第四九条 共同体特許記録簿

(1) ヨーロッパ特許庁は共同体特許記録簿を管掌し、同記録簿中に、当協定中でその登録をすることが定められているすべての事項を記載する。

(2) だれでも共同体特許記録簿を閲覧することができる。申立てがあるときは、当協定の手数料規則中に定められている手数料が納付された後、共同体特許記録簿の抄本を交付する。

### 第五〇条 共同体特許公報

ヨーロッパ特許庁は共同体特許公報を定期的に発行し、共同

体特許記録簿への登録事項を複製するほか、当協定中においてその公開をすることが定められているその他の事項を掲載す

る。

## 第四章 ヨーロッパ特許出願

### 第五一条 指定の共同

ヨーロッパ特許付与手続に関する協定第六七条による当協定の締結国の指定は、共同してのみこれを行ない、かつ、共同してのみこれを取り下げることができる。当協定締結国の一国の指定は当協定の全締結国の指定とみなす。

### 第五章 共同体特許の維持

#### 第五十二条 年次手数料

(1) 共同体特許に対しては、当協定の手数料規則中に定められている年次手数料を、ヨーロッパ特許庁に、納付すべきものとする。年次手数料は、ヨーロッパ特許付与手続に関する協定

第一二九条第二項中において示されている年次に接続する年次について、これを支払わなければならない。

(2) 第一項による義務は、早くとも出願の日から起算して三年目から、始まる。

(3) 追加特許に対しては年次手数料を納付することを要しない。追加特許が第一七条第二項により独立の特許となつたときは、独立の特許となつた時から手数料を納付しなければならない、支払期日および年度額は従来の基本特許の出願日によつて定まる。

### 第五三条 支払期日

(1) 年次手数料は、ヨーロッパ特許出願をした日を含む暦月

の最終日に、毎年、履行期が到来する。第一回目の年次手数料は、特許付与の確定後に、履行期が到来する。

(2) 年次手数料の支払が第一項中に示されている日までになされないときは、年次手数料は、なおその支払期日後六月の期間以内は、有効にこれを納付することができる、ただし、当協定の手数料規則中に定められている割増手数料を同時に納付しなければならない。

(3) 年次手数料を期限内に納付しないことによる共同体特許の消滅は、年次手数料の納付されるべき年度に先行する年度の経過とともに、生じたものとみなす。

#### 第四条 支払の証明

ヨーロッパ特許庁の管轄を有する機関だけが、第五二条第一

項、第三項および第五三条第二項中に定められている手数料は、必要な期間内に、支払われたことにつき決定し、かつ、その決定に対する抗告につき決定を行なう権能を有する。

### 第六章 共同体特許の消滅と無効

#### 第一節 消滅

##### 第五十五条 共同体特許の放棄

(1) 共同体特許は、その共同体特許が効力を有している全領域についてのみ、これを放棄することができる。放棄は、クレームの一部に制限することができる。

(2) 共同体特許の放棄は、共同体特許記録簿中において登録されている特許権者から書面により、ヨーロッパ特許庁に対し

て宣言することによって、これを行なう。放棄は、共同体特許記録簿に登録されたときに、効力を生じる。

(3) 共同体特許記録簿中に共同体特許に対する物的権利が登録されているときは、右登録されている第三者が放棄の登録に同意する旨の宣言が提出された後にかぎり、放棄の登録を行なう。共同体特許記録簿中に実施許諾が登録されているときは、特許権者が実施権者に前以って放棄の意思を通知していた旨疏明したときにかぎり、放棄の登録を行なう。

#### 第五十六条 共同体特許の消滅

(1) 共同体特許は、以下の場合に、消滅する

(a) ヨーロッパ特許付与手続に関する協定第二〇条aによ

る存続期間の満了

(b) 第五十五条により特許権者が共同体特許を放棄したときは、(c) 年次手数料または第七一条第三項中に定められている手数料が、必要な期間内に、納付されないとき。

(2) 第一項(b)および(c)の場合には、共同体特許の消滅は、共同体特許記録簿に登録され、かつ、共同体特許公報中で公示される。

#### 第二節 無効

##### 第一款 原因および効果

###### 第五十七条 無効原因

(1) 以下の場合には、共同体特許は、申立てに基づき、無効の宣告をうける

(a) 特許の対象がヨーロッパ特許付与手続に関する協定第九条ないし第一四条による特許能力を有しないとき

(b) 専門家が実施可能な程度に明確かつ完全に発明が開示されていないとき

(c) 特許の対象がヨーロッパ特許出願の内容より広いとき

(d) 特許の保護範囲が、ヨーロッパ特許付与手続に関する

協定第一〇四条の規定に反して、異議手続中において拡大されたとき。

(2) 無効原因が共同体特許の一部のみに関するときは、当該特許を無効原因に応じて制限することによって、無効の宣告を行なう。右制限は、クレーム、明細書または図面の変更をすることによって、これを行なうことができる。

### 第五八条 無効の効果

(1) 共同体特許の全部または一部を無効と宣告する決定の確定とともに、第一〇条中に規定されている特許の効果は、右決定の範囲において、当初から発生しなかつたものとみなす。

(2) 第一項による決定の確定とともに、共同体特許の無効が共同体特許記録簿へ登録され、かつ、共同体特許公報中で公示される。

(3)

共同体特許権者の故意または過失ある行為に基因する損害の賠償請求権に関する各国内法の規定ならびに不当利得に関する各国内法の規定を除き、共同体特許の無効の追溯効は、以下のものには、及ばない

(a) 無効宣告前に確定しかつ執行された侵害手続における裁判

(b) 無効宣告前に締結された契約のうち無効宣告前に履行されたもの。

### 第二款 無効部における手続 第五九条 申立権者

共同体特許の無効宣告申立ては、それに利益を有するすべての者が、これをすることができる。

#### 第五九条a 異議手続中における無効宣告申立ての禁止

共同体特許の無効宣告の申立ては、ヨーロッパ特許庁において特許付与に対する異議手続が係属中のときまたは異議をすることのできる期間は、これをすることができない。

### 第六〇条 申立て

(1) 共同体特許の無効宣告の申立ては、ヨーロッパ特許庁に對して、行なう。右申立ては、共同体特許記録簿中で特許権者として登録されている者を相手方とし、無効の宣告を求める特許を表示しなければならない。

(2) 第一項による決定の確定とともに、第一項の申立てには理由を付すべきものとする。

(3) (削除)

(4) 第一項の中立ては、当協定の手数料規則中に定められている手数料が納付されたときに、なされたものとみなす。

(5) 申立て人が当協定の締結諸国の領域外にその本店または住所を有する場合において相手方からの要求があるときは、申立て

人は手続費用につき担保を給付しなければならない。無効部は、公正な裁量により、担保の額および担保を給付すべき期間を確定する。担保が必要な期間内に給付されないとときは、無効部は右申立てを、不適法なものとして、却下する。

(2) 無効部は、第六二条第一項中に定められている審査の結果、申立てが許容されないと考えるとときは、右申立てを、理由がないものとして、却下する。

(3) 無効部は、申立ての一部または全部が理由があると考えるときは、共同体特許の一部または全部につき、無効の宣告をする。

## 第六一条 申立て相手方の答弁

(1) 無効部は、申立て相手方に、無効宣告の申立てがあつたことを通知し、かつ、無効部の定める一定期間内に、申立てに対する答弁をするよう催告する。

(2) 申立て相手方が第一項の期間内に答弁をしたときは、無効部はその答弁を申立人に通知する。

## 第六二条 申立ての審査

(1) 申立てが適法になされているときは、無効部は、職権により、事実を調査する、右審査は、当事者の主張にも申立てにも拘束されない。

(2) 無効部は、申立て理由中または申立て相手方の期限内に含まれていなかつた新たな事実および証拠方法を考慮する必要はない。

(3) (削除)

## 第六三条 (削除)

## 第六四条 申立てに対する決定

(1) 無効宣告の申立てが、第五九条、第五九条a、第六〇条

および当協定の施行規則の規定に適合していないときは、無効部は右申立てを、不適法なものとして、却下する。

(2) 無効部は、第六二条第一項中に定められている審査の結果、申立てが許容されないと考えるとときは、右申立てを、理由がないものとして、却下する。

(3) 無効部は、申立ての一部または全部が理由があると考えるときは、共同体特許の一部または全部につき、無効の宣告をする。

## 第六五条 費用

(1) 無効宣告の申立てについての決定中において、無効部は両当事者間における費用の分担について定めなければならない。申立てがあるときは、無効宣告の申立てが取り下げられたは共同体特許が消滅したときにも、費用の分担についての決定をることができる。

(2) 両当事者の代理人に対する報酬を含む費用の分担は、権利の合目的的な擁護に必要であつた範囲内の費用のみ、及ぶ。

(3) 無効部事務室は、申立てがあるときは、分担に関する決定に基づき弁償されるべき費用の額を確定する。右申立てに

は、費用計算書と領収証を添付すべきものとする。右申立ては、費用額確定の対象となつている決定が確定したときから、これをすることができる。費用額の確定には、費用を疏明するだけで足りる。

(4) 無効部事務室の費用額確定に関する決定に対しでは、無効部による決定を求める申立てをすることができる。右申立ては、事務室の決定送達後一月の期間以内に、ヨーロッパ特許庁に対し、書面により、かつ、理由を付して、提出すべきものとする。当協定の手数料規則中に定められている申立手数料が納付されたときに、申立てがなされたものとみなす。無効部は、口頭審理を行なうことなく、右申立てについて決定をする。

### 第三款 無効院の手続

#### 第六六条 抗告

(1) 無効部および特許管理部の決定に対しでは抗告をすることができる。

(2) ヨーロッパ特許付与手続に関する協定の抗告に関する規定は、第一〇八条第一項、第一一二条第三項、第一一五条第三項第二文、第四項第二文および第一一六条を除き、抗告手続に準用する。

(3) 無効部の決定に対する抗告手続における費用については第六五条を準用する、費用額の確定に関する決定は無効部事務室が行なう。

#### 第四款 ヨーロッパ共同体裁判所における手続

### 第六七条 法律抗告

(1) 第六六条により抗告に対してなされた無効院の決定に対しては、ヨーロッパ共同体裁判所へ法律抗告をすることができる。法律抗告は停止的効力を有する。

(2) 法律抗告は、重要な方式および手続規定の違背を理由とするとき、ならびに、当協定および当協定の実施に際して適用されるべき法規のうち国内法の規定についていのものの違背を理由とするときにかぎり、これをすることができる。

(3) 法律抗告は、無効院における手続の当事者のうち無効院の決定に不服である者が、これをすることができる。無効院における手続のその他の関与者も、ヨーロッパ共同体裁判所における手続に関与する。

(4) 法律抗告は、無効院の決定送達後一月の期間以内に、ヨーロッパ共同体裁判所に対し行なうものとする。

(5) 第六〇条第二項および第六項を準用する。

(6) ヨーロッパ共同体裁判所における法律抗告手続においては、当協定の手数料規則による手数料を徴収する。

(7) ヨーロッパ共同体裁判所における法律抗告手続は同裁判所手続規定中において定めるところによる。

### 第七章 強制実施許諾

#### 第六八条 共同体特許に対する強制実施許諾

(1) 国内特許につき強制実施許諾の付与を規定している当協定締結国の法は、共同体特許にこれを適用する。右強制実施許

諾の効力は当協定の当該締結国の領域に限定する。

(2) 当協定締結国は、共同体特許に対する強制実施許諾の付与に際し、少なくとも最終審で法律上の手段が開放されている旨、定めなければならない。右義務は、防御の理由で付与される強制実施許諾には、及ばない。

## 第八章 一般手続規定

### 第六九条 除斥および忌避

(1) 無効部および無効院の構成員は、事案に個人的な利害を有しているときもしくはかつてその事案につき当事者の一方の代理人として行為したときまたは当該事案につき付与手続もしくは異議手続の終局決定に関与したときは、その事案の審理に関与することができない。無効院の構成員は、また、前審の終局決定に関与したときは、その抗告手続に関与することができない。

(2) 無効部または無効院の構成員は、第一項中に掲げられてゐる理由またはその他の理由のため事案の審理に関与することができないと考えるときは、その旨部または院に通知する。

(3) 第一項中に掲げられている理由があるときまたは不公平な決定をするおそれがあるときは、当事者は無効部または無効院の構成員を忌避することができる。忌避は、部もしくは院の構成員の国籍を理由としてまたは申立人と同一の国籍を有する者が部もしくは院の構成員中に存しないことを理由として、申し立てるることはできない。

(4) 第二項および第三項の場合には、当該構成員が関与しているヨーロッパ特許庁内の機関が決定する。右決定は、第二項の場合は、当該構成員の関与なしに、これを行なう。

### 第七〇条 証拠調べ

(1) ヨーロッパ特許庁特別機関における手続においては証拠調べをすることができる。以下のものは証拠方法として使用することができる

- (a) 当事者の出廷
  - (b) 情報提供の依頼および文書の提出
  - (c) 証人の尋問
  - (d) 専門家による鑑定
  - (e) 現場検証。
- (2) 無効部および無効院は、その構成員の一人に、第一項による証拠調べを委嘱することができる。
- (3) 無効院および無効院から証拠調べを委嘱された院構成員は、必要があると考へるときは、証人および専門家を宣誓させることができる。
- (4) 合法な召喚にかかわらず出頭しない証人に対し、無効院は○○以下の罰金を課することができます。正当な理由なく陳述または宣誓を拒む証人に對しても、同一の罰金を課すことができる。正当な免責事由のあることを証人が述べるときは、罰金を課さないことができる。」
- (5) 当協定の各締結国は、ヨーロッパ特許庁において証人ま

たは専門家がなした偽証を、自国の民事事件に管轄を有する裁判所においてなされた同一の犯罪として取り扱う。当協定の各締結国は、ヨーロッパ特許庁長官からの通告に基づき、偽証をなした証人または専門家を、自国の管轄を有する裁判所において訴追する。」

(6) 当事者、証人および専門家はその住所地の裁判所において尋問を受けることができる。証人および専門家はその住所地の裁判所において宣誓をすることができる。

#### 第七一条 技術水準に関する報告書の補充

(1) 無効部および無効院は、必要があると考えるときはいつでも、審査課に対し技術水準に関する補充の報告を求めまたはハーグ所在の国際特許協会に技術水準に関する追加報告書を求めることができる。

(2) 第一項による報告書のための費用は、報告書の要請が、

特にクレームを変更したために、必要となつたときは、特許権者がこれを負担する。

(3) 第二項の場合には、ヨーロッパ特許庁の管轄を有する特別機関は、特許権者に対し、一月の期間以内に当協定の手数料規則中に定められている追加手数料を納付するよう催告する。必要な期間内に手数料が納付されないときは、共同体特許は消滅する。

#### 第七一条a 口頭審理

当事者の一方の申立てがあるときは、ヨーロッパ特許庁

特別機関が必要と考えるとときは、職権により口頭審理を行なう。

#### 第七一条b 手続の公開

(1) 特許管理部における口頭審理は公開しない。  
(2) 決定の言渡しを含む口頭審理は無効部および無効院において公開で行なう、ただし、特に手続当事者の一方に手続の公開が重大でかつ不当な不利益を与えることになる場合において当該機関が反対の定めをしたときは、このかぎりでない。

#### 第七一条c 期間徒過前の状態への復帰

(1) ヨーロッパ特許庁に対する関係において課された期間を、不可抗力のために、徒過した特許権者は、その徒過の直接的な結果として当協定の定めるところにより共同体特許が消滅し、申立てが却下されまたはその他の権利もしくは法的手段を喪失することとなるときは、申立てに基づき、期間徒過前の状態に復帰する。

(2) 第一項による申立ては、障害の消滅後二月の期間以内になされなければならない。期間に遅れた行為も右期間内に完了しなければならない。右申立ては、徒過した期間経過後一年の期間以内にかぎり、これをすることができる。年次手数料の不払の場合には、第五三条第二項中に定められている期間は一年の期間から控除される。

(3) 第一項による申立てには、その理由となる事実を疏明する理由を、付さなければならない。  
(4) 期間に遅れた行為について決定する権限を有している部

課が第一項による申立てについて決定する。右申立てを拒絶する決定には理由を付さなければならない。

(5) 共同体特許の消滅もしくは無効宣告確定の時と期間徒過前への状態への復帰の公示の時との間に、共同体特許の対象となつてゐる発明を、当協定締結国の一国において、善意で、実施しましたは実施のため有効かつ現実の準備を始めた者は、自己の企業においてまたは自己の企業の必要のため、無償でその実施を継続することができる。

#### 第七一条d 書類閲覧

無効宣告に直接関係ある部分の文書を、だれでも、申立てに基づき、閲覧することができる。閲覧は、当協定の手数料規則中に定められている手数料が納付された後、原本または謄本についてこれを行なう。

#### 第七一条e 特別機関に対するその他的一般手続規定

(1) 当協定中に別段の定めがないときで事柄の性質に反しないかぎり、ヨーロッパ特許付与手続に関する協定第八章第一節およびその他の一般手続規定をヨーロッパ特許庁の特別機関に適用する。特に、右協定中、情報提供の依頼(第六二条)、受託裁判事務(第六三条)、理由の告知(第一三九条)、一般原則の照会(第一四五条)、手続上の瑕疵の訂正(第一四六条)、送達(第一四八条)、費用および罰金の強制執行(第一五二条)および代理(第一五三条、第一五四条第一項、第二項、第三項第一文および第一五五条)の規定を適用する。

(2) ヨーロッパ特許付与手続に関する協定第六二条、第六三条、第一五三条および第一五四条の適用に際しては、「当協定締結諸国」とはこの協定の締結諸国と理解すべきものとする。

### 第九章 傷害手続およびその他の民事手続

#### 第七二条 傷害訴訟に対する国内裁判所の管轄

(1) 共同体特許の侵害を理由とする訴えは、国内法および国際協定によって定まる裁判管轄を有する国家の裁判所に、提起されるべきものとする。

(2) 第一項中に掲げられている国家内部においては、土地管轄および事物管轄は、国内特許の侵害に適用される諸規定によって定まる。当協定の全主権領域または複数の裁判地区にまたがる共同体特許の侵害を理由とする訴えを、事物管轄を有する一個の国内裁判所に指定することは、これを当協定締結諸国に留保する。

#### 第七三条 傷害手続

共同体特許の侵害を理由とする訴えについては、当協定中に別段の定めのないかぎり、訴えの提起されている裁判所の国内法でその国内特許の侵害を理由とする訴えに適用される手続規定を適用する。

#### 第七四条 特許付与前の侵害手続

ヨーロッパ特許の付与前に、当協定締結諸国を指定国として出願公開されたヨーロッパ特許出願から生ずる権利が、裁判上主張された場合において、その手続中で、発明の特許能力が争

われたときは、発明の特許能力の有無の判断が前提となる判決は、ヨーロッパ特許が付与された後に、これをすることができます。

#### 第七五条 特許付与後の侵害手続

(1) 共同体特許の侵害を理由とする訴えの係属している国内裁判所は、共同体特許の法的有効性について、判断することはできない。

(2) 付与されたヨーロッパ特許に異議が申し立てられたとき、または、共同体特許の無効宣告の申立てがなされたときは、国内裁判所は、当事者の一方の申立てに基づき、かつ、他の当事者の意見を聞いた後、その侵害手続を中止することができる。当事者的一方の申立てがあるときは、国内裁判所は、中止申立てに関する決定をするにつき、異議もしくは無効手続の書類を取り寄せなければならない。

(3) ヨーロッパ特許の付与後は、本条の規定は、ヨーロッパ特許出願を根拠とする訴えに、これを適用する。

#### 第七六条 特許侵害の可罰性

特許侵害に関する国内の刑事規定は、侵害行為が国内特許に対するものであれば可罰性を有していたときはそのかぎりにおいて、共同体特許の侵害にこれを適用する。

#### 第七六条a 国内裁判所におけるその他の民事手続

(1) 共同体特許に関するもので第七二条第一項中に掲げられている以外の訴えについては、国内特許に関する訴えであれば

土地管轄および事物管轄を有すべき当協定締結諸国の国内裁判所が、管轄を有する。第七二条第二項、第七三条ならびにヨーロッパ特許付与手続に関する協定第一五六条を準用する。

(2) 第一項中に掲げられている訴えに関する手続においては、共同体特許の法的有効性は、右訴えに関する手続において国内特許の法的有効性が抗弁の方法により争うことのできるときには、抗弁の方法により争うことができる。右の場合には、第七四条および第七五条を準用する。

#### 第七七条 ヨーロッパ共同体裁判所による中間裁判

(1) ヨーロッパ共同体裁判所は、国内裁判所に係属している共同体特許に関する手続において、以下の点につき、中間裁判の方法で決定を行なう

##### (a) 当協定の解釈

(b) 当協定の施行のために発せられた規定のうち国内法の規定に関しないものの有効性および解釈。

(2) 第一項の問題が国内裁判所に提起され、かつ、当該裁判所がその判決をなすにつき右問題についての決定を必要とすると考えるときは、当該裁判所は、ヨーロッパ共同体裁判所に、右問題についての決定を要請することができる。

(3) 第一項の問題が国内裁判所において係属中で、かつ、当該裁判所の決定は国内法による法的手段によつては取り消しえなくなる場合には、当該裁判所は、ヨーロッパ共同体裁判所に付託する義務を負う。

## 第七八条（削除）

### 第一〇章 経過規定

#### 第一節 一般経過規定

##### 第七九条 管理会議小委員会第一回総会

ヨーロッパ共同体委員会書記長の召集に基づき、管理会議小委員会は、当協定発効後二月を越えない期間内に、会合を持つ。

##### 第八〇条 第一予算年度（保留）

#### 〔第二節 共同体特許と国内特許とのによる重複保護〕

##### 第八一条 経過期間中における重複保護の要件

当協定発効後一〇年の経過期間中は、第九三条a第一項の規定および第九三条a第二項に基づき発せられた国内規定は、以下の要件が存するときは、右期間中に付与された国内特許にはこれを適用しない、ただし、右期間は、ヨーロッパ共同体評議会の決定によって、短縮することができる。

(a) 国内特許と共同体特許とは、同一の物的保護範囲を有しないときといえども、優先権主張の基礎となる共同の基盤を有しなければならない。

(b) 当協定締結国を指定しているヨーロッパ特許出願人は、ヨーロッパ特許庁に対し、そのヨーロッパ特許出願につき主張している優先権を利用して当該締結国で出願した国内特許出願の出願符号を示さなければならない、

右の指示は優先日後一六月経過するまでになされねばならないものとする。

## 第八二条 併存する特許に対する物的権利の移転と設定

- (1) 共同体特許の移転は第八一条中に掲げられている国内特許に及ぶ。国内特許に対する権利は共同体特許に対する権利と無関係に移転することはできない。
- (2) 第一項の規定は、強制執行処分ならびに質権およびその他契約上のもしくは法定の物的権利の設定および移転に、準用する。

### 第八三条 併存する特許に対する契約上の実施許諾

共同体特許に対する契約上の実施許諾付与は、同じ範囲において、第八一条中に掲げられている国内特許に及ぶ。右の規定による場合のほか、国内特許は契約上の実施許諾の対象とすることはできない。

### 第八四条 共同体特許出願前の権利変動

第八二条および第八三条中に掲げられている国内特許の権利変動のうち共同体特許出願日前に生じたものは、その権利変動が共同体特許およびその他の第八一条中に掲げられている国内特許に及ぶもののか、共同体特許出願日から、効力を失なう。

### 第八五条 併存する特許に対する強制実施許諾

- (1) 第八一条中に掲げられている国内特許は、共同体特許に対する強制実施から生ずる権利の行使に、異議を述べることはできない。
- (2) 共同体特許は、第八一条中に掲げられている国内特許に対する強制実施から生ずる権利の行使に、異議を述べることは

できない。

#### 第八六条 第三者による特許の実施に関する国内規定

発明の実施を、特許権者の宣言に基づき、すべての第三者に許すことに関する当協定締結国の国内規定は、第八一条中に掲げられている国内特許には適用しない。

#### 第八七条 併存する特許の侵害訴訟

(1) 第八一条中に掲げられている共同体特許および第八一条中に掲げられている国内特許の侵害を理由とする訴えは、共同体特許、国内特許またはその双方の特許に基づいてこれを提起することができる。訴えが双方の特許に基づいて提起される場合において共同体特許の侵害を理由とする手続が第七五条により中断するときは、国内特許の侵害を理由とする手続も中断されるべきものとする。共同体特許が無効の宣告を受けたときは、共同体特許の無効宣告の決定の対象となつた部分の範囲において、国内特許は被告に異議を述べることができない。

(2) 当協定締結国の一国において、第一項中に掲げられている特許の一に基づき、侵害訴訟を提起した者は、同一の被告またはその権利承継人に對し同一の国家において、第一項中に掲げられている他の特許に基づく新たな訴えを、爾後ににおける同一のもしくは類似の侵害行為を理由として、提起することはできない。

#### 第八八条 特許が併存する場合における特許権者の確認 または移転の裁判

共同体特許権者もしくは第八二条および第八三条中に掲げられている共同体特許に対するその他の権利の確認または移転を求める訴えに基づく裁判の効力は、第八一条中に掲げられている国内特許に及ぶ。右の規定による場合を除き、国内特許に関するすべての裁判は効力を有しない。

#### 第八九条 併存する特許出願

第九三条a第二項に基づき当協定の締結国が発布した規定は、第八一条中に掲げられている経過期間中は、同条(a)および(b)による要件を満たしているヨーロッパ出願および国内出願には適用しない。右出願には第八二条ないし第八八条を準用する。」

#### 〔第九〇条ないし第九二条〕（未定）

#### 第一章 終結規定

#### 第九三条 国内の実用新案および実用特許

(1) 第九条（第八二条ないし第八九条）、第九三条a、第九四条および第九九条第三項の規定は、当協定締結国中実用新案または実用特許を法律上認めている諸国において、実用新案権もしくは実用特許権ならびにそれらの出願について、これを準用する。

(2) 当協定締結国の中によれば、先願の実用新案または実用特許が存するときは後願の特許は実施できないときは、右規定は共同体特許についても適用する。

#### 第九三条a 重複保護の禁止

(1) 当協定締結国において付与された国内特許の対象をなす発明につき、单一でかつ同一の発明者またはその権利承継人に對し、同一の優先権を伴う共同体特許が付与されていたときは、次の時点においてその国内特許は消滅する。

- (a) 付与されたヨーロッパ特許に対する異議申立て期間が、異議申立てのないまま、徒過したとき、または
- (b) 付与されたヨーロッパ特許に対する異議が取り下げられたときまたは付与されたヨーロッパ特許の維持についての裁判が確定したとき。

(2) 当協定締結国は、一個の同一の発明に対し、共同体特許による保護のほか国内特許出願による保護を、また、当該締結国を指定国とするヨーロッパ特許出願による保護のほか国内特許出願または国内特許による保護を主張することができるか否か、かつ、いかなる要件の下でこれを認めるかについて定める権利を留保する、ただし、その発明が同一の発明者によってなされた場合にかぎる。

#### 第九四条 国内法との調整

(1) 国内特許出願の日またはその後に出願公開された共同体特許で右国内特許出願より前に優先日を有するものは、当協定の各締結国における当該国内特許出願またはそれに基づいて付与された特許との関係で、先願に基づく国内特許として取り扱う。

- (2) (削除)

(3) 当協定締結国の法が、後願の従属特許のため、先願の特許に對して強制実施許諾を付与することを規定しているときは、右規定は、共同体特許のためにも、適用する。

#### 第九四条a 施行規則

- (1) 当協定の施行規則は当協定と一体をなす。
- (2) 当協定の規定と施行規則の規定との間に不一致があるときは、当協定の規定が優先する。

#### 第九五条 当協定締結国間の争訟

(1) 当協定から生じる当協定締結国の義務に關し、当協定の二締結国または数締結国間に争訟が生じたときは、当事者である当協定の各締結国は右争訟を管理会議小委員会に提出することができ、管理会議小委員会は右争訟当事国間で合意が得られるよう努める。

(2) 管理会議小委員会へ第一項の争訟が係属した日から六月の期間以内に右合意が得られないときは、各当事国はヨーロッパ共同体裁判所へ提訴することができる。

(3) 当協定の一締結国が当協定から生じる義務に従つていない旨ヨーロッパ共同体裁判所が確認するときは、右締結国は右裁判所判決を実行するに必要な処置をとらなければならない。

#### 第九六条 当協定の適用領域

- (1) 当協定は、当協定締結諸国のヨーロッパ主権領域、フランス海外県およびフランス海外地域に、適用する。
- (2) オランダ王国は、当協定の署名もしくは批准に際しました

はその後いつでも、ヨーロッパ共同体評議会書記長に対する通告によつて、当協定をスリナムおよびオランダ領西インド諸島に適用せる旨、宣言することができる。オランダ王国は、いつでも、当協定を右主権領域には爾後適用しない旨、宣言することができる、右宣言は、ヨーロッパ共同体評議会書記長に通告した日から一年で、効力を生じる。

〔(3) 当協定の適用に際しては、第一項または場合により第二項中に掲げられている主権領域に境を接している大陸棚の部分は、一九五八年四月二九日ジュネーブで作成された領海及び接続水域に関する条約によつて限定される沿岸国の主権領域の範囲内においては、その主権領域に属するものとみなす。〕

### 第九七条 批 准

当協定は署名国の批准を必要とする。批准書はヨーロッパ共同体評議会書記長に寄託する。

### 第九八条 発 効

当協定は、批准書を最後に寄託する署名国が批准書を寄託した後二月日の最初の日に、効力を生ずる、ただし、ヨーロッパ特許付与手続に関する協定が当協定の署名国につき効力を生じる以前に当協定が効力を生じることはない。

### 第九九条 一部規定の爾後の発効

(1) 経過期間中は、第一一条第一項および第二三条第二項の規定にかかわらず、共同体特許権者は、同特許により保護されている産物で当協定の一締結国の主権領域内で拡布されたもの

を当協定の他の締結国の主権領域内へ輸入することに対し、異議を述べることができる、特許権者の意思に反して輸入された産物に関して行なわれる行為についても同様である。

(2) 経過期間は当協定の発効後五年とする。ヨーロッパ共同体委員会または当協定締結国の一国の提案に基づき、右経過期間は

(a) ヨーロッパ共同体評議会の全会一致の決定により、短縮することができる。

(b) ヨーロッパ共同体評議会の条件多数決による決定により、一回ないし数回延長することができる、ただし、通常五年を越えることはできない。右条件多数決はヨーロッパ経済共同体を創設する条約第一四八条第一項第二段第二事件によって定める。

(3) 本条中に定められている経過期間経過後は、当協定締結諸国の国内法規定いかんにかかわらず、当協定の一締結国で付与された特許権、または、一発明に対し当協定の数締結国で付与された特許権のうち同一の自然人もしくは法人または経済的に結合した自然人もしくは法人に属するものは、右特許により保護されている産物をその特許権者またはその実施権者が当協定の一締結国において合法に拡布した後は、右産物に関する当協定締結国の主権領域内でなされた行為に対し、異議を述べることはできない。特許の利用に関し一方が他方に対し直接的もしくは間接的に決定的な影響力を行使することができるとき、

または、第三者が右両名に右同様の影響力を行使することがで

きるときは、この両名は、本項において、経済的に結合したも

のとみなす。

(4) 本条中に定められている経過期間経過後は、当協定締結諸国の国内法規定いかんにかかわらず、不行使または不十分な行使を理由とする国内特許に対する強制実施許諾または裁定実施許諾は、その実施許諾の付与が申し立てられている当協定の締結国の主権領域内での需要に十分なように他の締結国でその発明の対象が製作されもしくは利用されているときは、これを付与することはできない。公けの利益を理由として当該国家により付与される実施許諾については、このかぎりでない。

## 第一〇〇条 加 盟

- (1) ヨーロッパ経済共同体の構成員となるすべての国家は当協定に加盟することができる。
- (2) 当協定への加盟に関する文書はヨーロッパ共同体評議会書記長に寄託する。加盟は加盟文書の寄託後二月日の初日に効力を生じる、ただし、ヨーロッパ特許付与手続に関する協定への加盟より早くなされることはない。
- (3) 当協定締結国は、ヨーロッパ経済共同体の構成員となるすべての国家は当協定に加盟する義務を負っていることを、確認する。
- (4) 当協定締結国と加盟しようとする国家との間で、当該国家の加盟によって必要となる当協定適用上の詳細を定めるた

め、特別協定を締結することができる。

## 第一〇一条 通 告

ヨーロッパ共同体評議会書記長は、署名国に対し、以下の事項を通告する。

- (a) 批准書および加盟書の寄託
- (b) 当協定が効力を生じた年月日
- (c) 第九六条第二項によりなされた宣言。

## 第一〇二条 議 定 書

当協定締結諸国の相互の了解の下に当協定に添付された議定書は当協定と一体をなす。

## 第一〇三条 当協定の存続期間

当協定の存続期間は無期限とする。

## 第一〇四条 改 正

当協定締結国が過半数が当協定の改正を申し出るときは、ヨーロッパ共同体評議会会长は改正会議を召集する。

## 第一〇五条 当協定の原本

当協定は、ドイツ語、フランス語、イタリア語およびオランダ語により、いずれも同等の効力を有する一通の原本によつてこれを作成する、当協定はヨーロッパ共同体評議会事務局文書課に寄託する、書記長は、各署名国政府に、証明つき謄本を交付する。